

# R 6 宮繕 旧農業大学校 石・石井

## 本館等解体工事（担い手確保型）

図 面 リ ス ト

通し番号	図 番	名 称	通し番号	図 番	名 称	通し番号	図 番	名 称
1		表紙・目次	26	A - 20	仮設計画・外構撤去図	31	E - 01	電気設備 配置図
2	共 - 01	宮繕工事共通仕様書 (1)	27	A - 21	外構改修図	32	E - 02	幹線動力・電灯設備 1階平面図
3	共 - 02	宮繕工事共通仕様書 (2)	28	A - 22	概略工程表 (参考)	33	E - 03	幹線動力・電灯設備 2階平面図
4	共 - 03	宮繕工事共通仕様書 (3)				34	E - 04	コンセント設備 1階平面図
5	解特 - 01	解体工事特記仕様書 (1)	29	S - 01	伏図・リスト	35	E - 05	コンセント設備 2階平面図
6	解特 - 02	解体工事特記仕様書 (2)	30	S - 02	軸組図	36	E - 06	弱電・防災設備 1階平面図
7	A - 01	付近見取図				37	E - 07	弱電・防災設備 2階平面図
8	A - 02	配置図・支障物件図				38	E - 08	電灯・コンセント設備 車庫詳細図
9	A - 03	外部仕上表・内部仕上表 (1)						
10	A - 04	内部仕上表 (2)				39	P - 01	管工事 配置図 (改修後)
11	A - 05	1階平面図				40	P - 02	管工事 配置図 (改修前)
12	A - 06	2階平面図				41	P - 03	管工事 1階平面図
13	A - 07	屋根伏図				42	P - 04	管工事 2階平面図
14	A - 08	立面図						
15	A - 09	矩計図				43	M - 01	空調工事 1階平面図
16	A - 10	階段詳細図				44	M - 02	空調工事 2階平面図
17	A - 11	展開図 (1)						
18	A - 12	展開図 (2)						
19	A - 13	展開図 (3)						
20	A - 14	展開図 (4)						
21	A - 15	建具表						
22	A - 16	詳細図 (1) 渡り廊下・自転車置場						
23	A - 17	詳細図 (2) 自動車車庫						
24	A - 18	詳細図 (3)						
25	A - 19	詳細図 (4)						

課 長	副課長	課長補佐	課長補佐	係 長	課 員	担 当

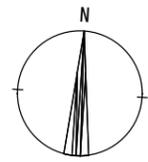
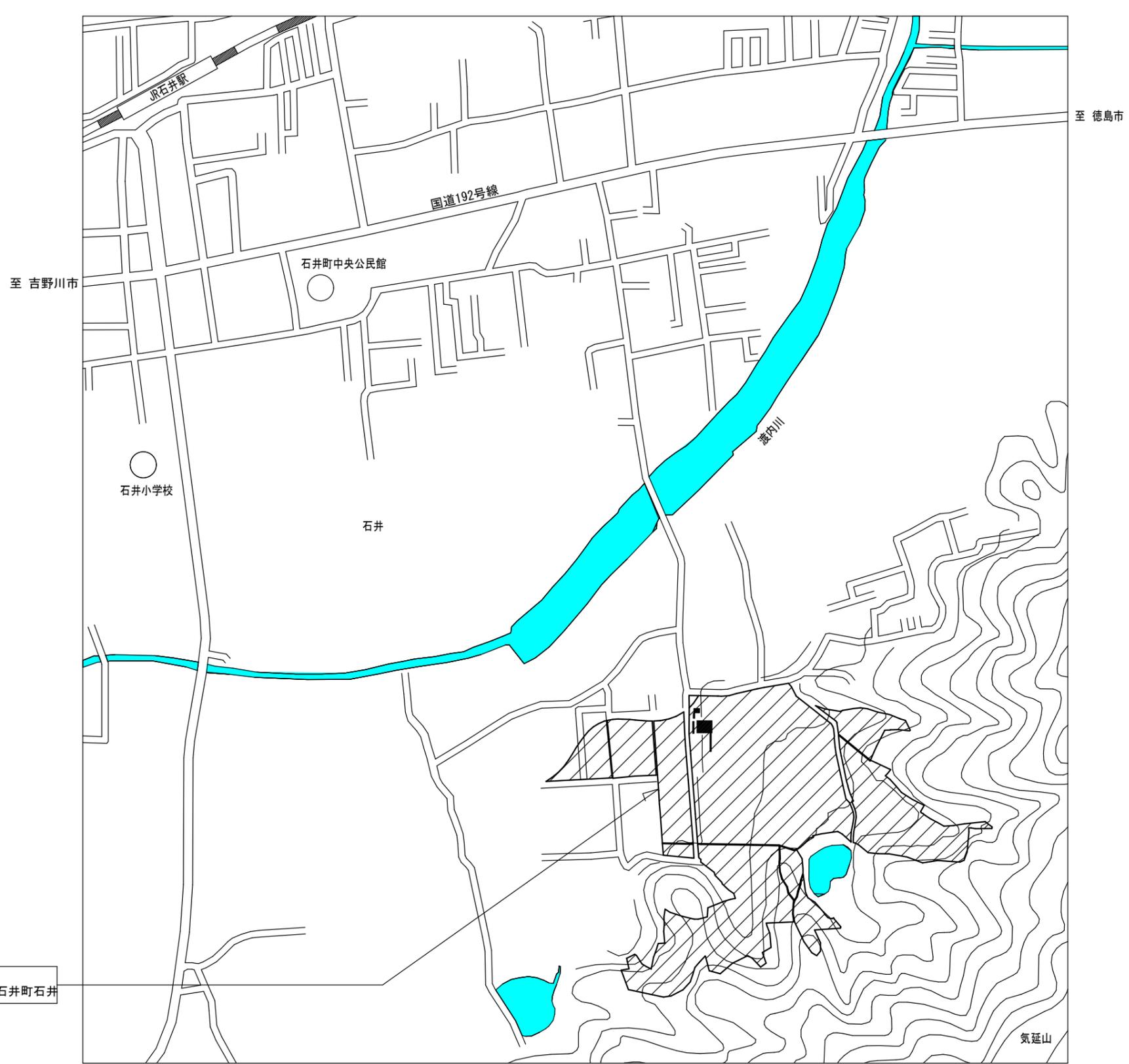
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																				
一般 共通 事項	1. 工事概要	<p>1. 工事名称 R6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事（担い手確保型）</p> <p>2. 工事場所 名西郡石井町石井</p> <p>3. 建物概要</p> <table border="1"> <tr> <td>建物名称</td> <td>旧農業大学校本館（西）、工作物：車庫、自転車置場2ヶ所、渡り廊下</td> </tr> <tr> <td>構造・規模</td> <td>鉄筋コンクリート造 2階建て、工作物：鉄骨造平屋建</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>約 860 m<sup>2</sup>、車庫：54.6 m<sup>2</sup>、自転車置場①：13.5 m<sup>2</sup>、自転車置場②：36.0 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>渡り廊下</td> <td>51.79 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>消防法施行令別表第1の区分</td> <td>7 項</td> </tr> </table> <p>4. 工事種目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>工事概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解体工事</td> <td>建築撤去工事、設備撤去工事</td> </tr> <tr> <td>外構工事</td> <td>その他付帯工事</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5. その他 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。</p>	建物名称	旧農業大学校本館（西）、工作物：車庫、自転車置場2ヶ所、渡り廊下	構造・規模	鉄筋コンクリート造 2階建て、工作物：鉄骨造平屋建	敷地面積	-	延床面積	約 860 m <sup>2</sup> 、車庫：54.6 m <sup>2</sup> 、自転車置場①：13.5 m <sup>2</sup> 、自転車置場②：36.0 m <sup>2</sup>	渡り廊下	51.79 m <sup>2</sup>	消防法施行令別表第1の区分	7 項	種目	工事概要	解体工事	建築撤去工事、設備撤去工事	外構工事	その他付帯工事							<p>7. 下請負人の選定</p> <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）</p> <p>(1) 施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備置置かなければならない。</p> <p>(2) 施工体系図の作成及び掲示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>(3) 警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p>(4) 運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p>(5) 施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。</p> <p>(6) 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者等は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。</li> <li>・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。</li> </ul> <p>◎工所用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。</p> <p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わの下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事を記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p>	<p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所では作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎日に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。</p> <p>◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。</p> <p>◎輸送災害の防止</p> <p>受注者は、工所用車両による土砂、工所用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請業者を指導すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積載重量制限を超えた土砂等の積み込みは行わないこと</li> <li>・さし柵装備車、不表示車は使用しないこと</li> <li>・過積載車両、さし柵装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと</li> <li>・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと</li> <li>・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある</li> </ul> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。</p> <p>(4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。</p> <p>(5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。</p> <p>(6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。</p> <p>(7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎アスベスト</p> <p>(1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。</p> <p>既存の分析調査結果の貸与（あり・なし）。</p> <p>(2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備置置くこと。</li> <li>・調査結果は3年間保存すること。</li> <li>・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。</li> <li>・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-11によること。</li> </ul> <p>(3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。</li> <li>・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。</li> <li>・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。</li> <li>・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。</li> </ul>
	建物名称	旧農業大学校本館（西）、工作物：車庫、自転車置場2ヶ所、渡り廊下																										
構造・規模	鉄筋コンクリート造 2階建て、工作物：鉄骨造平屋建																											
敷地面積	-																											
延床面積	約 860 m <sup>2</sup> 、車庫：54.6 m <sup>2</sup> 、自転車置場①：13.5 m <sup>2</sup> 、自転車置場②：36.0 m <sup>2</sup>																											
渡り廊下	51.79 m <sup>2</sup>																											
消防法施行令別表第1の区分	7 項																											
種目	工事概要																											
解体工事	建築撤去工事、設備撤去工事																											
外構工事	その他付帯工事																											
II. 営繕工事共通仕様書	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 適用基準</td> <td> <p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標準仕」という。）</li> <li>・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版</li> <li>・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版</li> <li>・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。）</li> <li>・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版</li> <li>・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版</li> <li>・木造建築工事標準仕様書 令和4年版</li> <li>・建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版</li> <li>・建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。）</li> <li>・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版</li> <li>・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版</li> <li>・敷地調査共通仕様書 令和4年版</li> </ul> <p>また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。）</li> <li>② 建築改修工事監理指針（令和4年版）</li> <li>③ 電気設備工事監理指針（令和4年版）</li> <li>④ 機械設備工事監理指針（令和4年版）</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>2. 優先順位</td> <td> <p>設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 質問回答書（②から⑤に対するもの）</li> <li>② 補足説明書</li> <li>③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む）</li> <li>④ 図面</li> <li>⑤ 公共建築工事標準仕様書等</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>3. 工事実績データの登録</td> <td> <p>(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。</p> <p>(a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(d) 訂正時は、適宜とする。</p> <p>なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>(2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。</p> <p>なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p> </td> </tr> <tr> <td>4. 工程表</td> <td>受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。</td> </tr> <tr> <td>5. 工事の着手</td> <td>受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。</td> </tr> <tr> <td>6. 施工計画書等</td> <td> <p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	特記事項	1. 適用基準	<p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標準仕」という。）</li> <li>・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版</li> <li>・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版</li> <li>・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。）</li> <li>・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版</li> <li>・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版</li> <li>・木造建築工事標準仕様書 令和4年版</li> <li>・建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版</li> <li>・建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。）</li> <li>・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版</li> <li>・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版</li> <li>・敷地調査共通仕様書 令和4年版</li> </ul> <p>また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。）</li> <li>② 建築改修工事監理指針（令和4年版）</li> <li>③ 電気設備工事監理指針（令和4年版）</li> <li>④ 機械設備工事監理指針（令和4年版）</li> </ol>	2. 優先順位	<p>設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 質問回答書（②から⑤に対するもの）</li> <li>② 補足説明書</li> <li>③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む）</li> <li>④ 図面</li> <li>⑤ 公共建築工事標準仕様書等</li> </ol>	3. 工事実績データの登録	<p>(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。</p> <p>(a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(d) 訂正時は、適宜とする。</p> <p>なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>(2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。</p> <p>なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p>	4. 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。	5. 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。	6. 施工計画書等	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。</p>	<p>9. 電気保安技術者等</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。</li> <li>・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。</li> </ul> <p>◎工所用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。</p> <p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わの下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事を記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p>	<p>11. 交通安全管理</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所では作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎日に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。</p> <p>◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。</p> <p>◎輸送災害の防止</p> <p>受注者は、工所用車両による土砂、工所用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請業者を指導すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積載重量制限を超えた土砂等の積み込みは行わないこと</li> <li>・さし柵装備車、不表示車は使用しないこと</li> <li>・過積載車両、さし柵装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと</li> <li>・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと</li> <li>・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある</li> </ul> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。</p> <p>(4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。</p> <p>(5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。</p> <p>(6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。</p> <p>(7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎アスベスト</p> <p>(1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。</p> <p>既存の分析調査結果の貸与（あり・なし）。</p> <p>(2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備置置くこと。</li> <li>・調査結果は3年間保存すること。</li> <li>・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。</li> <li>・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-11によること。</li> </ul> <p>(3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。</li> <li>・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。</li> <li>・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。</li> <li>・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。</li> </ul>											
項目	特記事項																											
1. 適用基準	<p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標準仕」という。）</li> <li>・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版</li> <li>・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版</li> <li>・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。）</li> <li>・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版</li> <li>・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版</li> <li>・木造建築工事標準仕様書 令和4年版</li> <li>・建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版</li> <li>・建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。）</li> <li>・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版</li> <li>・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版</li> <li>・敷地調査共通仕様書 令和4年版</li> </ul> <p>また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。）</li> <li>② 建築改修工事監理指針（令和4年版）</li> <li>③ 電気設備工事監理指針（令和4年版）</li> <li>④ 機械設備工事監理指針（令和4年版）</li> </ol>																											
2. 優先順位	<p>設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 質問回答書（②から⑤に対するもの）</li> <li>② 補足説明書</li> <li>③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む）</li> <li>④ 図面</li> <li>⑤ 公共建築工事標準仕様書等</li> </ol>																											
3. 工事実績データの登録	<p>(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。</p> <p>(a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(d) 訂正時は、適宜とする。</p> <p>なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>(2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。</p> <p>なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p>																											
4. 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。																											
5. 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。																											
6. 施工計画書等	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。</p>																											
	特記			<p>工事名称 R6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事</p> <p>図面番号 共 - 01</p> <p>図面名称 営繕工事共通仕様書（1）</p> <p>縮尺 1：-</p>	<p>徳島県県土整備部営繕課</p> <p><b>株式会社 象企画設計</b></p> <p>TEL 088-661-4080 FAX 088-661-4097</p> <p>徳島市雑賀町西開07-1 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 一級建築士登録 第86203号 林 貴</p>																							

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項												
一 章 一 般 共 通 事 項	<p>◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。</p> <p>(1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。</p> <p>(4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。</p> <p>(5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。</p> <p>(7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類の及び住所を必ず入力すること。ただし、パージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。 また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>◎再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>◎建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。</p> <p>◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。</p> <p>◎県産木材の原則使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p>	<p>14. 化学物質を発散する建築材料等</p> <p>15. 施工</p>	<p>◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の原則使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>県内産資材（次のいずれかに該当するもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</li> <li>徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県内に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</li> </ol> </div> <p>◎県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。 なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びブチレンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 (4) 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。</p> <p>◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処置を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎本工事の施工及び管理に当たり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。</p> <p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>	<p>16. 建設機械等</p> <p>17. 遠隔臨場の試行</p> <p>18. 工事看板等</p> <p>19. 仮設トイレ</p> <p>20. 設計変更箇所確認</p> <p>21. 工事検査及び技術検査</p>	<p>◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8建設省経機発第249号最終改正平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。</p> <p>◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事に於いて使用する工事看板・バリアード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。</p> <p>◎受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。 (1) 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事 (2) 当初請負金額が200万円未満の工事</p> <p>◎受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。 ・当初請負対象金額（設計金額）3千万円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ・当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> <p>◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																		
3千万円未満	—	1回																		
3千万円以上5千万円未満	—	2回																		
5千万円以上1億円未満	1回	2回																		
1億円以上	2回	3回																		
	特記	徳島県県土整備部営繕課		<p>工事名称 R6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事</p> <p>図面番号 共 - 02</p> <p>図面名称 営繕工事共通仕様書2)</p>	縮尺 1: -		<p>株式会社 象企画設計</p> <p>TEL 088-661-4080 FAX 088-661-4097</p> <p>徳島市雑賀町西開67-1 一級建築士事務所 徳島県知事登録第91093号 一級建築士登録第86203号 林 貴</p>													

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項							
一 章 一 般 共 通 事 項	22. 完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p> <p>◎提出書類 ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による） ・工事写真（電子データ2部） ・使用材料一覧表（電子データ2部） ・保全に関する資料 ・その他監督員が指示する図書（必要部数）</p> <p>◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着事前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</p>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ					
	区 分	サ イ ズ													
	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ													
	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ													
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ														
23. デジタル工事写真の 小黒板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県GALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>														
24. 火災保険	<p>◎火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）</p> <p>(1)対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。</p> <p>(2)付保険外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）</p> <p>(3)付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>(4)保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。</p> <p>(5)その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p>														
25. 公共事業労務費調査	<p>◎当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。</p> <p>受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>														
26. 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除	<p>(1)受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（(2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。</p> <p>(2)受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。</p> <p>(3)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。</p> <p>(4)受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p> <p>(5)受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。</p> <p>(6)受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じると認められる場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p>														
	特記	徳島県県土整備部営繕課		工事名称	R 6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事	図面番号	共 - 03	<b>株式会社 象企画設計</b> <small>TEL 088-661-4080 徳島市雑賀町西開67-1 FAX 088-661-4097 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 一級建築士登録 第86203号 林 貴</small>							
				図面名称	営繕工事共通仕様書(3)	縮尺	1 : -								



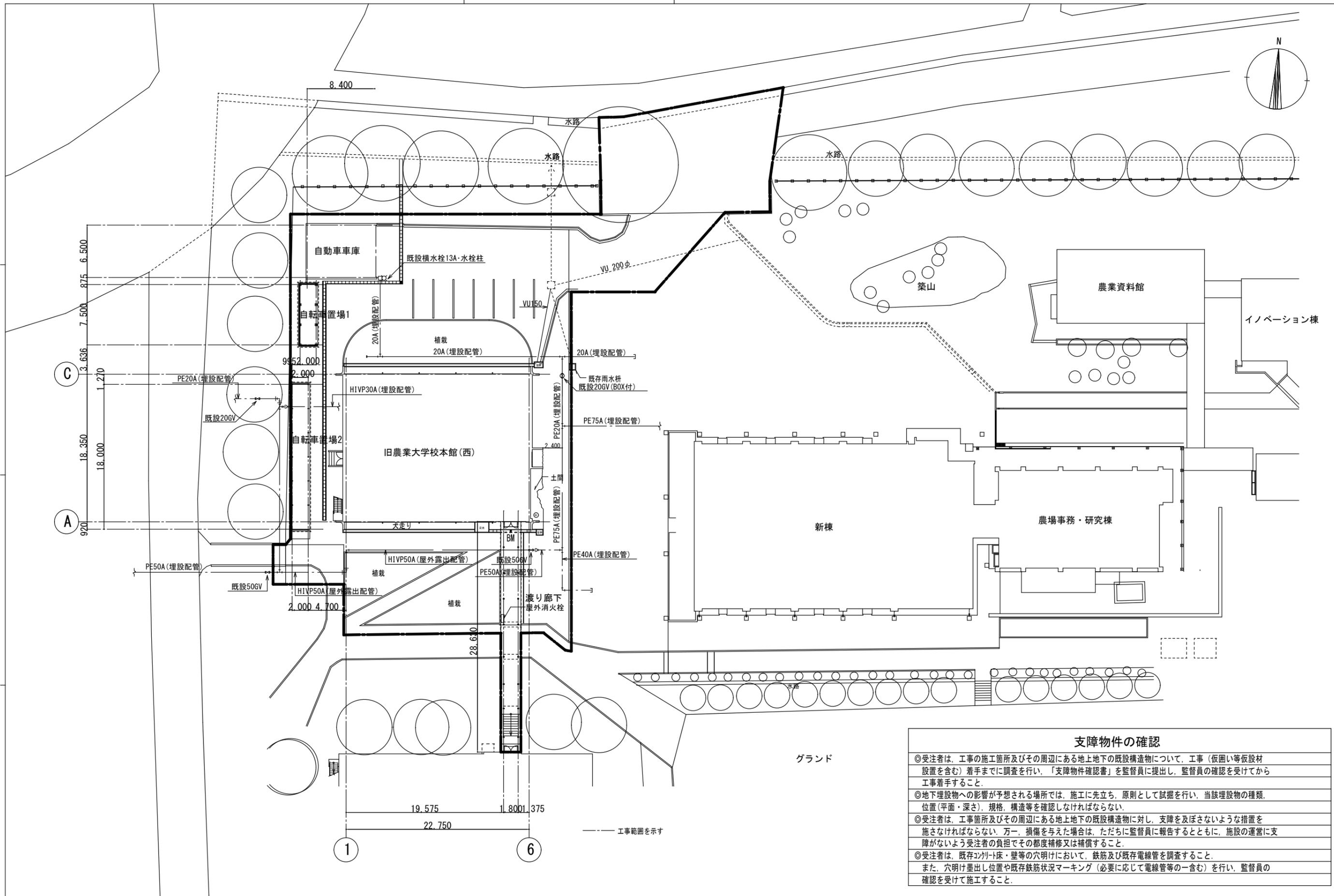
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																																																																																																																																						
4章 設備関係の処理	1. 設備機器類	<p>◎調査分析の結果、PCBを含む恐れのある機種は、養生の上、調書を添えて引き渡しとする。</p> <p>◎空調機器の撤去・処分を行う場合は、フロン類冷媒について、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき回収及び破壊処理を行うこと。</p> <p>◎家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法に基づき処理すること。</p>	6章 舗装工事	1. 路床	<p>◎盛土材料（B種 現場発生土、敷地内の仮置土、他現場発生土）</p> <p>◎六価クロム溶出試験を（行う・行わない）。</p> <p>行った場合、土壌環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果（計量証明書）を監督員に提出する</p> <p>六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」（平成12.3.31 建設第258号）の「六価クロム溶出試験実施要領（案）」により実施する。土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壌環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。</p> <p>◎路床土の支持力比（CBR）試験は（行う〔乱した土、乱さない土〕・行わない）。</p> <p>◎路床締固め度試験は（行う・行わない）。</p> <p>◎砂の粒度試験は（行う・行わない）。</p> <p>◎現場CBR試験を（行う・行わない）。</p> <p>◎路盤材料（再生砕石 RC-40）、車道部の厚さは（150）mm</p> <p>◎締固め試験は（行う）行わない）。</p> <p>◎路盤の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>舗装の種類</th> <th>部位</th> <th>舗装の厚さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト</td> <td>車路</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎再生加熱アスファルト混合物を（使用する・しない）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加熱アスファルト混合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生加熱アスファルト混合物</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎シールコートは（行う・行わない）。</p> <p>◎アスファルト混合物の抽出試験は（行う・行わない）。</p> <p>◎切取り試験を（行う・行わない）。</p> <p>◎表層の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。</p> <p>◎地域は（一般地域・寒冷地域）とする。</p> <p>◎舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。</p> <p>◎舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。</p>	舗装の種類	部位	舗装の厚さ(mm)	アスファルト	車路	50	種別	種類	備考	加熱アスファルト混合物			再生加熱アスファルト混合物			2. アスベスト含有成形板の除去	<p>◎養生等</p> <p>(1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。 外部足場（種類：手摺先行型枠組本足場、仕様 帆布、D=60cm、シート種類：防音シート） 屋上のアスファルト撤去は飛散の恐れがない為、養生を行わない。また、散水による湿潤は不要とする。</p> <p>(2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。 内部足場（種類：脚立足場） 養生種別（養生テープ、プラスチックシート t=0.15mm）</p> <p>◎工法</p> <p>(1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきかけて行うこと。 (2) 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま、「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。 (3) 除去作業中は、原則として散水その他の方法により、アスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。 (4) 建物から取り外した廃材を原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナボックスや車両を用意すること。 (5) やむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを飛散させないよう十分な湿潤化を行うとともに作業場所の外部に飛散させないための措置を講ずること。 (6) 屋上の石綿含有アスファルト防水の撤去は、専用機器により手作業で作業を行う。</p> <p>◎除去箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室名</th> <th>箇所</th> <th>建材種別</th> <th>面積</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>廊下</td><td>床</td><td>クッションフロア</td><td>59.52m<sup>2</sup></td><td>分析</td></tr> <tr><td>1</td><td>バイオテク実験室1・2</td><td>床</td><td>長尺塩ビシート</td><td>83.36m<sup>2</sup></td><td>目視</td></tr> <tr><td>1</td><td>バイオテク実験室1・2</td><td>巾木</td><td>ソフト巾木</td><td>11.14m</td><td>みなし</td></tr> <tr><td>1</td><td>恒温培養室・クリーンルーム</td><td>床</td><td>長尺塩ビシート巻上</td><td>25.51m</td><td>目視</td></tr> <tr><td>1</td><td>バイオテク教室</td><td>床</td><td>長尺塩ビシート</td><td>36.85m<sup>2</sup></td><td>分析</td></tr> <tr><td>1</td><td>農芸化学実験室</td><td>床</td><td>長尺塩ビシート</td><td>71.60m<sup>2</sup></td><td>分析</td></tr> <tr><td>1</td><td>女性休養室</td><td>床</td><td>クッションフロア</td><td>25.50m<sup>2</sup></td><td>目視</td></tr> <tr><td>1</td><td>女性休養室</td><td>巾木</td><td>ソフト巾木</td><td>6.29m</td><td>みなし</td></tr> <tr><td>1</td><td>培養室</td><td>床</td><td>クッションフロア</td><td>3.46m<sup>2</sup></td><td>目視</td></tr> <tr><td>1</td><td>培養室</td><td>天井</td><td>石綿板</td><td>6.08m<sup>2</sup></td><td>みなし</td></tr> <tr><td>1</td><td>生物実験室</td><td>床</td><td>クッションフロア</td><td>56.03m<sup>2</sup></td><td>分析</td></tr> <tr><td>1</td><td>生物実験室</td><td>巾木</td><td>ソフト巾木</td><td>6.29m</td><td>みなし</td></tr> <tr><td>1</td><td>生物資源教室</td><td>床</td><td>クッションフロア</td><td>27.47m<sup>2</sup></td><td>目視</td></tr> <tr><td>1</td><td>恒温クリーンルーム</td><td>床</td><td>長尺塩ビシート</td><td>2.55m<sup>2</sup></td><td>目視</td></tr> <tr><td>2</td><td>廊下</td><td>床</td><td>クッションフロア</td><td>59.08m<sup>2</sup></td><td>分析</td></tr> <tr><td>2</td><td>講堂</td><td>床</td><td>アスファルトタイル</td><td>195.20m<sup>2</sup></td><td>みなし</td></tr> <tr><td>2</td><td>講堂</td><td>梁</td><td>クロス合板下地</td><td>17.34m<sup>2</sup></td><td>みなし</td></tr> <tr><td>2</td><td>階段教室</td><td>床</td><td>アスファルトタイル</td><td>28.07m<sup>2</sup></td><td>みなし</td></tr> <tr><td>2</td><td>相談室</td><td>床</td><td>長尺塩ビシート</td><td>28.12m<sup>2</sup></td><td>分析</td></tr> <tr><td>1~2</td><td>階段</td><td>踏面</td><td>クッションフロア</td><td>18.51m<sup>2</sup></td><td>分析</td></tr> <tr><td>1~2</td><td>階段</td><td>蹴上</td><td>クッションフロア</td><td>6.66m<sup>2</sup></td><td>分析</td></tr> <tr><td>1~2</td><td>外壁</td><td>サッシ外周</td><td>シーリング</td><td>252.04m</td><td>分析</td></tr> <tr><td>RF</td><td>屋上</td><td>全面</td><td>アスファルト防水</td><td>478.97m<sup>2</sup></td><td>分析</td></tr> <tr><td></td><td>自動車庫</td><td>壁・屋根</td><td>大波スレート</td><td>310.83m<sup>2</sup></td><td>みなし</td></tr> <tr><td></td><td>渡り廊下</td><td>屋根</td><td>大波スレート</td><td>223.66m<sup>2</sup></td><td>みなし</td></tr> <tr><td></td><td>自転車置場1</td><td>壁・屋根</td><td>小波スレート</td><td>72.44m<sup>2</sup></td><td>みなし</td></tr> <tr><td></td><td>自転車置場2</td><td>壁・屋根</td><td>小波スレート</td><td>145.31m<sup>2</sup></td><td>みなし</td></tr> </tbody> </table> <p>◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。</p> <p>◎施工記録等</p> <p>(1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。</p>	階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法	1	廊下	床	クッションフロア	59.52m <sup>2</sup>	分析	1	バイオテク実験室1・2	床	長尺塩ビシート	83.36m <sup>2</sup>	目視	1	バイオテク実験室1・2	巾木	ソフト巾木	11.14m	みなし	1	恒温培養室・クリーンルーム	床	長尺塩ビシート巻上	25.51m	目視	1	バイオテク教室	床	長尺塩ビシート	36.85m <sup>2</sup>	分析	1	農芸化学実験室	床	長尺塩ビシート	71.60m <sup>2</sup>	分析	1	女性休養室	床	クッションフロア	25.50m <sup>2</sup>	目視	1	女性休養室	巾木	ソフト巾木	6.29m	みなし	1	培養室	床	クッションフロア	3.46m <sup>2</sup>	目視	1	培養室	天井	石綿板	6.08m <sup>2</sup>	みなし	1	生物実験室	床	クッションフロア	56.03m <sup>2</sup>	分析	1	生物実験室	巾木	ソフト巾木	6.29m	みなし	1	生物資源教室	床	クッションフロア	27.47m <sup>2</sup>	目視	1	恒温クリーンルーム	床	長尺塩ビシート	2.55m <sup>2</sup>	目視	2	廊下	床	クッションフロア	59.08m <sup>2</sup>	分析	2	講堂	床	アスファルトタイル	195.20m <sup>2</sup>	みなし	2	講堂	梁	クロス合板下地	17.34m <sup>2</sup>	みなし	2	階段教室	床	アスファルトタイル	28.07m <sup>2</sup>	みなし	2	相談室	床	長尺塩ビシート	28.12m <sup>2</sup>	分析	1~2	階段	踏面	クッションフロア	18.51m <sup>2</sup>	分析	1~2	階段	蹴上	クッションフロア	6.66m <sup>2</sup>	分析	1~2	外壁	サッシ外周	シーリング	252.04m	分析	RF	屋上	全面	アスファルト防水	478.97m <sup>2</sup>	分析		自動車庫	壁・屋根	大波スレート	310.83m <sup>2</sup>	みなし		渡り廊下	屋根	大波スレート	223.66m <sup>2</sup>	みなし		自転車置場1	壁・屋根	小波スレート	72.44m <sup>2</sup>	みなし		自転車置場2	壁・屋根	小波スレート	145.31m <sup>2</sup>	みなし
舗装の種類	部位	舗装の厚さ(mm)																																																																																																																																																																																												
アスファルト	車路	50																																																																																																																																																																																												
種別	種類	備考																																																																																																																																																																																												
加熱アスファルト混合物																																																																																																																																																																																														
再生加熱アスファルト混合物																																																																																																																																																																																														
階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法																																																																																																																																																																																									
1	廊下	床	クッションフロア	59.52m <sup>2</sup>	分析																																																																																																																																																																																									
1	バイオテク実験室1・2	床	長尺塩ビシート	83.36m <sup>2</sup>	目視																																																																																																																																																																																									
1	バイオテク実験室1・2	巾木	ソフト巾木	11.14m	みなし																																																																																																																																																																																									
1	恒温培養室・クリーンルーム	床	長尺塩ビシート巻上	25.51m	目視																																																																																																																																																																																									
1	バイオテク教室	床	長尺塩ビシート	36.85m <sup>2</sup>	分析																																																																																																																																																																																									
1	農芸化学実験室	床	長尺塩ビシート	71.60m <sup>2</sup>	分析																																																																																																																																																																																									
1	女性休養室	床	クッションフロア	25.50m <sup>2</sup>	目視																																																																																																																																																																																									
1	女性休養室	巾木	ソフト巾木	6.29m	みなし																																																																																																																																																																																									
1	培養室	床	クッションフロア	3.46m <sup>2</sup>	目視																																																																																																																																																																																									
1	培養室	天井	石綿板	6.08m <sup>2</sup>	みなし																																																																																																																																																																																									
1	生物実験室	床	クッションフロア	56.03m <sup>2</sup>	分析																																																																																																																																																																																									
1	生物実験室	巾木	ソフト巾木	6.29m	みなし																																																																																																																																																																																									
1	生物資源教室	床	クッションフロア	27.47m <sup>2</sup>	目視																																																																																																																																																																																									
1	恒温クリーンルーム	床	長尺塩ビシート	2.55m <sup>2</sup>	目視																																																																																																																																																																																									
2	廊下	床	クッションフロア	59.08m <sup>2</sup>	分析																																																																																																																																																																																									
2	講堂	床	アスファルトタイル	195.20m <sup>2</sup>	みなし																																																																																																																																																																																									
2	講堂	梁	クロス合板下地	17.34m <sup>2</sup>	みなし																																																																																																																																																																																									
2	階段教室	床	アスファルトタイル	28.07m <sup>2</sup>	みなし																																																																																																																																																																																									
2	相談室	床	長尺塩ビシート	28.12m <sup>2</sup>	分析																																																																																																																																																																																									
1~2	階段	踏面	クッションフロア	18.51m <sup>2</sup>	分析																																																																																																																																																																																									
1~2	階段	蹴上	クッションフロア	6.66m <sup>2</sup>	分析																																																																																																																																																																																									
1~2	外壁	サッシ外周	シーリング	252.04m	分析																																																																																																																																																																																									
RF	屋上	全面	アスファルト防水	478.97m <sup>2</sup>	分析																																																																																																																																																																																									
	自動車庫	壁・屋根	大波スレート	310.83m <sup>2</sup>	みなし																																																																																																																																																																																									
	渡り廊下	屋根	大波スレート	223.66m <sup>2</sup>	みなし																																																																																																																																																																																									
	自転車置場1	壁・屋根	小波スレート	72.44m <sup>2</sup>	みなし																																																																																																																																																																																									
	自転車置場2	壁・屋根	小波スレート	145.31m <sup>2</sup>	みなし																																																																																																																																																																																									
5章 土工	1. 根切り	<p>◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。</p> <p>◎敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。</p> <p>◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。</p>	2. 路盤	<p>◎路盤材料（再生砕石 RC-40）、車道部の厚さは（150）mm</p> <p>◎締固め試験は（行う）行わない）。</p> <p>◎路盤の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。</p>																																																																																																																																																																																										
	2. 排水	◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。	3. アスファルト舗装	<p>◎舗装の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>舗装の種類</th> <th>部位</th> <th>舗装の厚さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト</td> <td>車路</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎再生加熱アスファルト混合物を（使用する・しない）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加熱アスファルト混合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生加熱アスファルト混合物</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎シールコートは（行う・行わない）。</p> <p>◎アスファルト混合物の抽出試験は（行う・行わない）。</p> <p>◎切取り試験を（行う・行わない）。</p> <p>◎表層の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。</p> <p>◎地域は（一般地域・寒冷地域）とする。</p> <p>◎舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。</p> <p>◎舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。</p>	舗装の種類	部位	舗装の厚さ(mm)	アスファルト	車路	50	種別	種類	備考	加熱アスファルト混合物			再生加熱アスファルト混合物																																																																																																																																																																													
舗装の種類	部位	舗装の厚さ(mm)																																																																																																																																																																																												
アスファルト	車路	50																																																																																																																																																																																												
種別	種類	備考																																																																																																																																																																																												
加熱アスファルト混合物																																																																																																																																																																																														
再生加熱アスファルト混合物																																																																																																																																																																																														
	3. 埋め戻し及び盛土	<p>◎使用土は(A種・B種・C種・D種)とし、機器により締め固める。</p> <p>◎本工事は、再生クラッシャーランを使用するものとする。 なお、品質等により使用が困難な場合は、監督員と協議すること。</p> <p>◎本工事は、次に掲げる工事からの建設発生土を使用するものとする。 なお、品質等により使用が困難な場合は、監督員と協議すること。 利用目的：盛土（埋め戻し） 工事名：徳島県立国府支援学校校舎棟新築工事のうち建築工事 場所：徳島市国府町矢野</p> <p>◎建設発生土を搬入する場合には、土壌検査結果を添付するものとし、「徳島県生活環境保全条例」の土壌基準に適合しないものについては、搬入することができない。 ただし、次の場合は検査結果の添付の必要はない。 (1) 公共工事間利用の場合で、監督員相互で同意がとれた場合 (2) 購入土(切込砕石、砂、真砂土等)である場合</p> <p>◎余盛りは、土質に応じ監督員と協議の上、余盛り高さを決定すること。</p> <p>◎六価クロム溶出試験を（行う・行わない）。</p> <p>行った場合、土壌環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果（計量証明書）を監督員に提出するものとする。 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」（平成12年3月31日 建設第258号）の「六価クロム溶出試験実施要領（案）」（H13.5.11建設第166号一部変更）により実施する。 土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壌環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。</p>	4. 排水の処理	<p>◎舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。</p>																																																																																																																																																																																										
	4. 地均し	◎建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。	7章 環境配慮 グリーン工事	1. アスベスト含有建材の処理工事	<p>◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。</p> <p>◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改修仕9.1.2 (6) により見やすい場所に掲示すること。</p> <p>◎アスベスト粉塵濃度測定を（行う・行わない）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法—第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。</li> <li>測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。</li> <li>報告書を（ ）部作成し監督員に提出すること。</li> <li>測定場所及び箇所は図示による。測定時期（ ）</li> </ul> <p>◎施工計画</p> <p>(1) 工事着手前に施工計画書（関係法令の作業計画内容を含む）を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。</p> <p>◎アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。</p>																																																																																																																																																																																									
	5. 建設発生土の処理	◎場内敷き均しとする。																																																																																																																																																																																												
	特記																																																																																																																																																																																													
		徳島県県土整備部営繕課			工事名称 R6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事	図面番号 解特-02		株式会社 象企画設計 TEL 088-661-4080 徳島市雑賀町西開67-1 FAX 088-661-4097 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 一級建築士登録 第86203号 林 貴																																																																																																																																																																																						
					図面名称 解体工事特記仕様書(2)	縮尺																																																																																																																																																																																								



徳島大学  
徳島県名西郡石井町石井

■ 解体工事範囲

<p>特記</p> <p>徳島県土整備部宮緒課</p>	<p>工事名称 R6宮緒 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事</p> <p>図面名称 付近見取図</p>	<p>図面番号 A - 01</p> <p>縮尺 1 : -</p>	<p><b>株式会社 象企画設計</b></p> <p>TEL 088-661-4080 FAX 088-661-4097</p> <p>徳島市雑賀町西開67-1 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 一級建築士登録 第86203号 林 貴</p>
-----------------------------	--	------------------------------------	--



支障物件の確認	
◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。	
◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。	
◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。	
◎受注者は、既存コンクリート床・壁等の穴明けにおいて、鉄筋及び既存電線管を調査すること。また、穴明け墨出し位置や既存鉄筋状況マーキング（必要に応じて電線管等の一含む）を行い、監督員の確認を受けて施工すること。	

特記	徳島県土木整備部営繕課	工事名称 R6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事	図面番号 A - 02	<b>株式会社 象企画設計</b> <small>TEL 088-661-4080          徳島市雑賀町西開07-1          一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号          一級建築士登録 第86203号 林 貴</small>
		図面名称 配置図・支障物件図	縮尺 1 : 300	

外部仕上表・外部金物・その他

項目	仕上	項目	仕上
屋根	アスファルト防水(※)の上パーラートコンクリート t=50+押えコンクリート t=20、伸縮目地：エラストイト t=10@4,500	窓下水切・笠木	防水モルタル塗
外壁	コンクリート打放しの上モルタル t=30 刷毛引きリシン吹付、柱型：一部モザイクタイル 40x40貼	巾木	モルタル金ゴテ押え (GL+260まで)
	部分塞ぎ：押出中空成形セメント板 t=60 素地	サッシ外周	コーキング 10x10 ※
袖壁	コンクリート打放しの上砂壁模様仕上塗材(セラカット)	樋	VP-100φ
庇	コンクリート打放しの上モルタル t=25 刷毛引きリシン吹付、天端：防水モルタル塗	建具	アルミ製

内部仕上

※：アスベスト含有建材を示す。

階	室名	SL (FLより)	FL	CH	内装制限	床	仕上代	幅木	壁	天井	廻縁	備考	凡例
1階	ポーチ	-	-	-		仕上	30	モルタル金ゴテ	モルタル t=25 刷毛引きリシン吹付	リシン吹付	-	足洗い場 グレーチング600x1,800	下地
						コンクリート			コンクリート	コンクリート			RC :鉄筋コンクリート ECP :押出成形セメント板 W :木造 LGS :軽量鉄骨
	踏込	30	-360	2,645		仕上	30	モルタル VP H=100	モルタル t=25 VP	VP塗	-	錆鉄製マンホール600φ、下足棚	下地
						コンクリート			コンクリート	コンクリート			
	廊下	30	±0	3,000		仕上	30	木製 OP H=100 モルタル VP H=100	ラワン合板 t=5.5 OP、柱型：モルタル t=25 VP 一部 押出中空成形セメント板 t=60 素地	GB-R t=9.0 VP塗	-	展示棚、下足箱、黒板、掲示板 金庫	下地
						モルタル			木製、柱型：コンクリート	木製			SUS :ステンレススチール MDF :中密度繊維板 けいカル板 :無石綿セメント けい酸カルシウム板 化粧けいカル板 :化粧無石綿セメント けい酸カルシウム板
	階段	30	±0	3,000		仕上	30	モルタル VP H=100	モルタル t=25 VP	GB-R t=9.0 VP塗	-		下地
						モルタル			人研ぎ	コンクリート			木製
	バイオテク実験室1 バイオテク実験室2	30	±0	3,000		仕上	30	木製 OP H=100 ソフト巾木 H=100 (※みなし含有) アルミ巾木 H=100	ラワン合板 t=5.5 OP、外壁側：モルタル t=25 VP	GB-R t=9.0 VP塗	-	クリーンルーム・恒温培養室ユニット (ユニット内 床：長尺塩ビシート※) (ユニット内 巾木：長尺塩ビシート巻上げ※)	下地
						モルタル			モルタル VP H=100	木製、外壁側、一部壁：コンクリート			木製
	バイオテク教室	30	±0	3,000		仕上	30	木製 OP H=100	ラワン合板 t=5.5 OP、外壁側・コンクリート壁：モルタル t=25 VP	GB-R t=9.0 VP塗	-	実験台、人研ぎカウンター、黒板、掲示板 床下点検口	下地
						モルタル			モルタル	木製、外壁側・一部壁：コンクリート			木製
農芸化学実験室	30	±0	3,000		仕上	30	木製 OP H=100	ラワン合板 t=5.5 OP、外壁側・コンクリート壁：モルタル t=25 VP	GB-R t=9.0 VP塗、ドラフト：フレキシブルボード t=4	-	実験台、人研ぎカウンター、上下可動黒板	下地	
					モルタル			モルタル	木製、外壁側・コンクリート壁：コンクリート			木製	略号 HL :ヘアライン
女性休養室	30	±0	3,000		仕上	30	木製 OP H=100 ソフト巾木 H=75 (※みなし含有)	ラワン合板 t=5.5 OP、外壁側：モルタル t=25 VP 一部陶器質タイル75x75	GB-R t=9.0 VP塗	-	人研ぎカウンター収納、床下点検口	下地	
					モルタル			モルタル	木製、外壁側：コンクリート			木製	略号 SL :スラブ天端面 FL :各階基準床面 CH :天井高
培養室	30	±0	3,000		仕上	30	105角タイル	陶器質タイル105x105	石綿板 t=4 VP塗 (※みなし含有)	-	人研ぎカウンター	下地	
					モルタル			モルタル	コンクリート、一部CB100			木製	
生物実験室	30	±0	3,000		仕上	30	木製 OP H=100 ソフト巾木 H=75 (※みなし含有)	ラワン合板 t=5.5 OP、外壁側・コンクリート壁：モルタル t=25 VP 一部陶器質タイル75x75	GB-R t=9.0 VP塗	-	人研ぎカウンター、床下点検口、上下可動黒板 実験台、机	下地	
					モルタル			モルタル	木製、外壁側・一部壁：コンクリート			木製	
生物資源教室	30	±0	3,000		仕上	30	木製 OP H=100	ラワン合板 t=5.5 OP、外壁側・コンクリート壁：モルタル t=25 VP 一部陶器質タイル75x75	GB-R t=9.0 VP塗	-	人研ぎカウンター、鏡、木製棚	下地	
					モルタル			モルタル	木製、外壁側・一部壁：コンクリート			木製	
物置	-	-180	-		仕上	-	モルタル VP H=100	素地	素地	-		下地	
					モルタル			コンクリート	コンクリート				
2階	廊下	30	±0	3,000		仕上	30	木製 OP H=100 モルタル VP H=100	ラワン合板 t=5.5 OP、柱型：モルタル t=25 VP 一部 押出中空成形セメント板 t=60 素地	GB-R t=9.0 VP塗	-	掲示板	下地
						モルタル			モルタル	木製、柱型：コンクリート			木製
	講堂	30	±0	3,000		仕上	30	木製 OP H=100	ラワン合板 t=5.5 OP、柱型：モルタル t=25 VP 一部 木製リブパネル t=7 OP	GB-R t=9.0 VP塗 梁型：クロス合板 (※みなし含有)	-	教壇	下地
モルタル						モルタル			木製、柱型：コンクリート	木製			
階段教室1	30	±0	3,000		仕上	30	木製 OP H=100	ラワン合板 t=5.5 OP、柱型：モルタル t=25 VP ナラフローリング t=18 ポリ床塗料塗	GB-R t=9.0 VP塗	-	教壇、上下可動黒板、掲示板	下地	
					モルタル			モルタル	木製、柱型：コンクリート			木製	

特記

徳島県県土整備部営繕課

工事名称 R6 営繕 旧農業大学校 石・石井  
本館等解体工事

図面番号 A - 03

株式会社 象企画設計

図面名称 外部仕上表・内部仕上表 (1)

縮尺 1: -

TEL 088-661-4080  
FAX 088-661-4097  
徳島市雑賀町西開67-1  
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号  
一級建築士登録 第86203号 林 貴

内部仕上

※：アスベスト含有建材を示す。

階	室名	SL (FLより)	FL	CH	内装制限	床	仕上代	幅木	壁	天井	廻縁	備考	凡例		
2階	階段教室2	30	±0	3,000		仕上	30	木製 OP H=100	アスファルトタイル貼 (※みなし含有) ナラフローリング t=18 ポリ床塗料塗	ラワン合板 t=5.5 OP、柱型：モルタル t=25 VP	GB-R t=9.0 VP塗	-	揭示板	下地	
						下地			モルタル	木製、柱型、一部壁：コンクリート	木製			RC : 鉄筋コンクリート ECP : 押出成形セメント板 W : 木造 LGS : 軽量鉄骨	
	相談室	30	±0	3,000		仕上	30	木製 OP H=100	長尺塩ビシート貼 ※ 一部陶器質タイル75 x 75	ラワン合板 t=5.5 OP、外壁側・コンクリート壁：モルタル t=25 VP	GB-R t=9.0 VP塗	-	人研ぎカウンター、鏡	材料	
						下地			モルタル	木製、外壁側・一部壁：コンクリート	木製			SUS : ステンレスチール MDF : 中密度繊維板 けいカル板無石綿セメント けい酸カルシウム板 化粧けいカル板 化粧無石綿セメント けい酸カルシウム板	
						仕上								GB-R : 石膏ボード GB-D : 化粧石膏ボード GB-S : 耐水石膏ボード GB-F : 強化石膏ボード DR : 岩綿吸音板 GW : グラスウール FP : 発ブラ系床下地	
						下地									
						仕上									塗料
						下地									EP : 合成樹脂 エマルジョンペイント EP-G : つや有合成樹脂 エマルジョンペイント
						仕上									OS : オイルステイン UC : ポリウレタン DP : 耐候性塗料
						下地									略号
						仕上									HL : ヘアライン
						下地									略号
						仕上									SL : スラブ天端面 FL : 各階基準床面 CH : 天井高
						下地									

特記

徳島県県土整備部営繕課

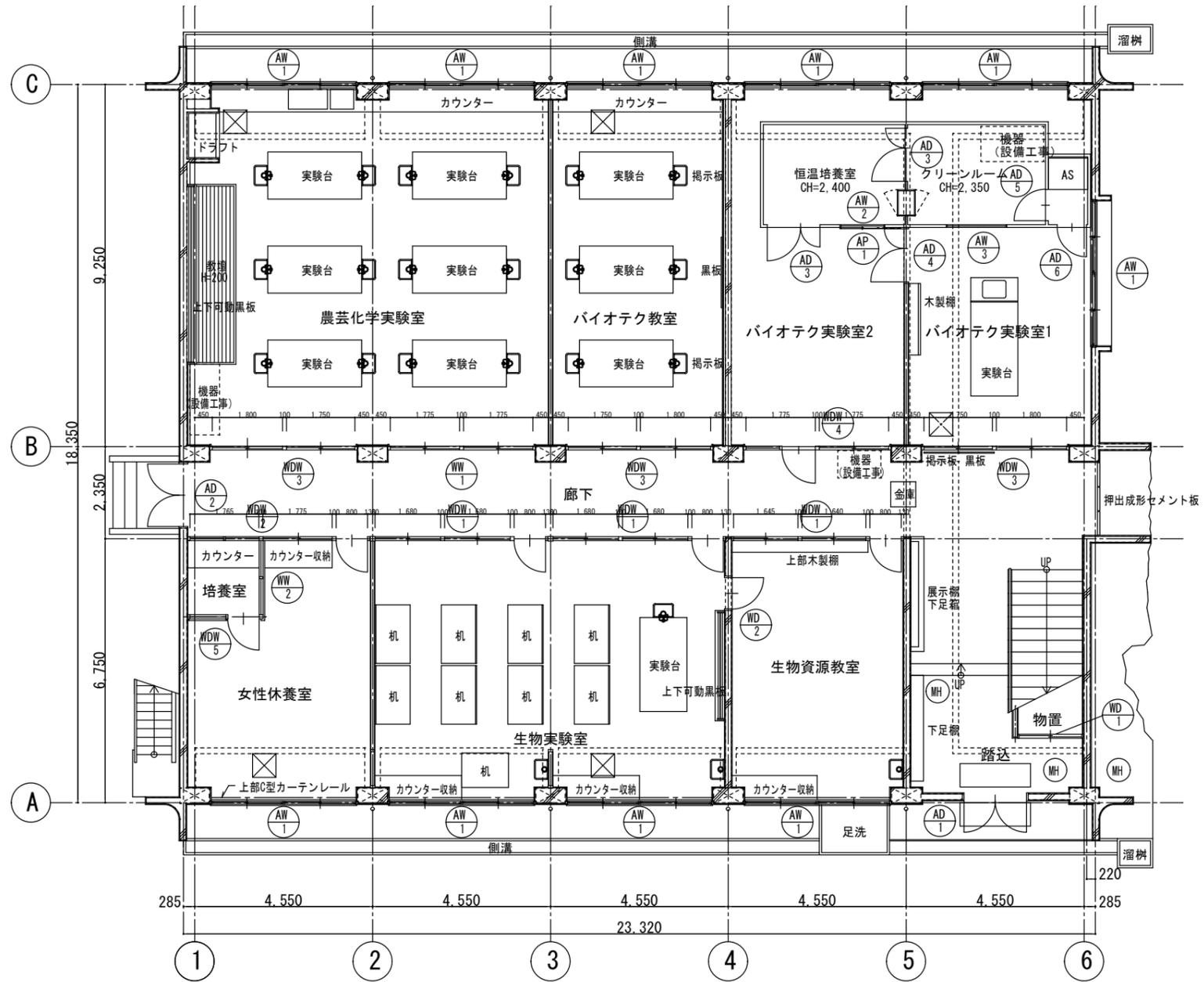
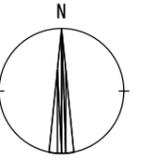
工事名称 R6 営繕 旧農業大学校 石・石井  
本館等解体工事

図面番号 A - 04

株式会社 象企画設計  
TEL 088-661-4080  
徳島市雑賀町西開67-1  
FAX 088-661-4097  
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号  
一級建築士登録 第86203号 林 貴

図面名称 内部仕上表 (2)

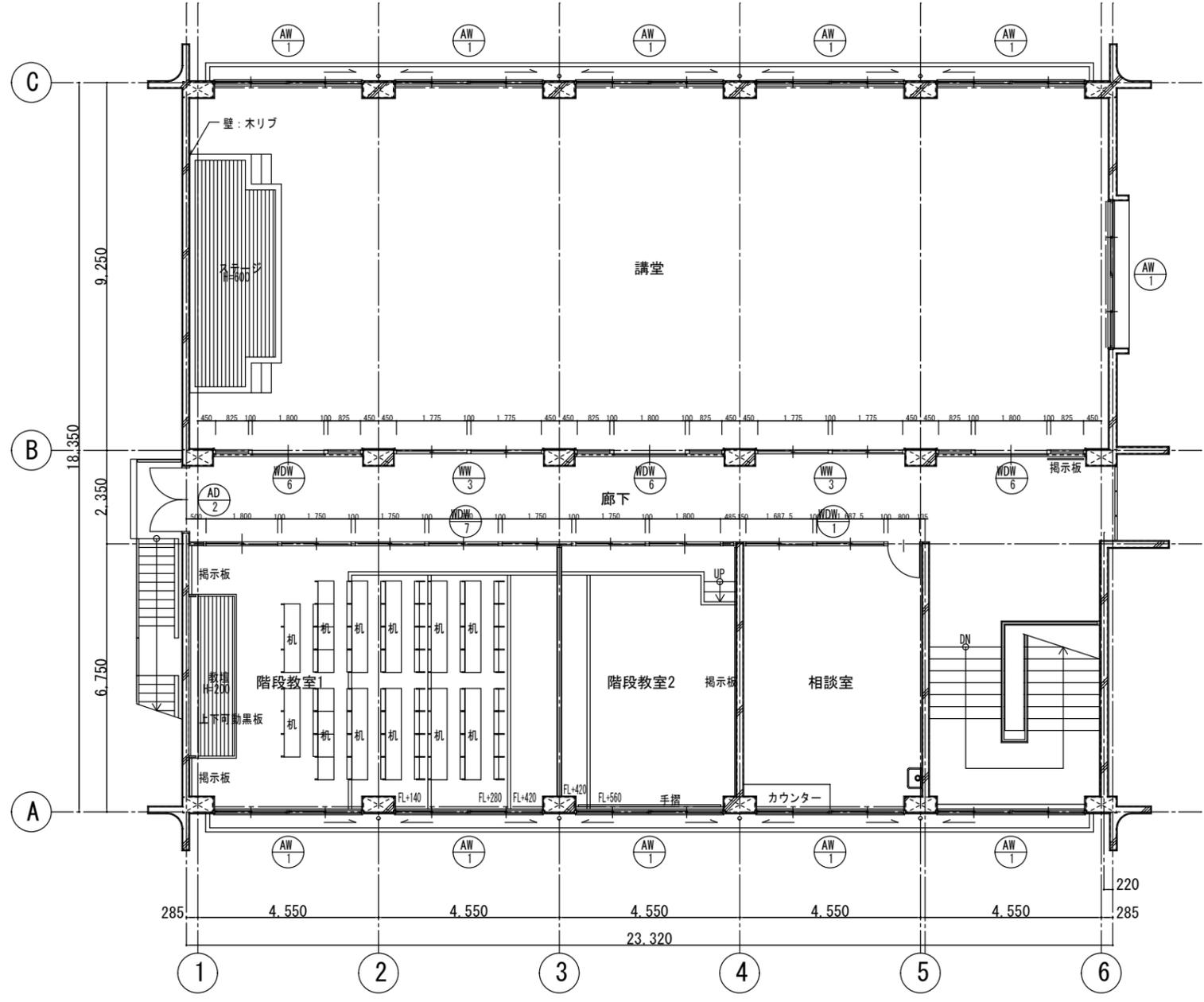
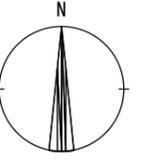
縮尺 1 :-

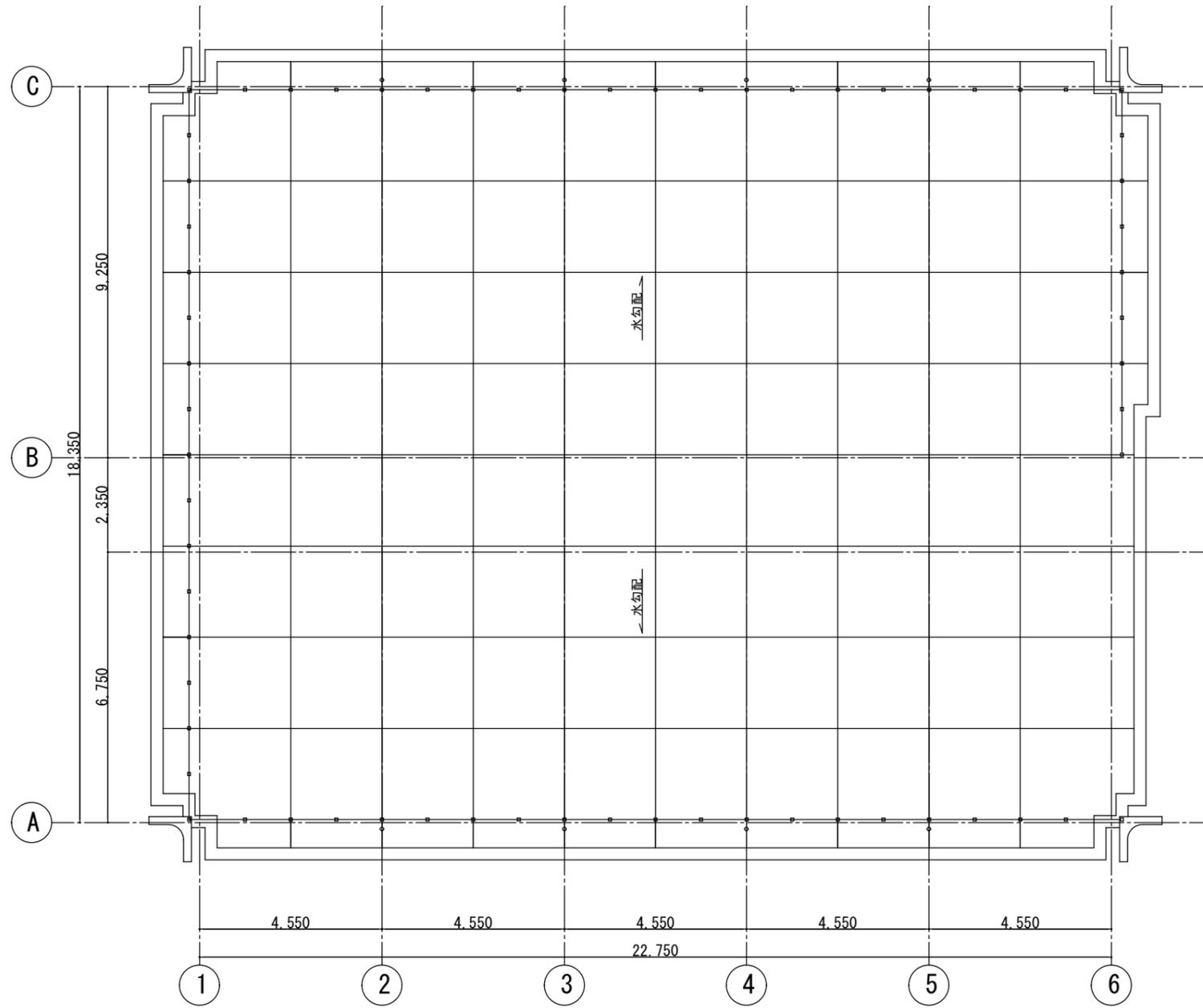
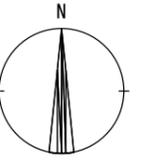


【凡例】

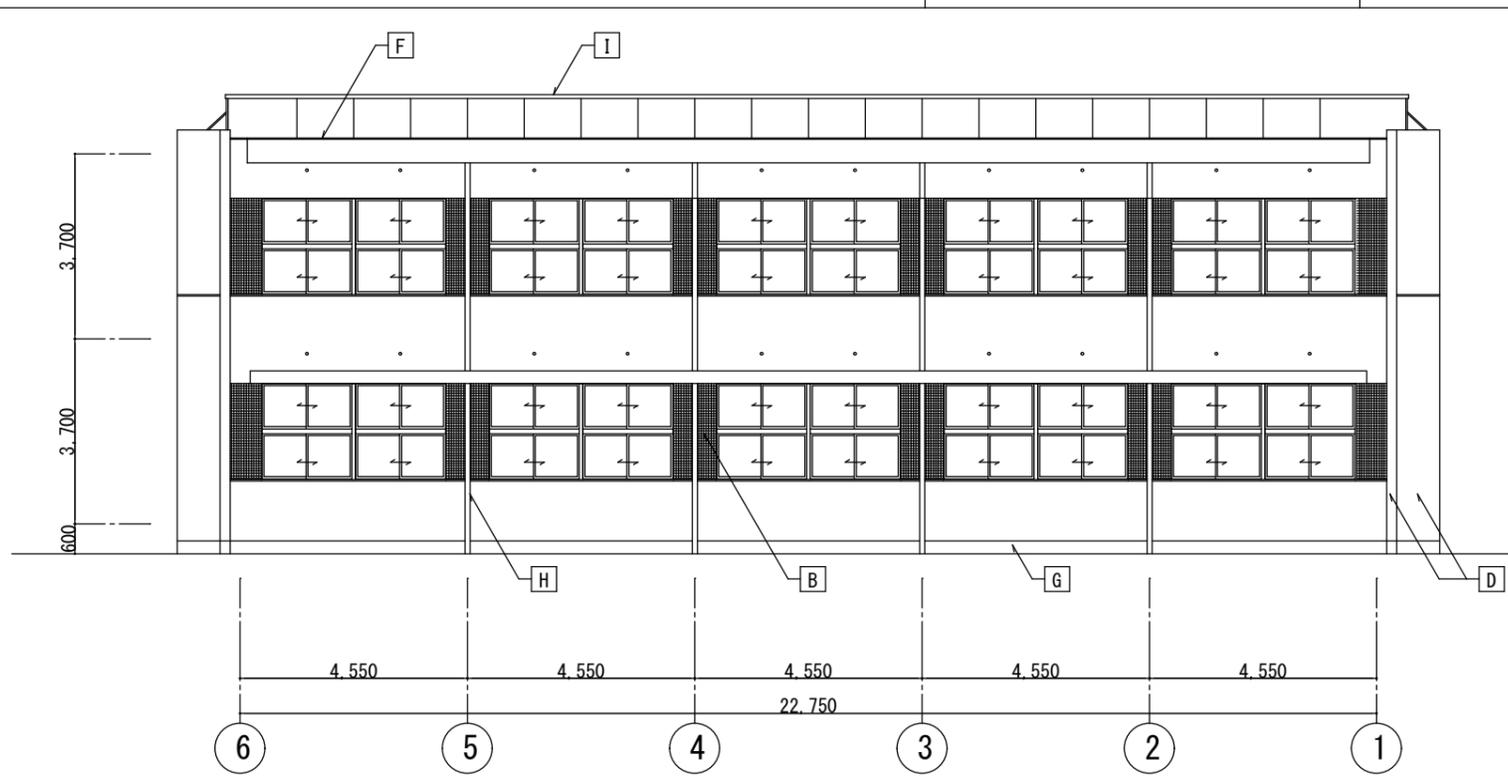
- ⊗ : 床下点検口
- ⊙MH : マンホール

<p>特記</p>	<p>徳島県県土整備部営繕課</p>	<p>工事名称 R6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事</p> <p>図面名称 1階平面図</p>	<p>図面番号 A - 05</p> <p>縮尺 1 : 100</p>	<p>株式会社 象企画設計</p> <p>徳島市雑賀町西開67-1 TEL 088-661-4080</p> <p>一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 FAX 088-661-4097</p> <p>一級建築士登録 第86203号 林 貴</p>
-----------	--------------------	---	--------------------------------------	--

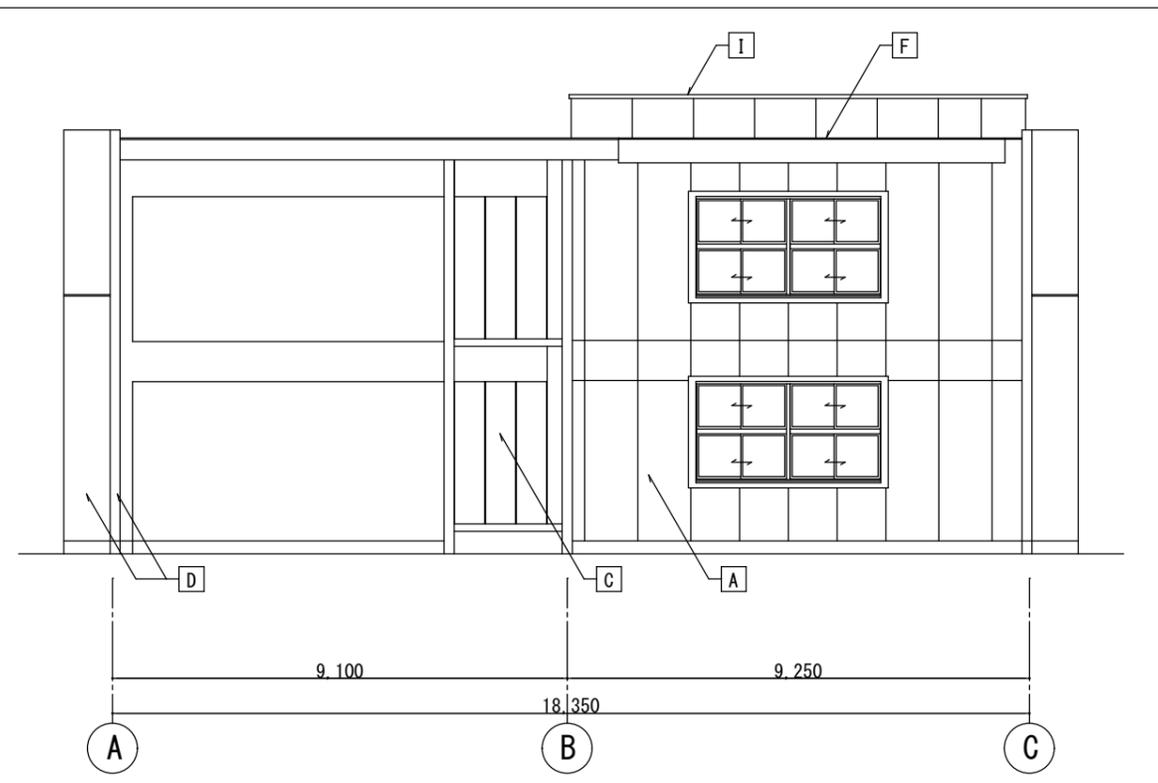




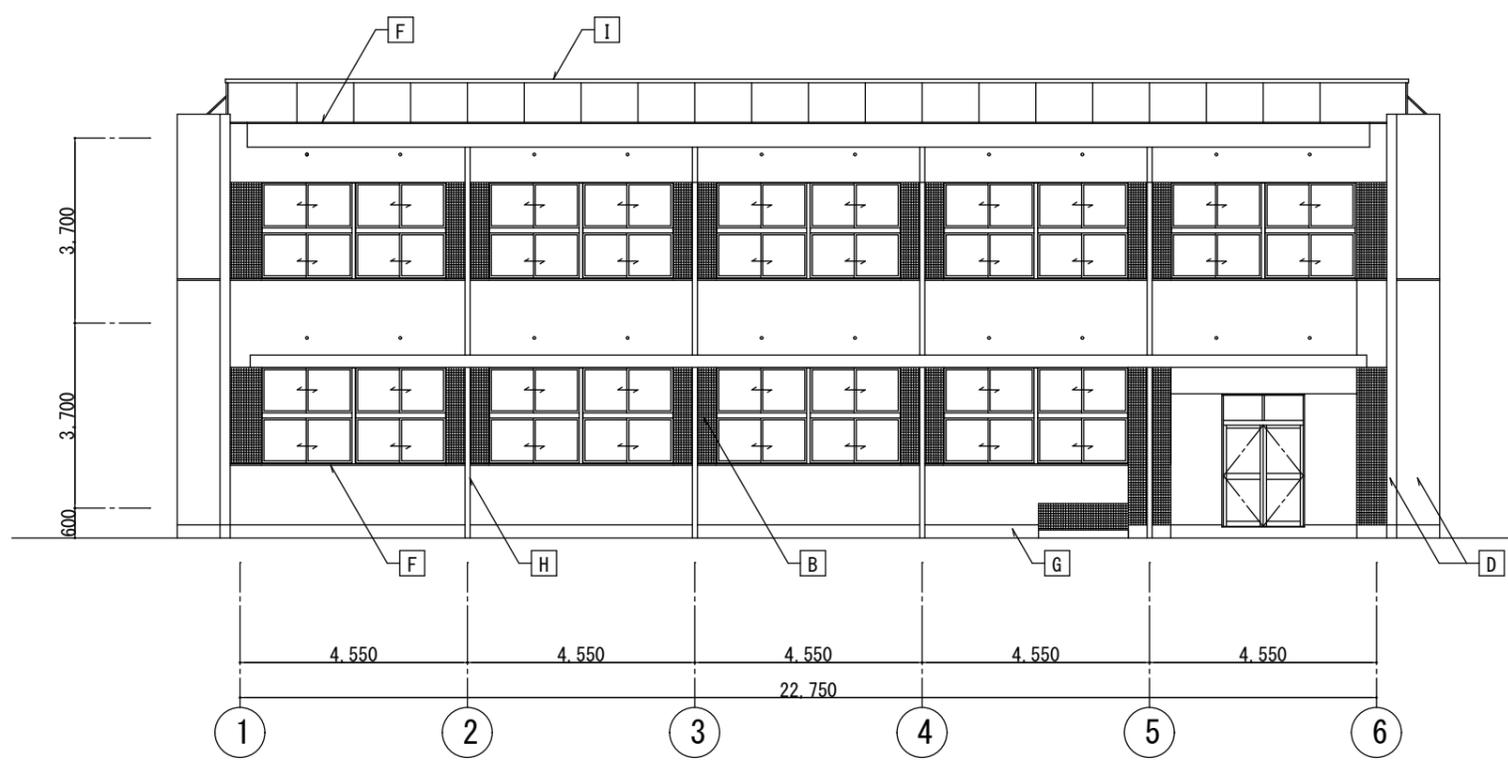
特記	徳島県土木整備部営繕課	工事名称	R6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事	図面番号	A - 07	<b>株式会社 象企画設計</b> <small>TEL 088-661-4080          徳島市雑賀町西開67-1          一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号          一級建築士登録 第86203号 林 貴</small>
		図面名称	屋根伏図	縮尺	1 : 100	



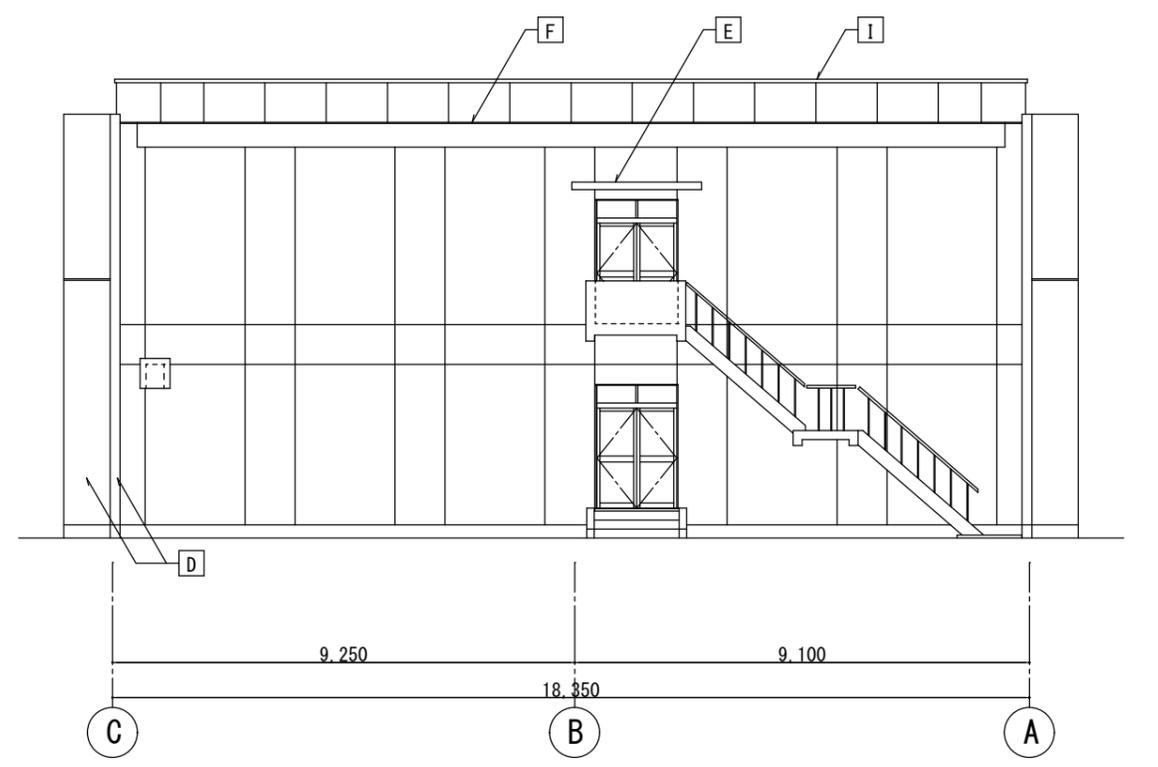
北立面図



東立面図

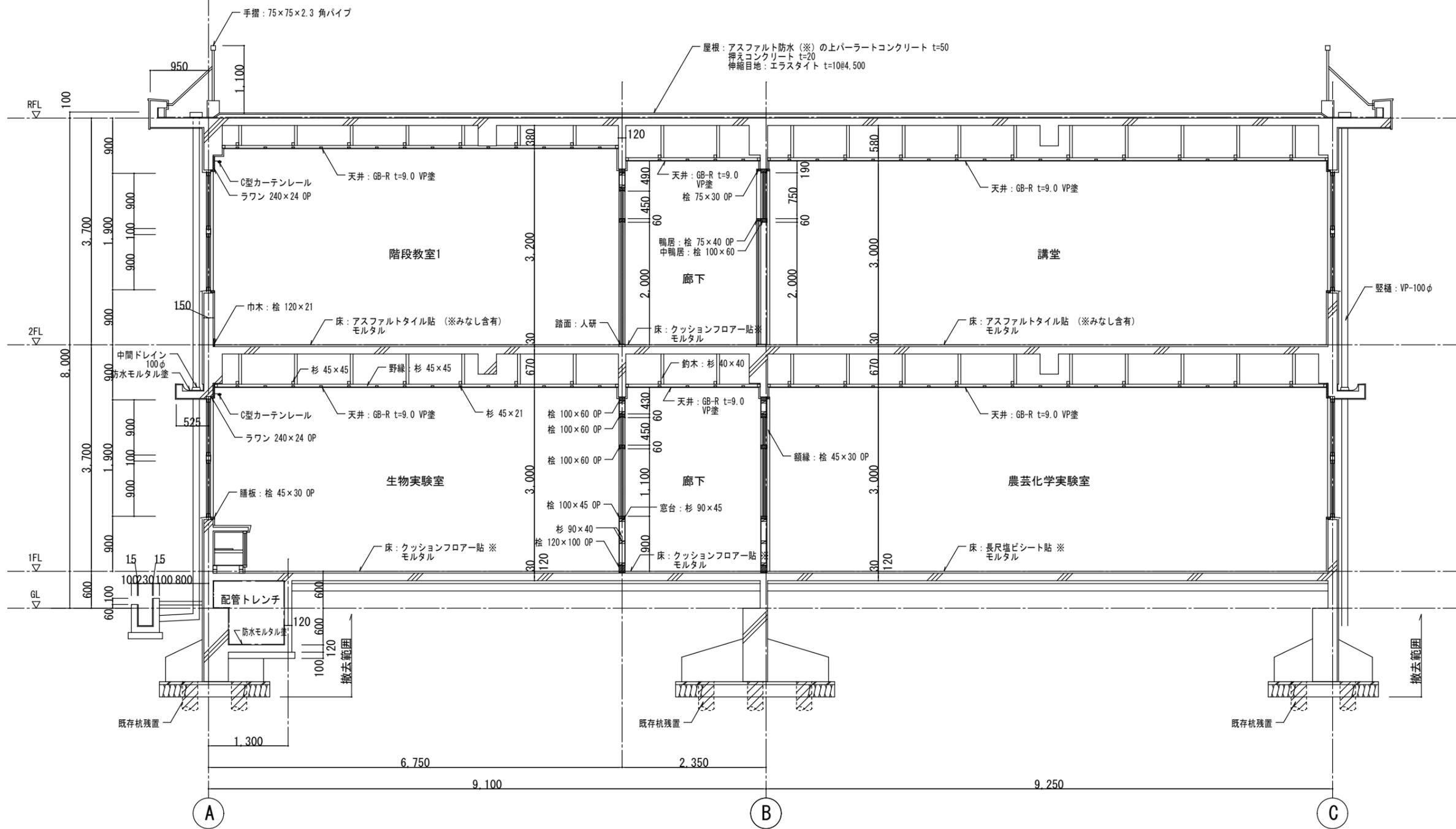


南立面図



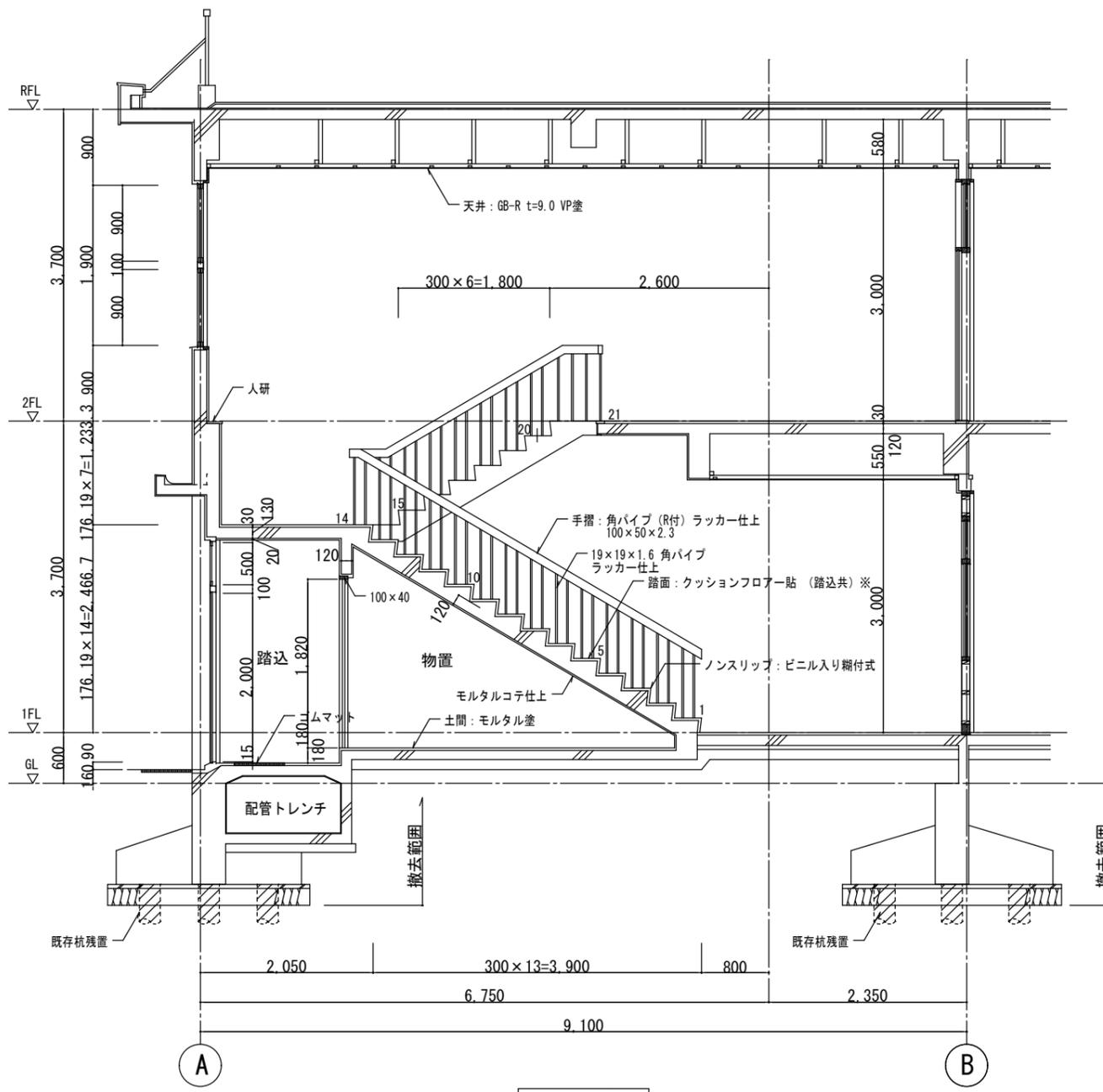
西立面図

記号	仕上	記号	仕上	記号	仕上	記号	仕上	記号	仕上
A	外壁：コンクリート打放しの上モルタル t=30 刷毛引きリシン吹付	C	外壁（部分塞ぎ）：押出中空成形セメント板 t=60 素地	E	庇：コンクリート打放しの上モルタル t=25 刷毛引きリシン吹付	G	巾木（GL+260まで）：モルタル金ゴテ押え	I	手摺：75×75×2.3 角パイプ
B	柱型：一部モザイクタイル 40×40貼	D	袖壁：コンクリート打放しの上砂壁模様仕上塗材（セラカット）	F	窓下水切・笠木：防水モルタル塗	H	樋：VP-100φ		
特記		徳島県県土整備部営繕課		工事名称 R6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事		図面番号 A - 08		株式会社 象企画設計	
				図面名称 立面図		縮尺 1 : 100		<small>TEL 088-661-4080 FAX 088-661-4097 徳島市雑賀町西開67-1 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 一級建築士登録 第86203号 林 貴</small>	

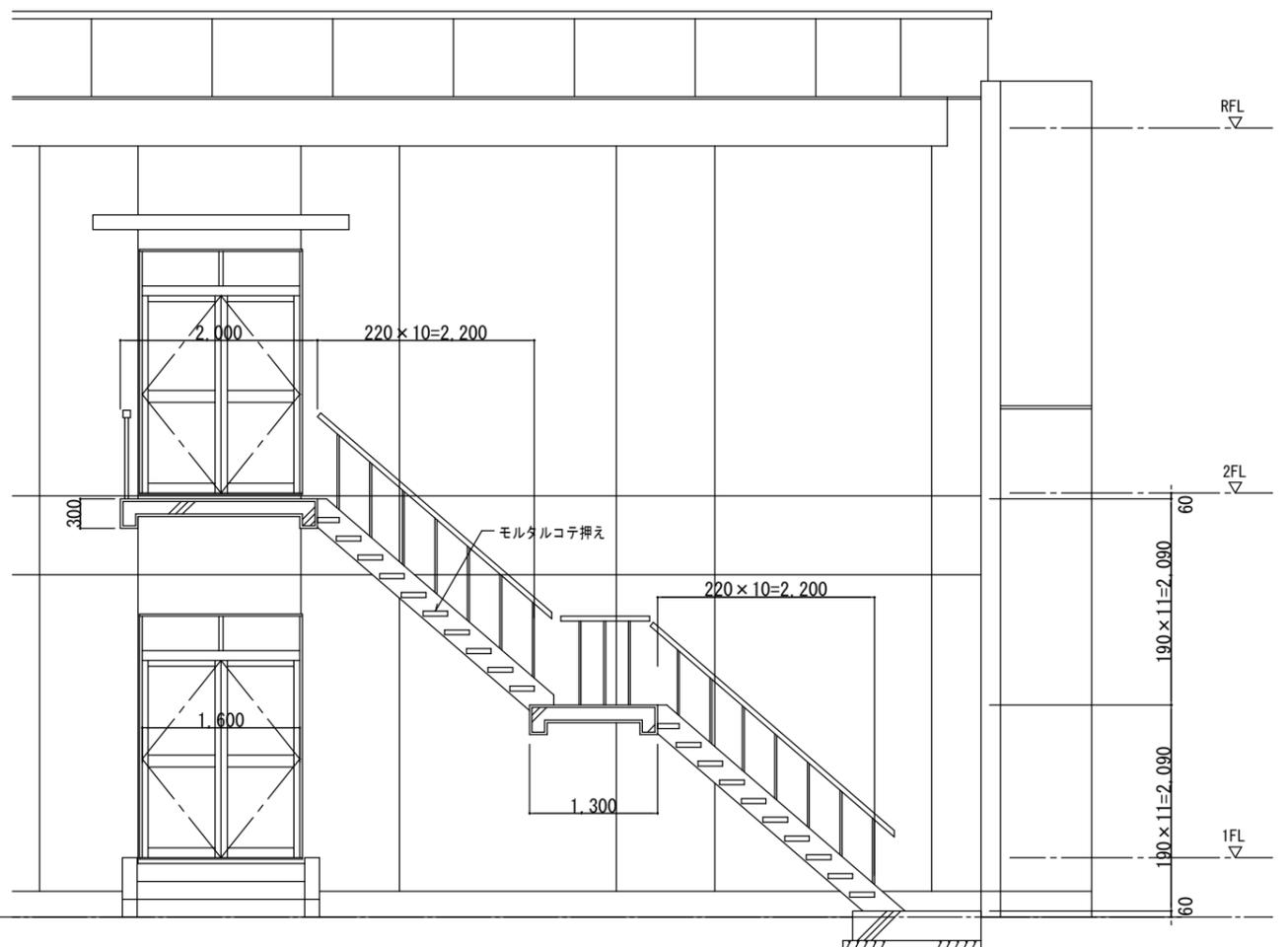


※：アスベスト含有建材を示す。

<p>特記</p> <p>徳島県県土整備部営繕課</p>	<p>工事名称 R6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事</p> <p>図面名称 矩計図</p>	<p>図面番号 A - 09</p> <p>縮尺 1 : 50</p>	<p>株式会社 象企画設計</p> <p>徳島市雑賀町西開67-1 TEL 088-661-4080 一級建築士事務所 FAX 088-661-4097 一級建築士登録 第91093号 徳島県知事登録 第86203号 林 貴</p>
------------------------------	---	-------------------------------------	--



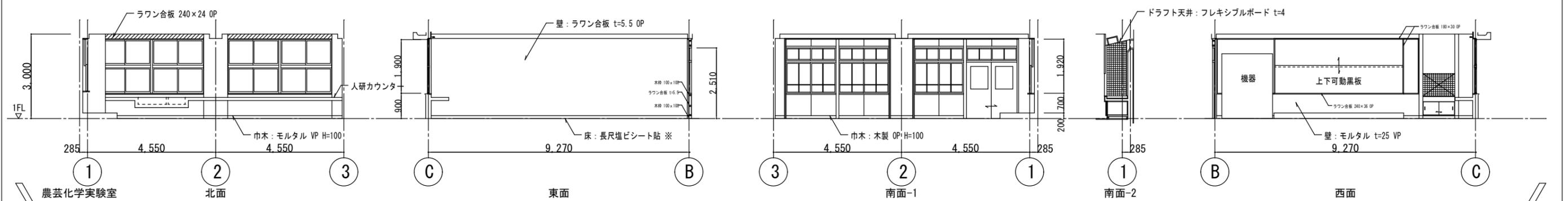
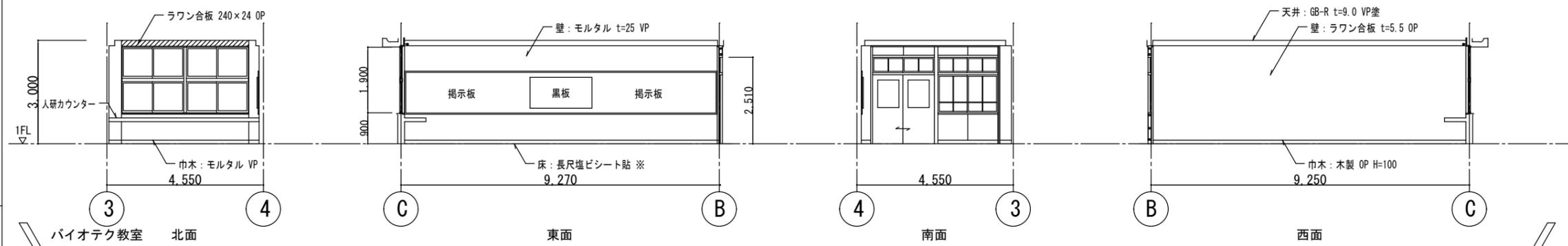
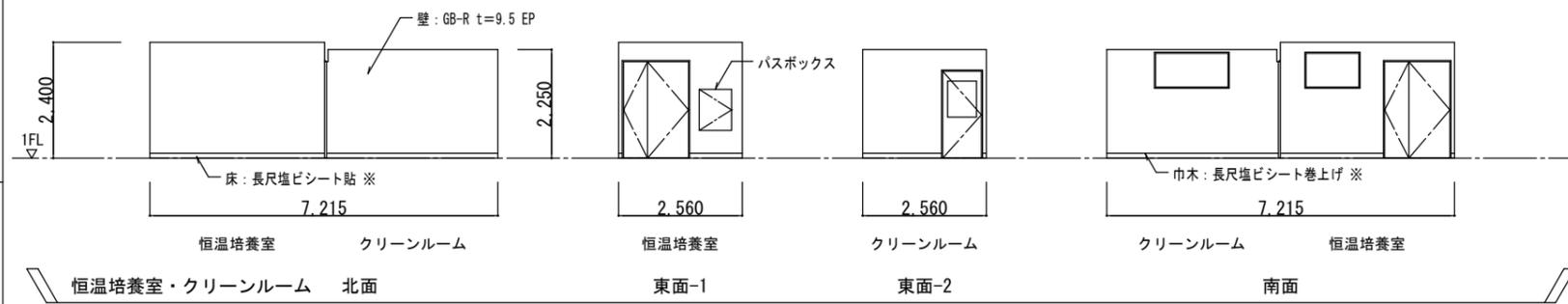
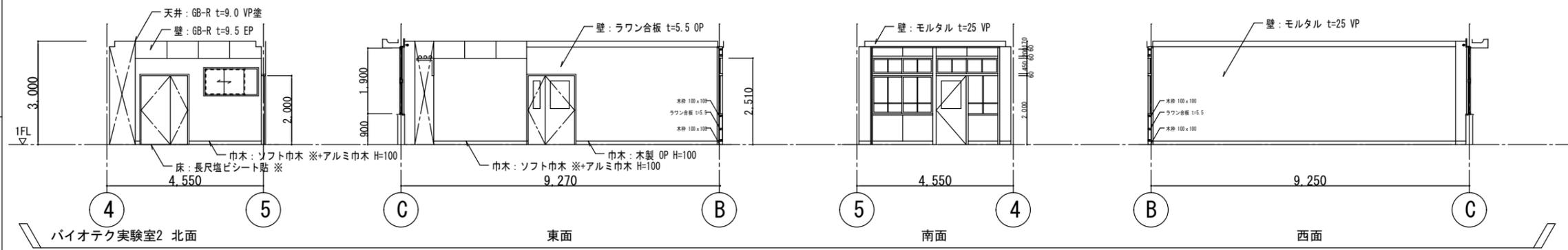
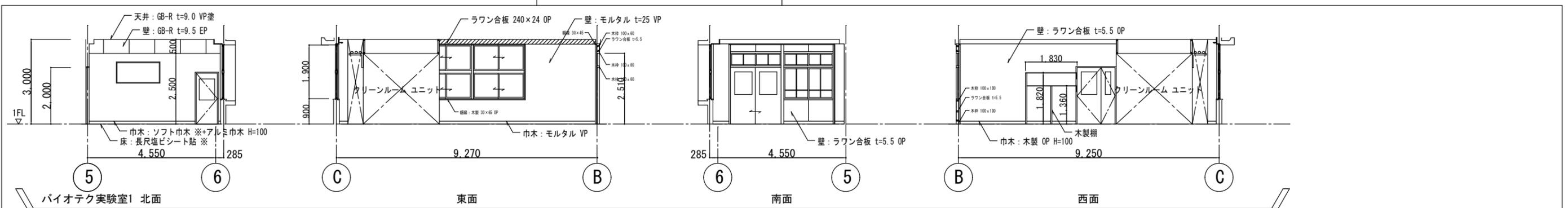
内部階段詳細図



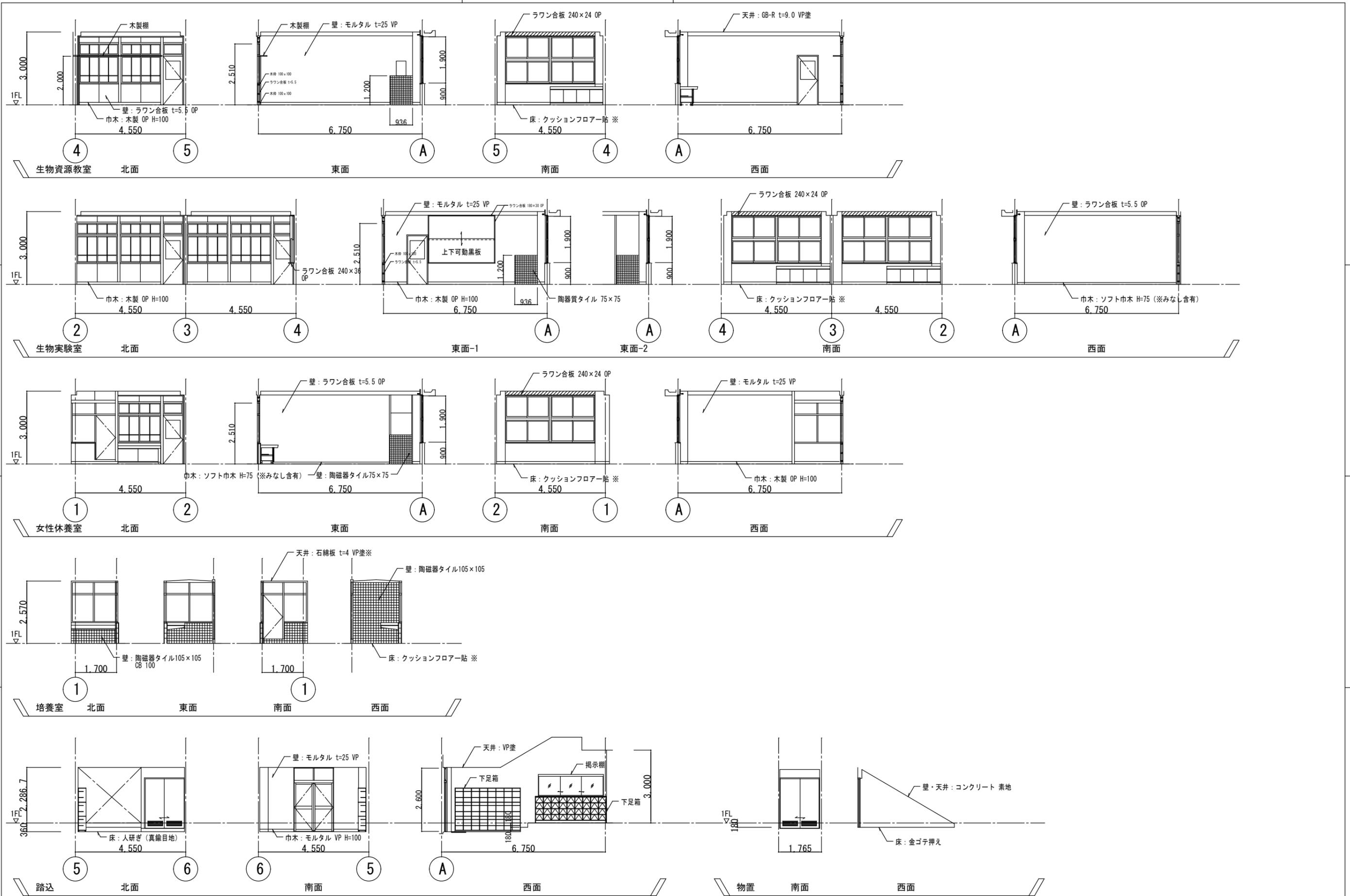
外部階段詳細図

※: アスベスト含有建材を示す。

<p>特記</p>	<p>徳島県県土整備部営繕課</p>	<p>工事名称 R6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事</p>	<p>図面番号 A - 10</p>	<p>株式会社 象企画設計 TEL 088-661-4080 徳島市雑賀町西開67-1 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 一級建築士登録 第86203号 林 貴</p>
		<p>図面名称 階段詳細図</p>	<p>縮尺 1:50</p>	



<p>特記 ※: アスベスト含有建材を示す。</p>	<p>徳島県県土整備部営繕課</p>	<p>工事名称 R6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事 図面名称 展開図 (1)</p>	<p>図面番号 A - 11 縮尺 1 : 100</p>	<p>株式会社 象企画設計 TEL 088-661-4080 FAX 088-661-4097 徳島市雑賀町西開67-1 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 一級建築士登録 第86203号 林 貴</p>
--------------------------------	--------------------	--	-----------------------------------	---



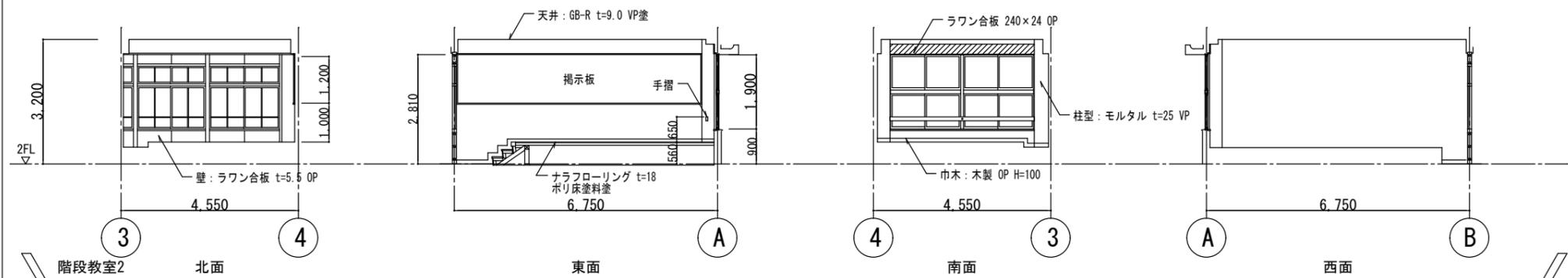
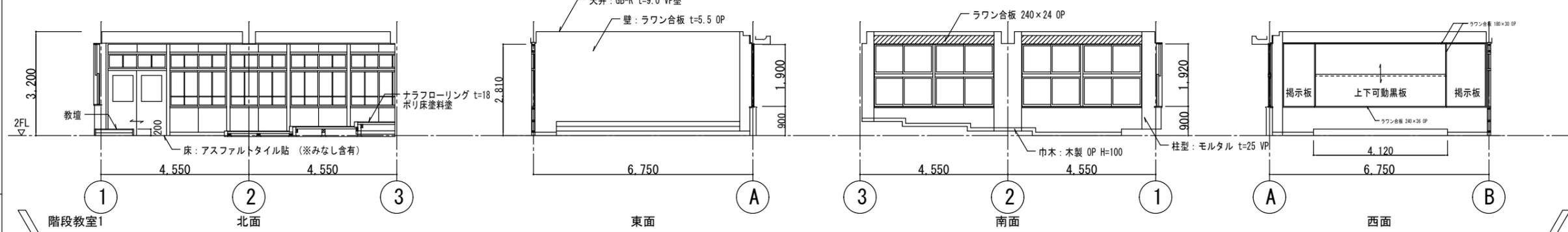
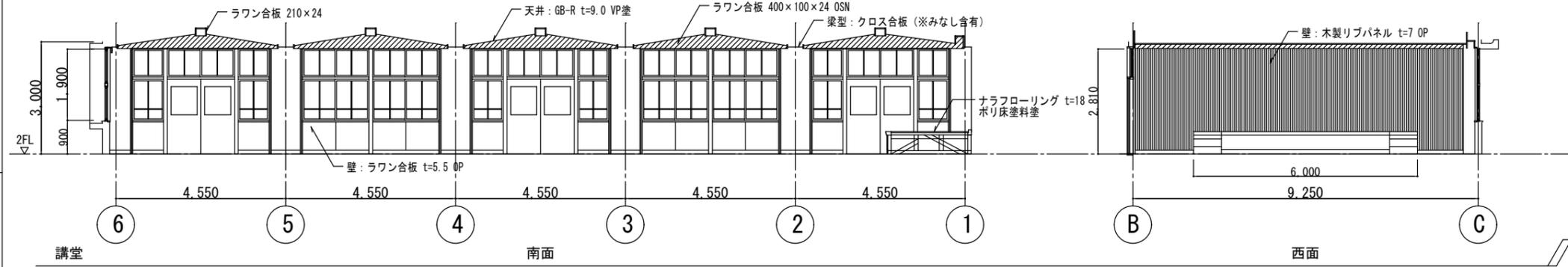
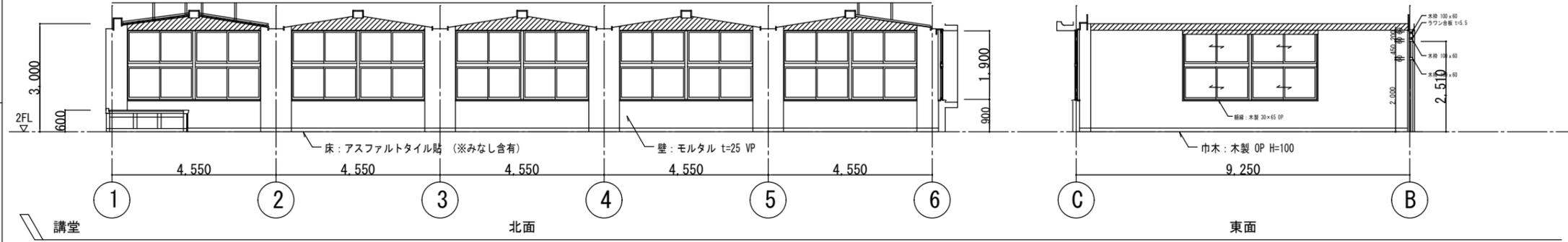
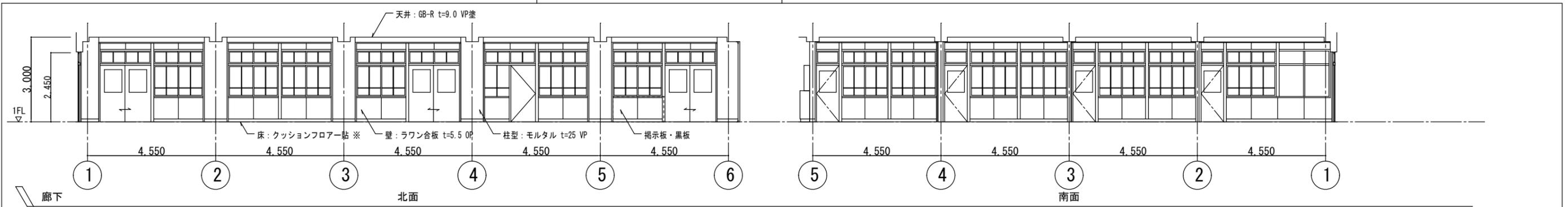
特記  
 ※: アスベスト含有建材を示す。

徳島県県土整備部営繕課

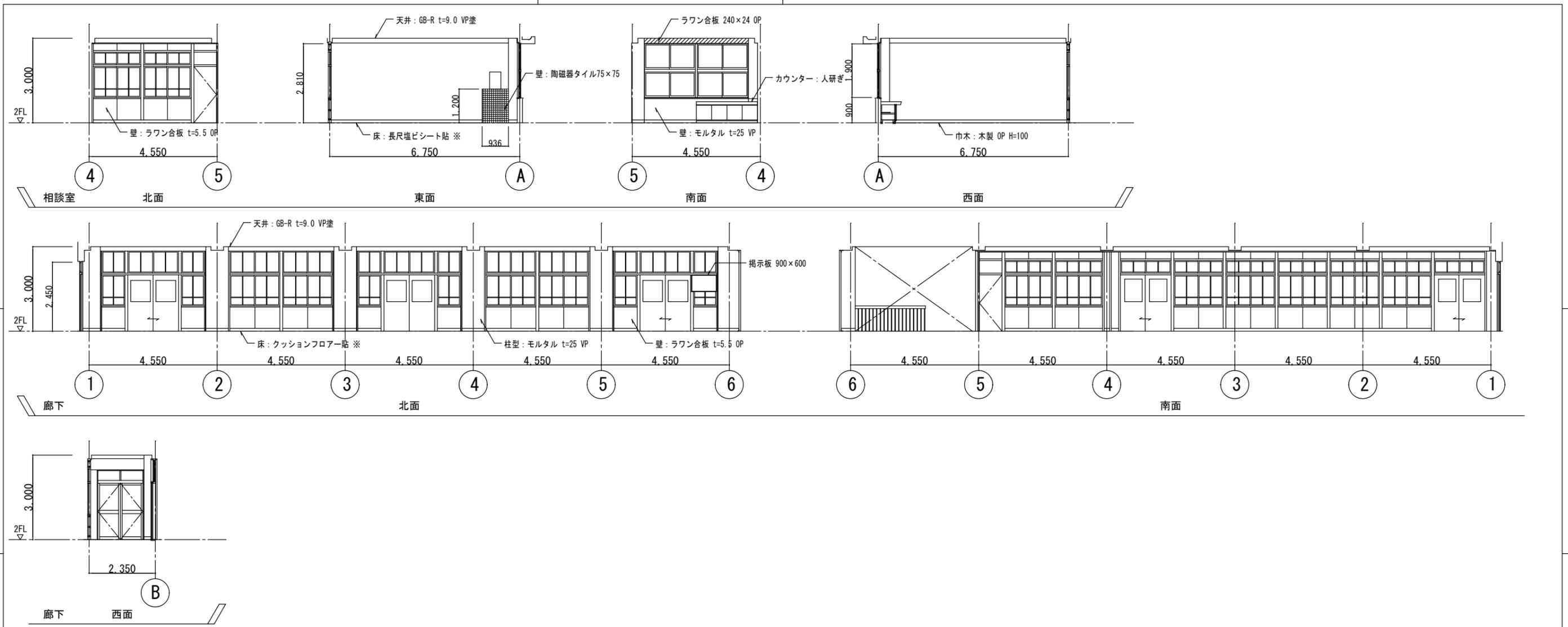
工事名称 R6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事  
 図面名称 展開図 (2)

図面番号 A - 12  
 縮尺 1: 100

株式会社 象企画設計  
 TEL 088-661-4080  
 徳島市雑賀町西開67-1  
 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号  
 一級建築士登録 第86203号 林 貴

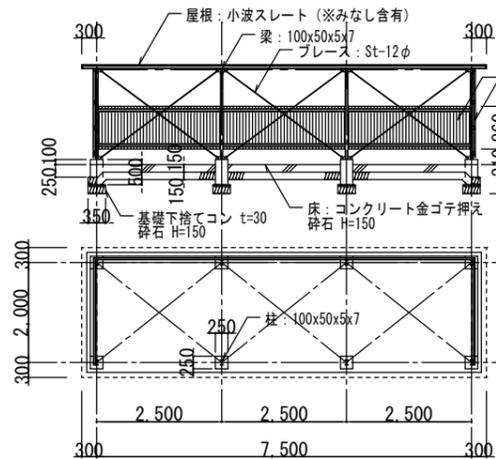
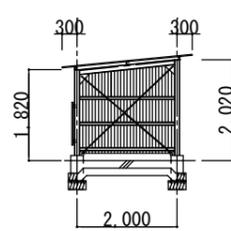
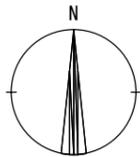


<p>特記 ※: アスベスト含有建材を示す。</p>	<p>徳島県県土整備部営繕課</p>	<p>工事名称 R6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事 図面名称 展開図 (3)</p>	<p>図面番号 A - 13 縮尺 1 : 100</p>	<p>株式会社 象企画設計 TEL 088-661-4080 FAX 088-661-4097 徳島市雑賀町西開67-1 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 一級建築士登録 第86203号 林 貴</p>
--------------------------------	--------------------	--	-----------------------------------	---

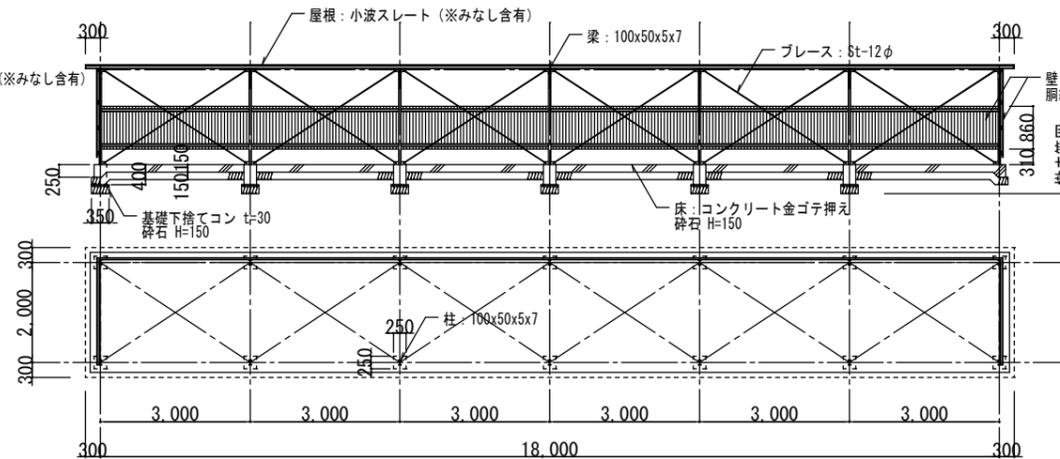


<p>特記 ※: アスベスト含有建材を示す。</p>	<p>徳島県県土整備部営繕課</p>	<p>工事名称 R6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事</p> <p>図面名称 展開図 (4)</p>	<p>図面番号 A - 14</p> <p>縮尺 1 : 100</p>	<p>株式会社 象企画設計</p> <p>徳島市雑賀町西開67-1 TEL 088-661-4080 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 FAX 088-661-4097 一級建築士登録 第86203号 林 貴</p>
--------------------------------	--------------------	---	--------------------------------------	--

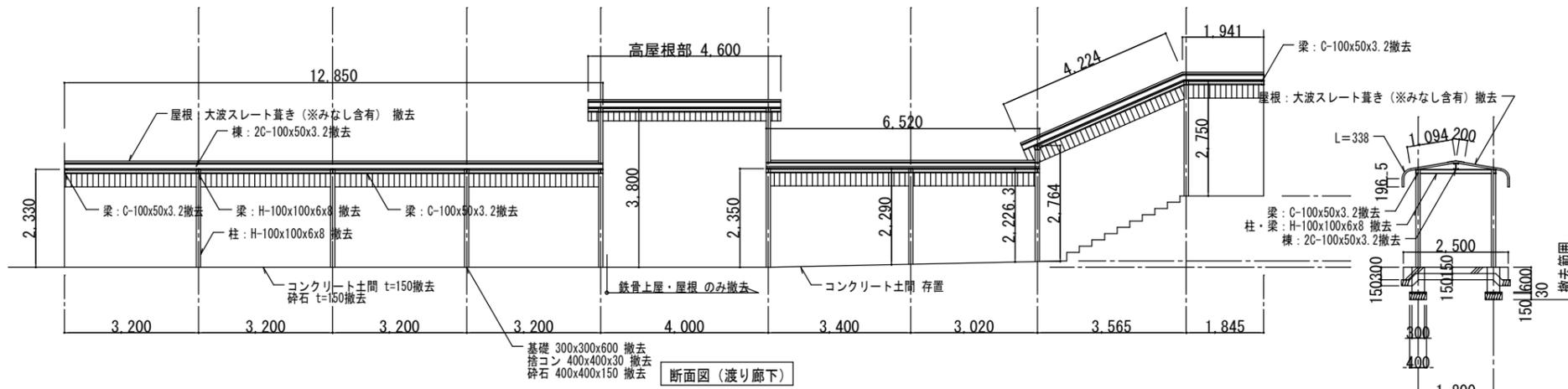
符号	室名	AW 1	1・2F	AW 2	1F 恒温培養室	AW 3	1F クリーンルーム	AP 1	1F 恒温培養室	WW 1	1F 農芸化学実験室	WW 2	1F 培養室	WW 3	2F 講堂	凡例 材料 AL アルミ製 S 鋼製 SUS ステンレス製 W 木製 建具種類 AW アルミ製窓 AD アルミ製扉 WD 木製扉 ガラス種類 FL フロートガラス T 強化ガラス F 型板ガラス PW 網入りフロートガラス FW 網入り型板ガラス								
数量	形式	法規制	21	2連引違い窓	1	FIX	1	FIX	1	引違い窓	1		1		2									
姿図																								
内法寸法 (W×H)	3,670 × 1,900			1,100 × 700			1,500 × 700			1,500 × 750			3,650 × 1,610				1,900 × 1,610			3,650 × 1,910				
枠見込	材質・仕上																							
水切巾	材質・仕上	-			-			-			-			-			-							
額縁巾	材質・仕上	-			-			-			-			-			-							
ガラス種類	厚み	FL 3			FL 3			FL 3			FL、F 2			FL 3			FL、F 2							
がらり形状	材質・仕上	-			-			-			-			-			-							
金物特記	アルミ水切、付属金物一式			付属金物一式			付属金物一式			付属金物一式														
備考																								
符号	室名	AD 1	1F 踏込	AD 2	1・2F 廊下	AD 3	1F 恒温培養室	AD 4	1F バイオテック実験室1	AD 5	1F クリーンルーム	AD 6	1F バイオテック実験室1	WD 1	1F 物置	WD 2	1F 生物資源教室							
数量	形式	法規制	1	両開きドア	2	両開きドア	2	親子開きドア	1	親子開きドア	1	片開きドア	1	片開きドア	1	引違いドア	1	片開きドア						
姿図																								
内法寸法 (W×H)	1,600 × 2,600			1,600 × 2,450			1,350 × 2,000			1,350 × 2,000			800 × 2,000			750 × 2,000			1,600 × 2,000			800 × 1,900		
扉厚さ	仕上	-			-			-			-			-			-			-				
枠形状	材質・仕上	-			-			-			-			-			-			-				
沓摺形状	材質・仕上	-			-			-			-			-			-			-				
ガラス種類	厚み	FW、FL 6.8、3			FL 3			-			FL 3			FL 3			-			F 3				
がらり形状	材質・仕上	-			-			-			-			-			-			-				
金物特記	アルミ水切、付属金物一式			アルミ水切、付属金物一式			アルミ水切、付属金物一式			アルミ水切、付属金物一式			アルミ水切、付属金物一式			アルミ水切、付属金物一式			付属金物一式			付属金物一式		
備考																								
符号	室名	MDW 1	1・2F	MDW 2	1F 女性休養室	MDW 3	1F バイオテック実験室2	MDW 4	1F 培養室	MDW 5	2F 講堂	MDW 6	2F 階段教室1・2											
数量	形式	法規制	4		1		3		1		3	1												
姿図																								
内法寸法 (W×H)	4,360 × 2,510			4,605 × 2,510			3,650 × 2,510			3,650 × 2,510			図示			3,650 × 2,810			12,950 × 2,510					
扉厚さ	仕上	-			-			-			-			-			-							
枠形状	材質・仕上	-			-			-			-			-			-							
沓摺形状	材質・仕上	-			-			-			-			-			-							
ガラス種類	厚み	FL、F 2、3			FL、F 2、3			FL、F 2、3			FL 3			FL、F 2、3										
がらり形状	材質・仕上	-			-			-			-			-										
金物特記																								
備考																								
特記	徳島県県土整備部営繕課																							
工事名称	R6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事										図面番号		A - 15											
図面名称	建具表										縮尺		1 : 100											
株式会社 象企画設計																								
TEL 088-661-4080 徳島市雑賀町西開67-1 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 FAX 088-661-4097 一級建築士登録 第86203号 林 貴																								



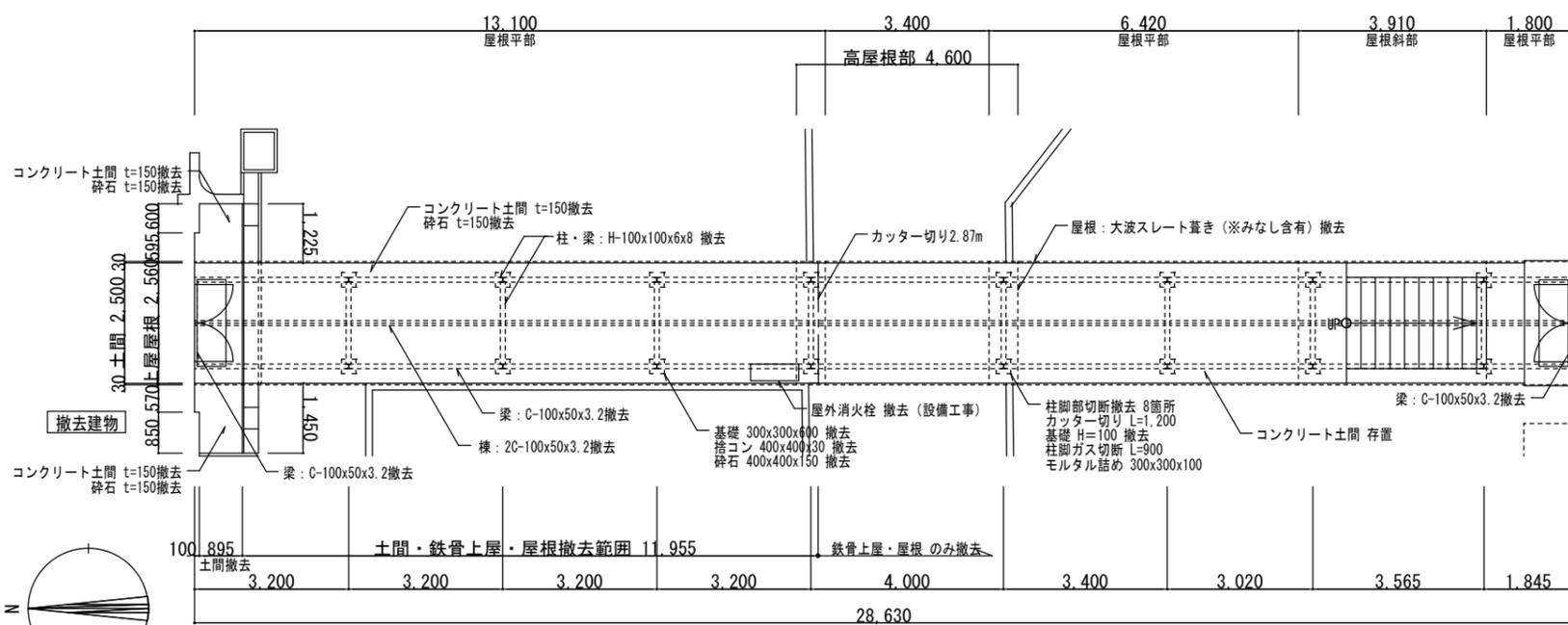
平面図・断面図 (自転車置場1)



平面図・断面図 (自転車置場2)



断面図 (渡り廊下)



平面図 (渡り廊下)

■スレート材 (※石綿みなし含有) 撤去方法  
スレート材は、散水にて湿潤化し、原形のまま「手ばらし」とする。撤去した材料は、専用袋に入れ、二重に袋詰めとする。撤去に際して養生等は不要とする。

特記  
※: アスベスト含有建材を示す。

徳島県

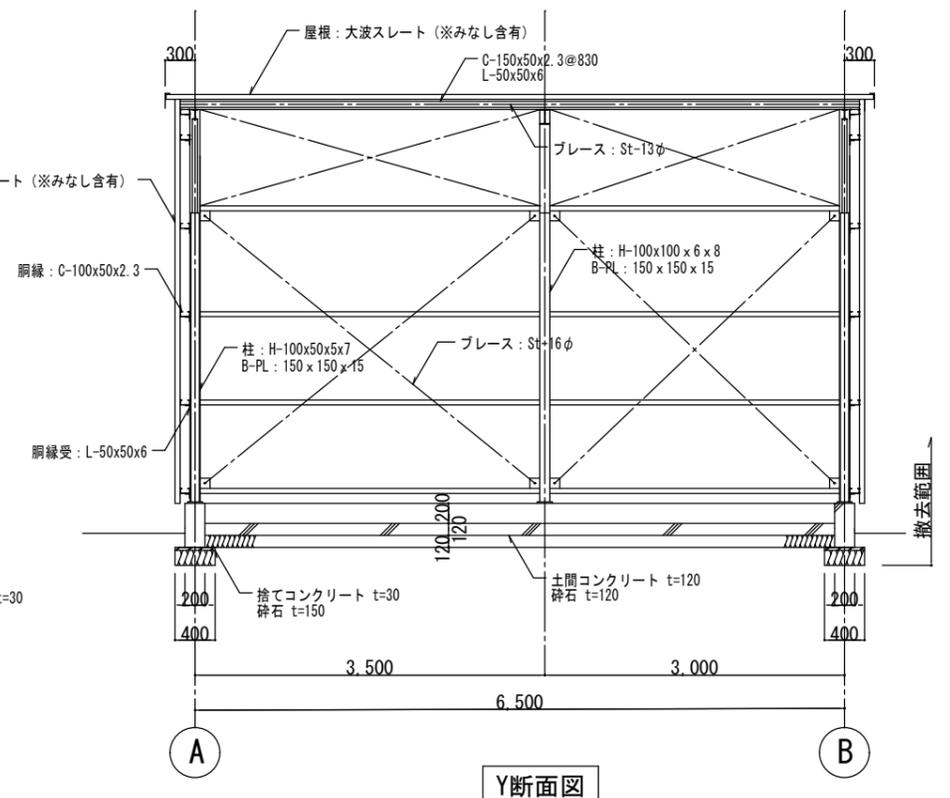
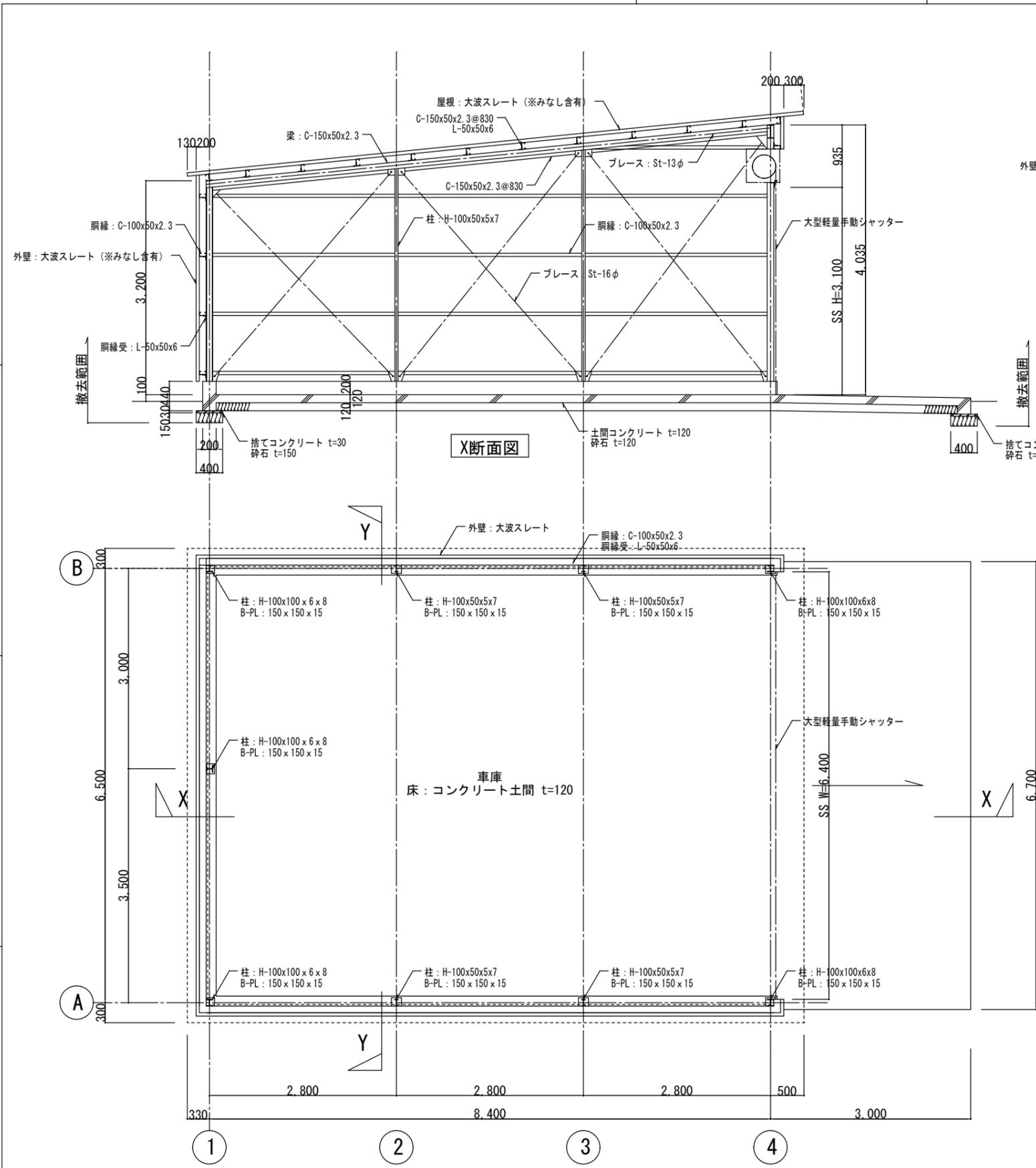
工事名称 R6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事

図面番号 A-16

株式会社 象企画設計  
TEL 088-661-4080  
徳島市雑賀町西開67-1 FAX 088-661-4097  
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号  
一級建築士登録 第86203号 林 貴

図面名称 詳細図 (1) 渡り廊下・自転車置場

縮尺 1:100



■スレート材 (※石綿みなし含有) 撤去方法  
 スレート材は、散水にて湿潤化し、原形のまま「手ばらし」とする。  
 撤去した材料は、専用袋に入れ、二重に袋詰めとする。  
 撤去に際して養生等は不要とする。

特記 ※：アスベスト含有建材を示す。	工事名称 R6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事 図面名称 詳細図 (2) 自動車車庫	図面番号 A - 17 縮尺 1 : 50	株式会社 象企画設計 TEL 088-661-4080 徳島市雑賀町西開67-1 FAX 088-661-4097 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 一級建築士登録 第86203号 林 貴
-----------------------	--	--------------------------	--

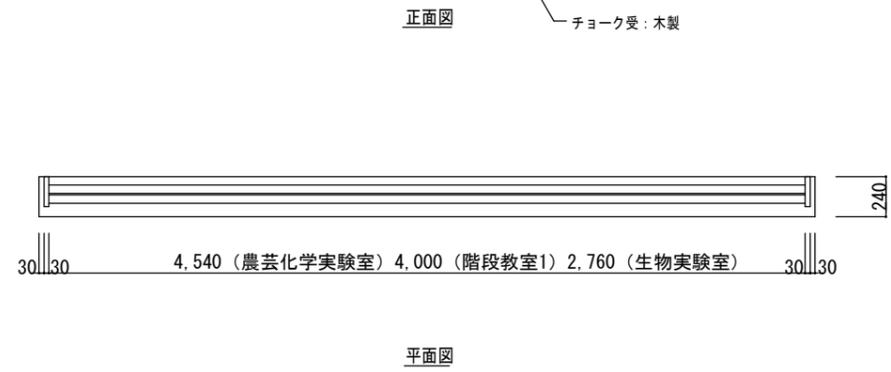
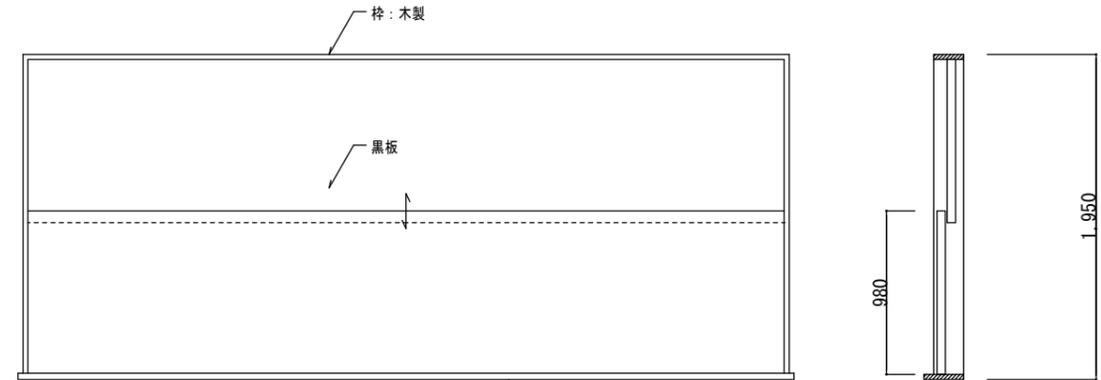
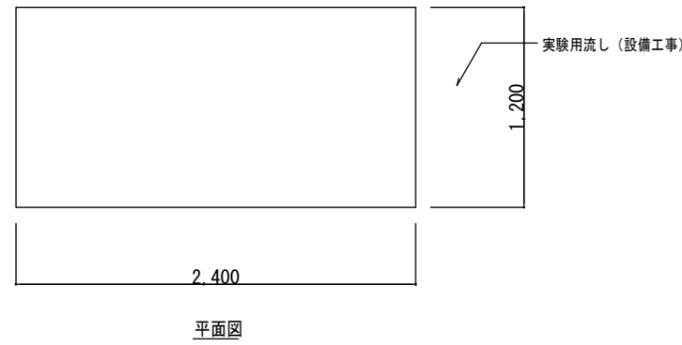
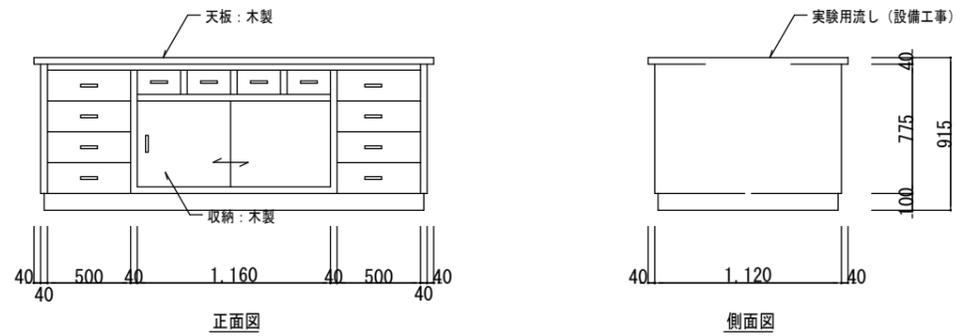
<p>下足棚 (踏込) 1箇所</p> <p>材: ラワン合板 t=15 中棚: ラワン合板 t=9</p> <p>正面図 断面図</p> <p>平面図</p>	<p>下足箱 (踏込) 1箇所</p> <p>天板: 木製 t=40 扉: 木製 t=20 枠: 木製 t=20</p> <p>正面図 断面図</p> <p>平面図</p>	<p>展示棚 (踏込) 1箇所</p> <p>枠: 木製・ポリ合板 ガラス扉 t=5</p> <p>正面図 断面図</p>		
<p>木製棚 (バイオテク実験室1) 1箇所</p> <p>木製棚 t=15 木製棚 t=15 木柱 45x45 棚受金物 木柱 45x45</p> <p>断面図 正面図</p> <p>平面図</p>	<p>実験台 (バイオテク実験室1) 1箇所</p> <p>天板: SUS板貼 カウンター収納</p> <p>正面図 断面図</p> <p>正面図 断面図</p> <p>平面図</p>	<p>金庫 (廊下) 1箇所</p> <p>640x640x1,220 245kg</p>		
<p>教壇 (農芸化学実験室・階段教室1) 2箇所</p> <p>正面図 断面図</p> <p>平面図</p>	<p>机 (生物実験室) 8箇所</p> <p>正面図 断面図</p> <p>平面図</p>			
<p>特記</p>	<p>徳島県県土整備部営繕課</p>	<p>工事名称 R6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事</p> <p>図面名称 詳細図 (3)</p>	<p>図面番号 A - 18</p> <p>縮尺 1 : 30</p>	<p>株式会社 象企画設計</p> <p>TEL 088-661-4080 FAX 088-661-4097</p> <p>徳島市雑賀町西開67-1 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 一級建築士登録 第86203号 林 貴</p>

実験台 (バイオテック教室・農芸化学実験室・生物実験室)

10箇所

上下可動黒板 (農芸化学実験室・生物実験室・階段教室1)

3箇所

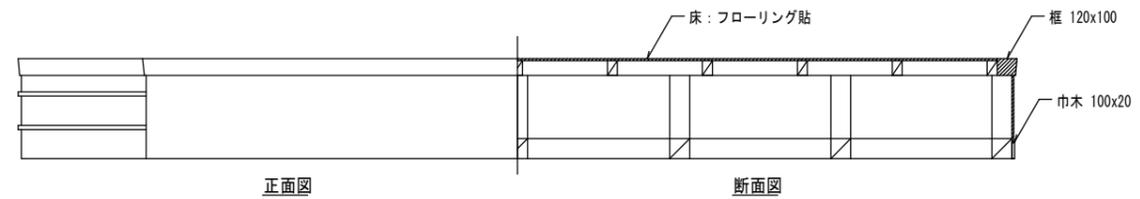
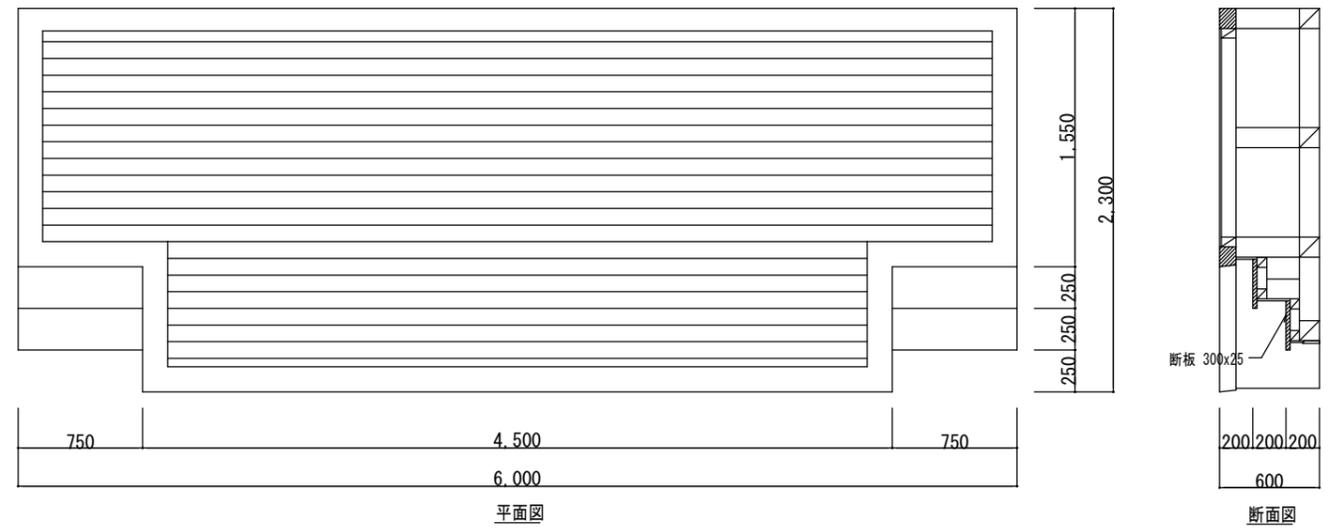
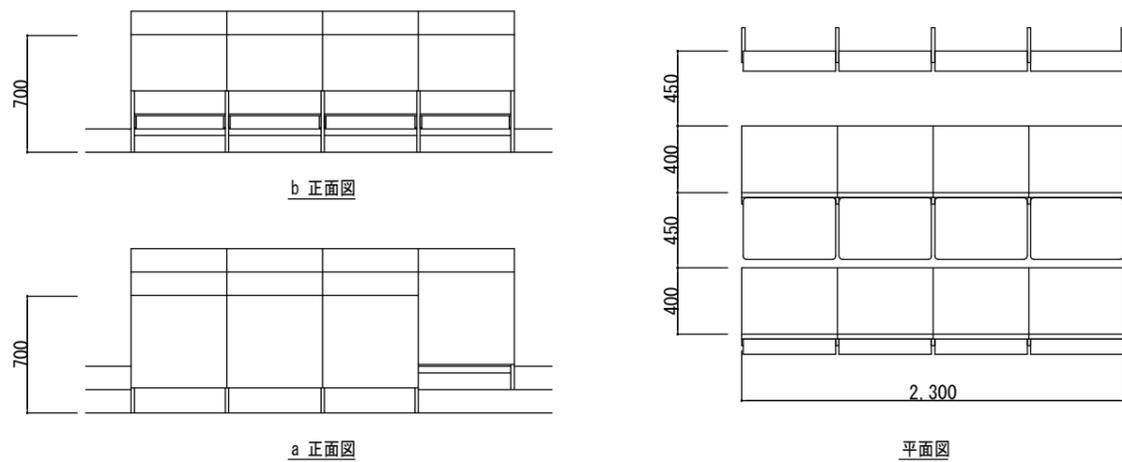
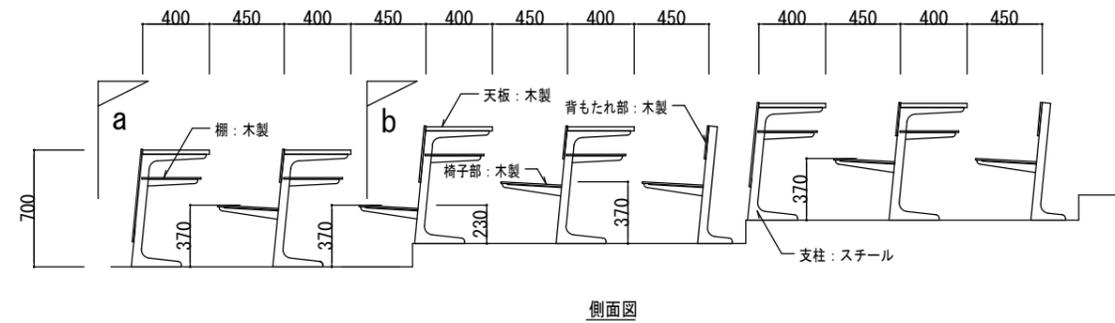


机+椅子 (階段教室1)

12箇所

ステージ (講堂)

1箇所



特記

徳島県県土整備部営繕課

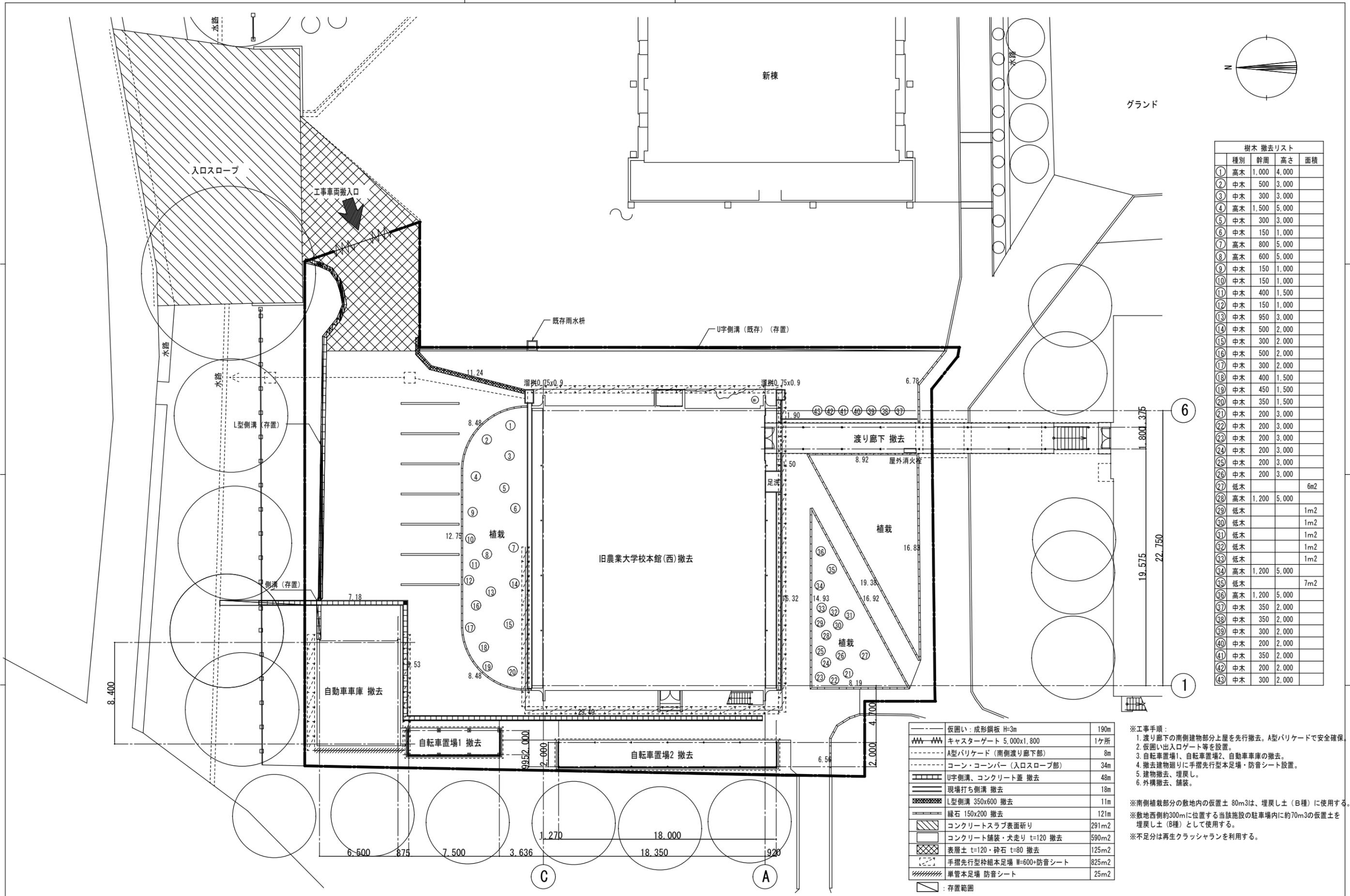
工事名称 R6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事

図面番号 A - 19

図面名称 詳細図 (4)

縮尺 1 : 30

株式会社 象企画設計  
 徳島市雑賀町西開67-1 TEL 088-661-4080  
 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 FAX 088-661-4097  
 一級建築士登録 第86203号 林 貴

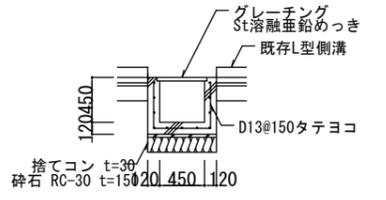
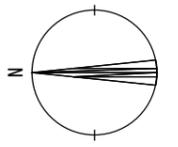
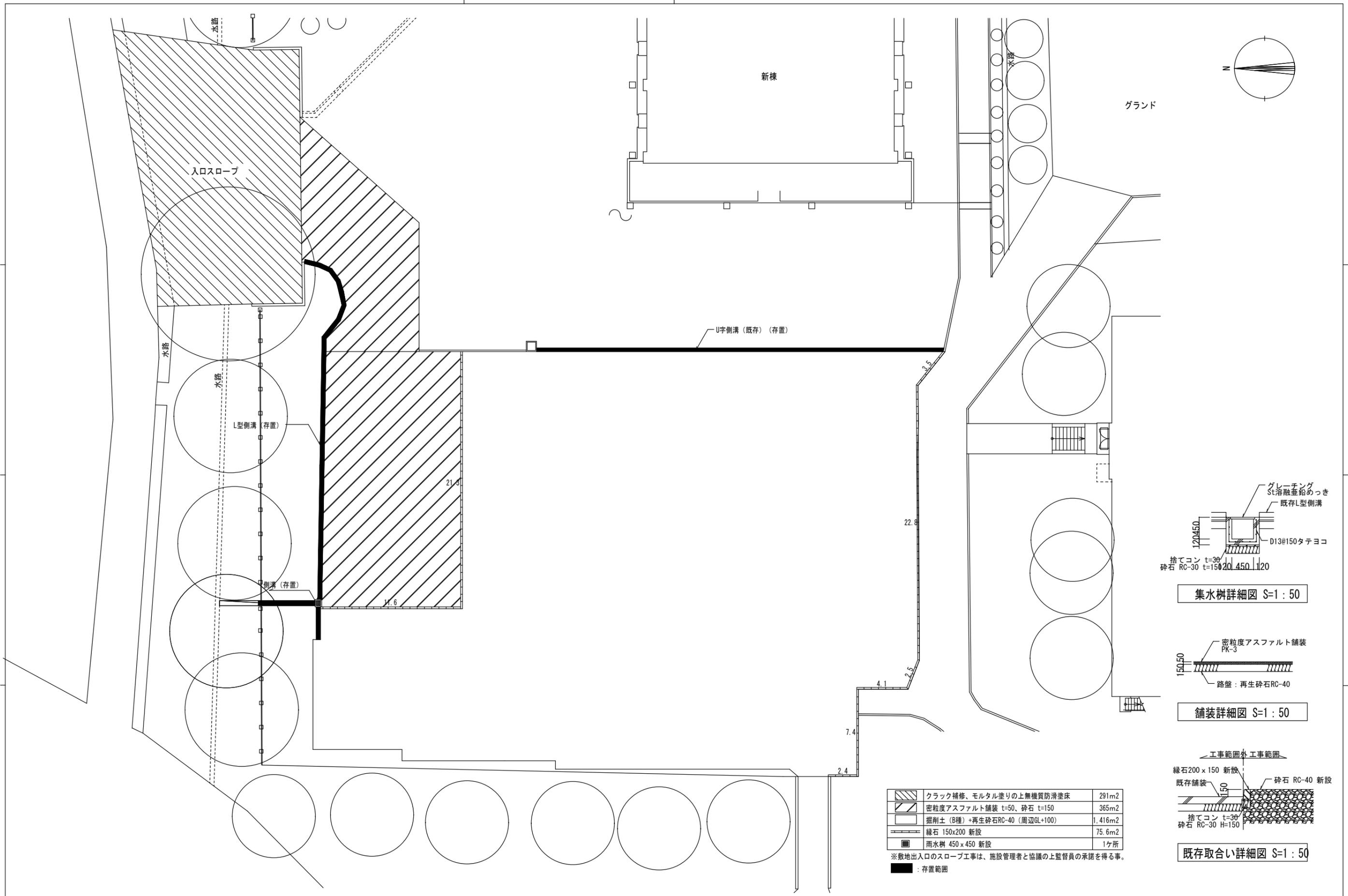


種別	幹周	高さ	面積
① 高木	1,000	4,000	
② 中木	500	3,000	
③ 中木	300	3,000	
④ 高木	1,500	5,000	
⑤ 中木	300	3,000	
⑥ 中木	150	1,000	
⑦ 高木	800	5,000	
⑧ 高木	600	5,000	
⑨ 中木	150	1,000	
⑩ 中木	150	1,000	
⑪ 中木	400	1,500	
⑫ 中木	150	1,000	
⑬ 中木	950	3,000	
⑭ 中木	500	2,000	
⑮ 中木	300	2,000	
⑯ 中木	500	2,000	
⑰ 中木	300	2,000	
⑱ 中木	400	1,500	
⑲ 中木	450	1,500	
⑳ 中木	350	1,500	
㉑ 中木	200	3,000	
㉒ 中木	200	3,000	
㉓ 中木	200	3,000	
㉔ 中木	200	3,000	
㉕ 中木	200	3,000	
㉖ 中木	200	3,000	
㉗ 低木			6m2
㉘ 高木	1,200	5,000	
㉙ 低木			1m2
㉚ 低木			1m2
㉛ 低木			1m2
㉜ 低木			1m2
㉝ 低木			1m2
㉞ 高木	1,200	5,000	
㉟ 低木			7m2
㊱ 高木	1,200	5,000	
㊲ 中木	350	2,000	
㊳ 中木	350	2,000	
㊴ 中木	300	2,000	
㊵ 中木	200	2,000	
㊶ 中木	350	2,000	
㊷ 中木	200	2,000	
㊸ 中木	300	2,000	

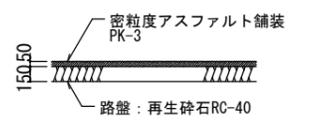
仮囲い: 成形鋼板 H=3m	190m
キャスターゲート 5,000x1,800	1ヶ所
A型バリケード (南側渡り廊下部)	8m
コーン・コーンバー (入口スロープ部)	34m
U字側溝、コンクリート蓋 撤去	48m
現場打ち側溝 撤去	18m
L型側溝 350x600 撤去	11m
緑石 150x200 撤去	121m
コンクリートスラブ表面砕り	291m2
コンクリート舗装・犬走り t=120 撤去	590m2
表層土 t=120・砕石 t=80 撤去	125m2
手摺先行型枠組本足場 W=600+防音シート	825m2
単管本足場 防音シート	25m2
存置範囲	

- ※工事手順:
1. 渡り廊下の南側建物部分上屋を先行撤去。A型バリケードで安全確保。
  2. 仮囲い出入口ゲート等を設置。
  3. 自転車置場1、自転車置場2、自動車庫の撤去。
  4. 撤去建物廻りに手摺先行型本足場・防音シート設置。
  5. 建物撤去、埋戻し。
  6. 外構撤去、舗装。

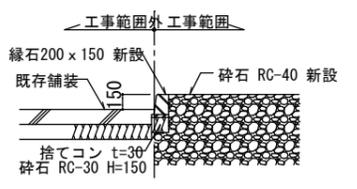
※南側植栽部分の敷地内の仮置土 80m3は、埋戻し土 (B種) に使用する。  
 ※敷地西側約300mに位置する当該施設の駐車場内に約70m3の仮置土を埋戻し土 (B種) として使用する。  
 ※不足分は再生クラッシュランを利用する。



集水樹詳細図 S=1:50



舗装詳細図 S=1:50



既存取合い詳細図 S=1:50

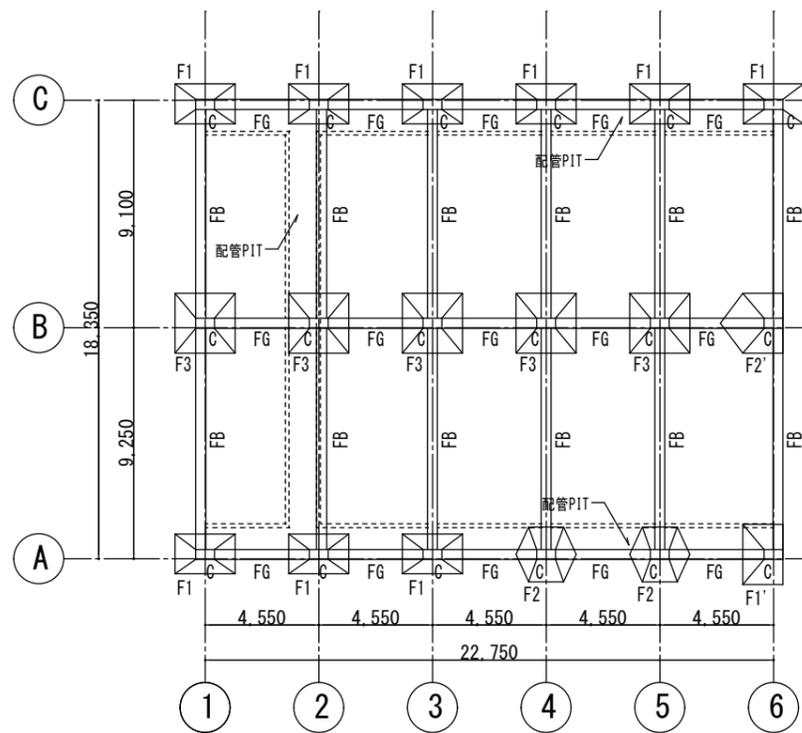
	クラック補修、モルタル塗りの上無機質防滑塗床	291m <sup>2</sup>
	密粒度アスファルト舗装 t=50、砕石 t=150	365m <sup>2</sup>
	掘削土 (B種) + 再生砕石RC-40 (周辺GL+100)	1,416m <sup>2</sup>
	緑石 150x200 新設	75.6m <sup>2</sup>
	雨水樹 450x450 新設	1ヶ所

※敷地出入口のスロープ工事は、施設管理者と協議の上監督員の承諾を得る事。  
■ : 存置範囲

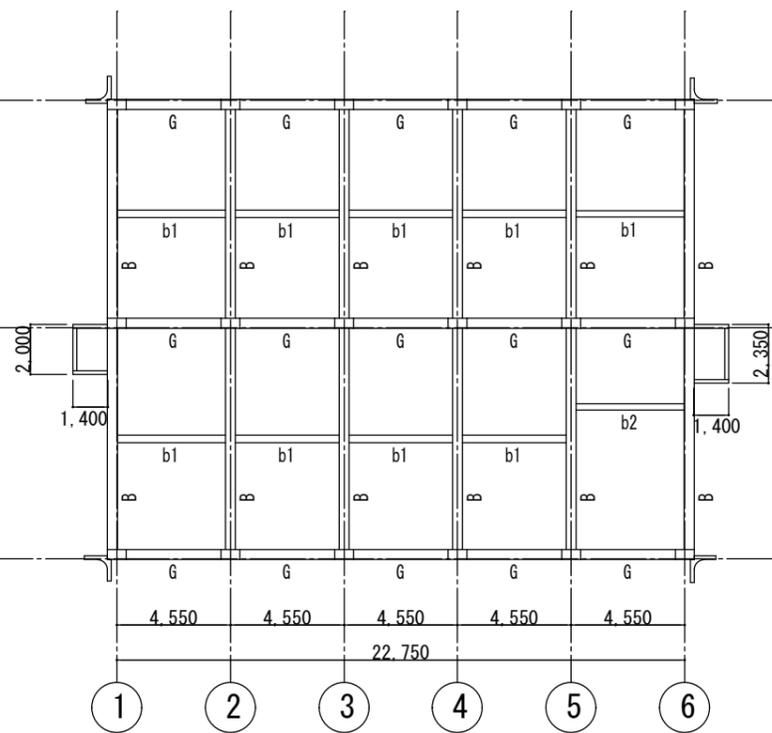
特記	徳島県県土整備部営繕課	工事名称 R6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事	図面番号 A-21	株式会社 象企画設計 TEL 088-661-4080 徳島市雑賀町西開67-1 FAX 088-661-4097 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 一級建築士登録 第86203号 林 貴
		図面名称 外構改修図	縮尺 1:200	

工事名称		R6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事													
工程区分		1ヶ月目		2ヶ月目		3ヶ月目		4ヶ月目		5ヶ月目		6ヶ月目		備考	
	RC造 2階建て 延床面積：860m <sup>2</sup>														
準備	工事準備・書類作成	準備工													
仮設工事	1次仮設			1次仮設 (A型バリケード)								仮囲い撤去			
	2次仮設			仮囲い・キャスターゲート 2次仮設 (枠組本足場+防音シート)				撤去状況に応じて解体				入口一時仮設			・入口の舗装工事は1週間程度を見込んでいる。 ・工事時期は施設管理者と協議をし決定すること。
撤去工事	渡り廊下撤去・排水管迂回			渡り廊下撤去											
	自動車車庫・駐輪場・植栽・緑石			駐輪場撤去		自動車車庫撤去		植栽・緑石撤去							
	本館建屋					本館解体 (設備機器・内装・RC)		基礎撤去		埋戻し・整地					
	設備機器・配管・配線等					照明器具等撤去 配管・配線等 随時撤去									
アスベスト撤去	専用仮設・養生			飛散防止対策											
	撤去			撤去作業 (防水・シール先行)											
外構工事										舗装・補修		手直し等			
検査等										検査					

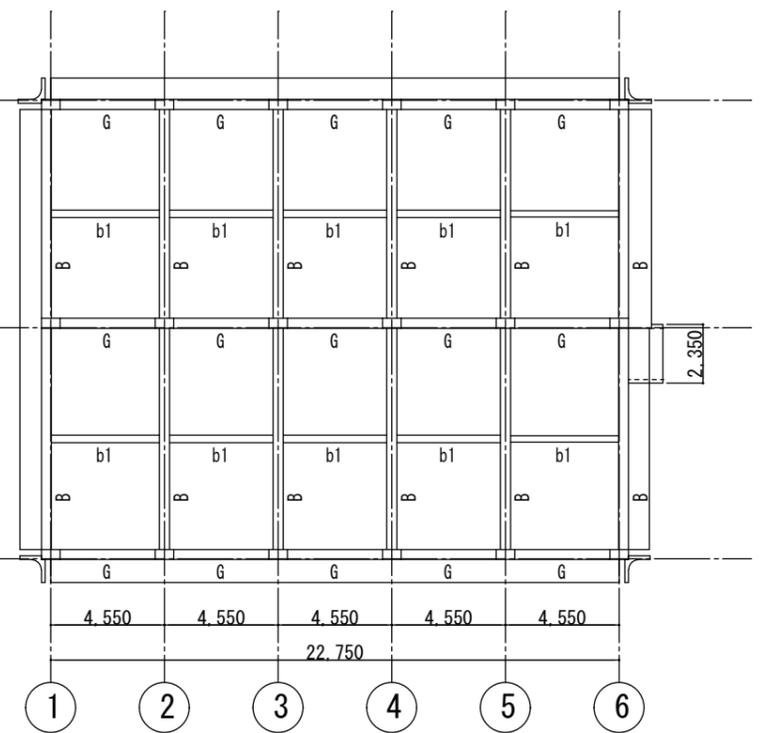
特記	徳島県県土整備部営繕課	工事名称	R6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事	図面番号	A - 22	株式会社 象企画設計 TEL 088-661-4080 徳島市雑賀町西開67-1 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 一級建築士登録 第86203号 林 貴
		図面名称	概略工程表 (参考)	縮尺	1: -	



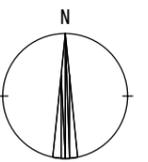
基礎伏図 S=1:200



2階梁伏図 S=1:200



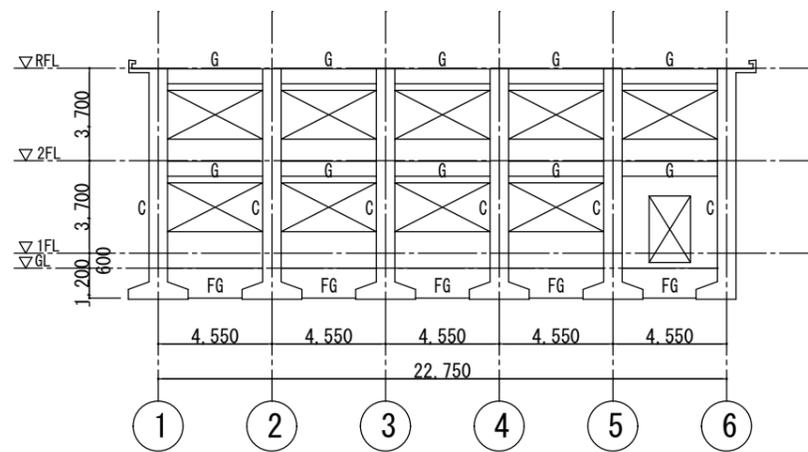
R階梁伏図 S=1:200



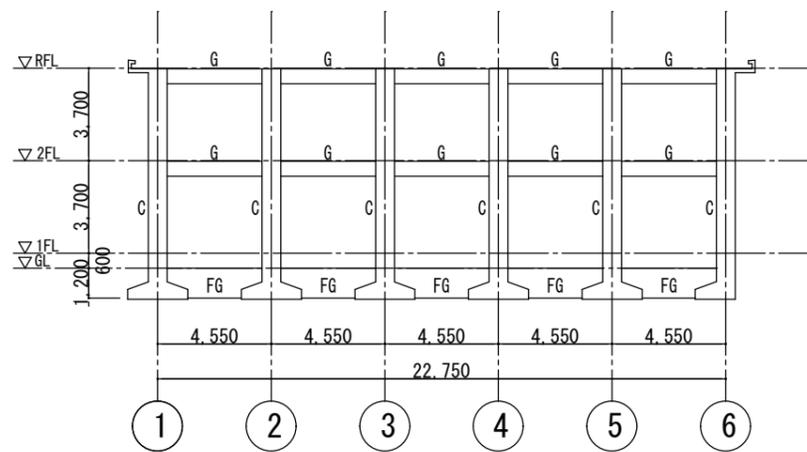
F1		F1'		F2		F2'		F3	
G	B	b1	b2	C					

※1階間仕切・耐力壁 W=180、2階耐力壁 W=150  
 ※コンクリート壁のフカシは t=20  
 ※既存杭は存置

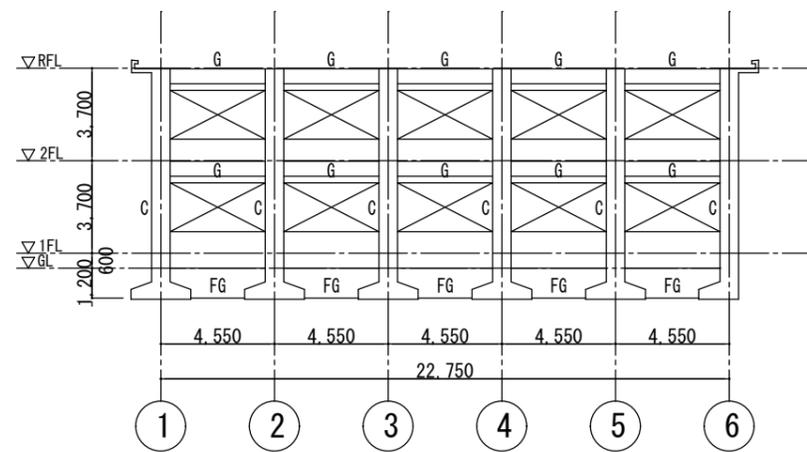
特記	徳島県土整備部営繕課	工事名称 R6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事	図面番号 S - 01	<b>株式会社 象企画設計</b> <small>徳島市雑賀町西開67-1 TEL 088-661-4080        一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号        一級建築士登録 第86203号 林 貴</small>
		図面名称 伏図・リスト	縮尺 1:200・100	



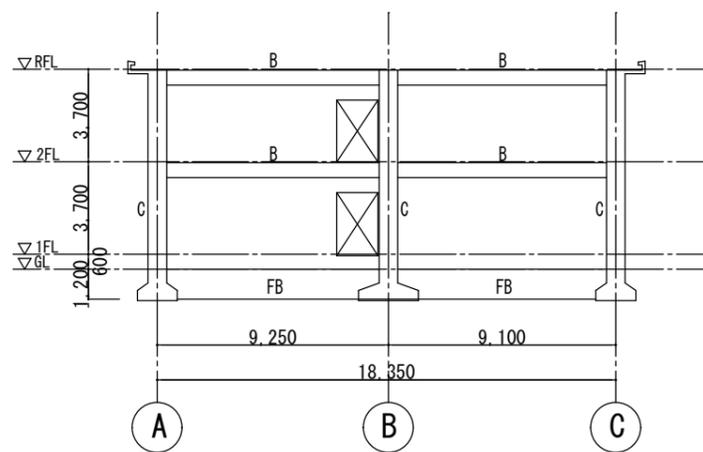
A通り 軸組図



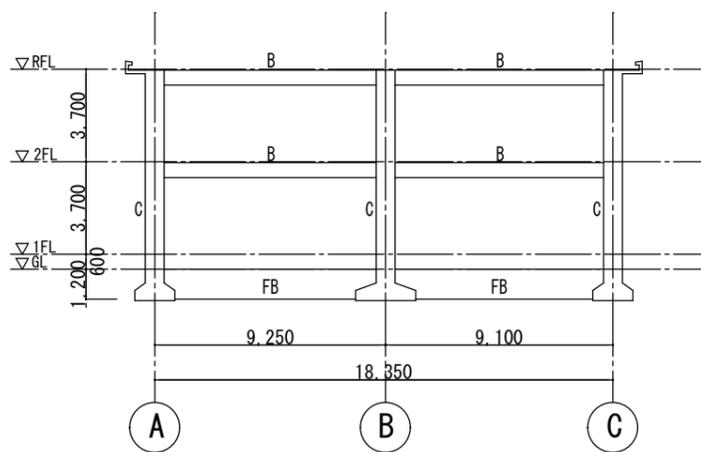
B通り 軸組図



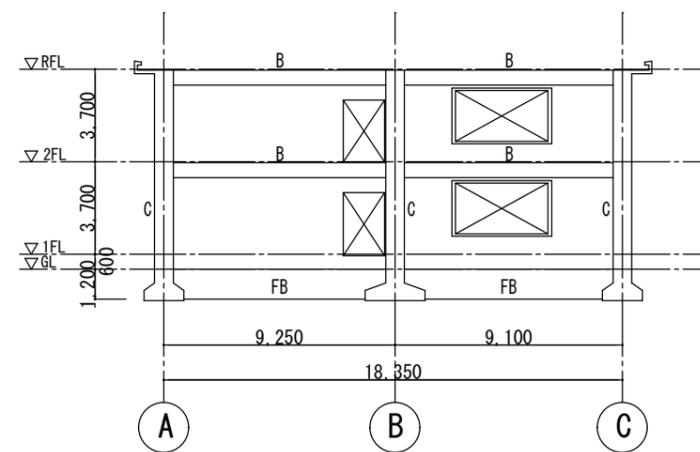
C通り 軸組図



1通り 軸組図



2~5通り 軸組図



6通り 軸組図

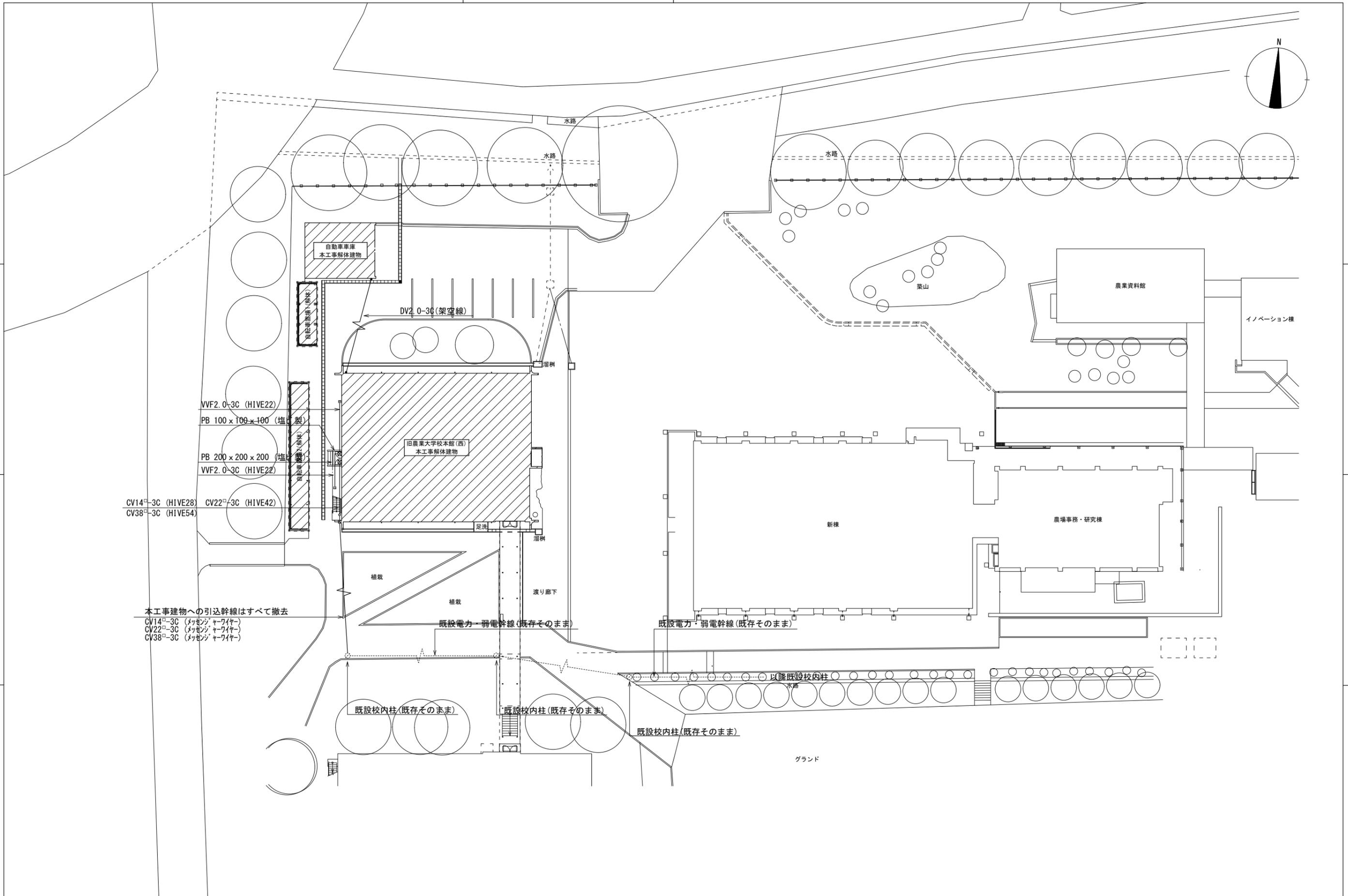
特記

徳島県県土整備部営繕課

工事名称 R6 営繕 旧農業大学校 石・石井  
本館等解体工事  
図面名称 軸組図

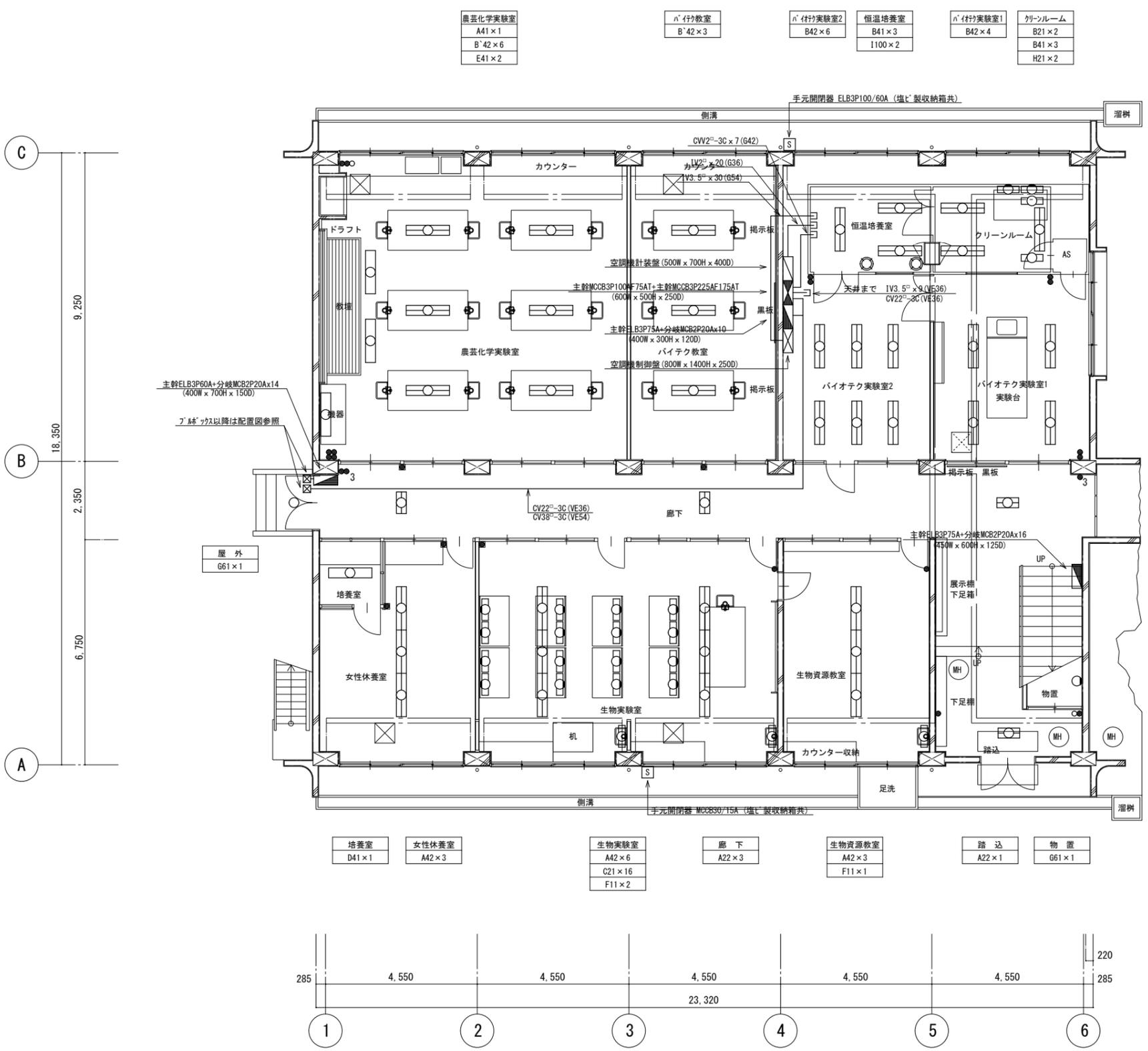
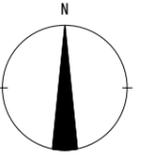
図面番号 S - 02  
縮尺 1 : 200

株式会社 象企画設計  
TEL 088-661-4080  
徳島市雑賀町西開67-1  
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号  
一級建築士登録 第86203号 林 貴



本工事建物への引込幹線はすべて撤去  
 CV14<sup>□</sup>-3C (メッセンジャーワイヤ)  
 CV22<sup>□</sup>-3C (メッセンジャーワイヤ)  
 CV38<sup>□</sup>-3C (メッセンジャーワイヤ)

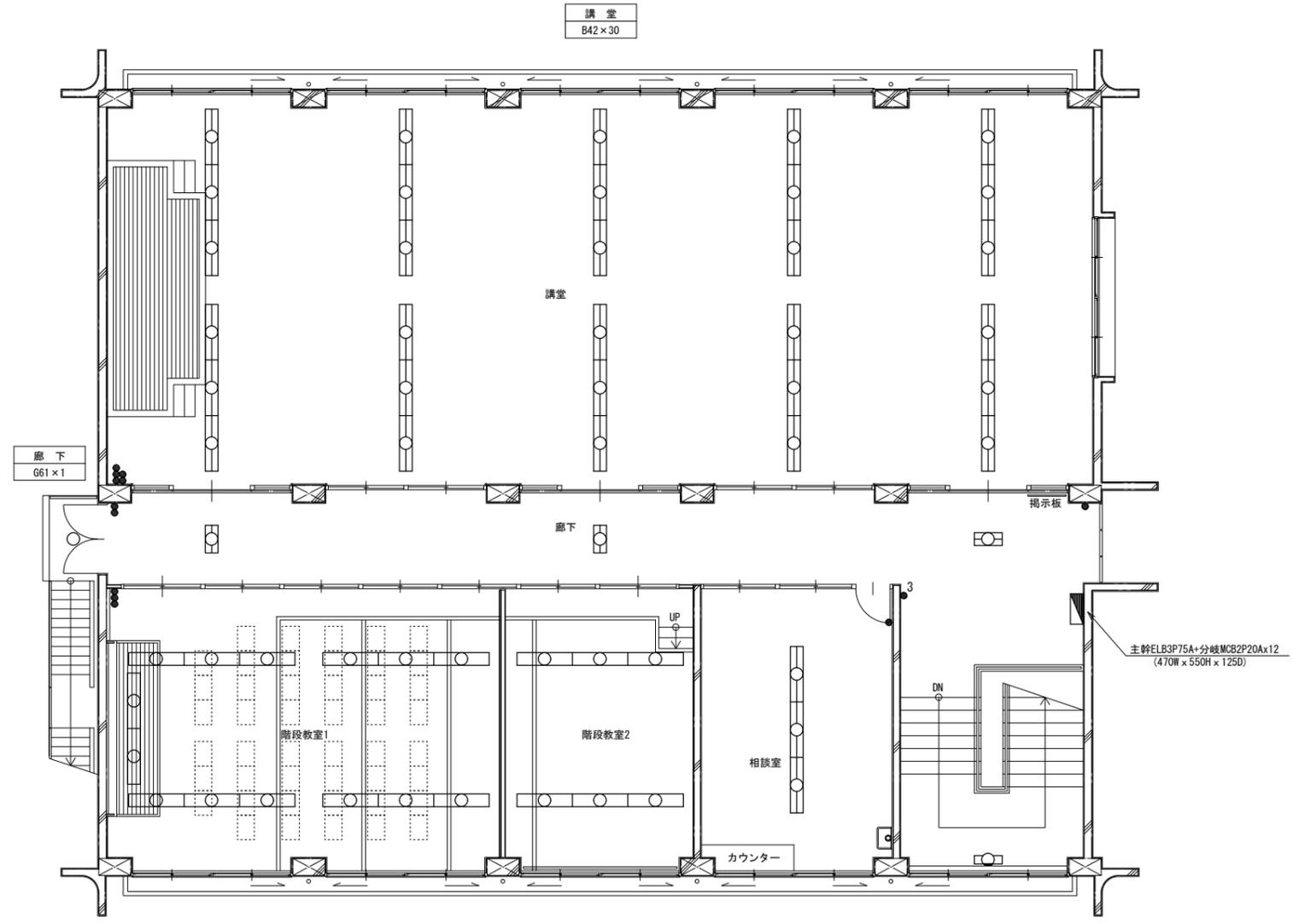
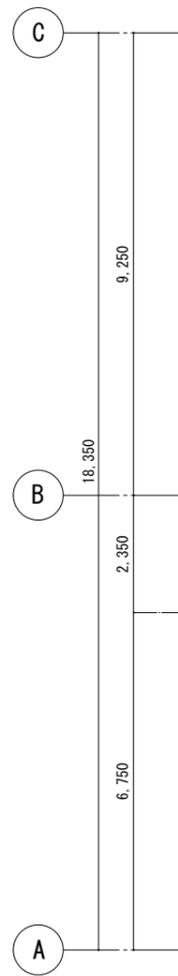
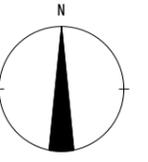
特記 徳島県土整備部営繕課	工事名称 R 6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事 図面名称 電気設備 配置図	図面番号 E - 01 縮尺 1:300	<b>株式会社 象企画設計</b> TEL 089-661-4080 徳島市雑賀町西開67-1 FAX 089-661-4097 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 一級建築士登録 第86203号 林 貴
------------------	--	-------------------------	---



凡例		
記号	名称	備考
☐	動力室	屋内露出型
☐	電灯室	屋内・埋込露出型
☐	空調機制御盤	屋内露出型
☐	空調機計装盤	屋内露出型
●	埋込スイッチ 1P15A x 1	
■	露出スイッチ 1P15A x 1	
● 3	埋込スイッチ 3W15A x 1	
○	ハイトラフ	

記号	仕様			
A22	FL	20	W	× 2
A41	FL	40	W	× 1
A42	FL	40	W	× 2
B21	FL	20	W	× 1
B22	FL	20	W	× 2
B41	FL	40	W	× 1
B42	FL	40	W	× 2
B'42	FL	40	W	× 2
C21	FL	20	W	× 1
D41	FL	40	W	× 1
E41	FL	40	W	× 1
F11	FL	10	W	× 1
G61	IL	60	W	× 1
H21	FL	20	W	× 1
I100	HID	100	W	× 1

- (注記)
- 図中で示す配管配線、機器及び器具類はすべて撤去すること。
  - 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
  - 安定器を撤去処分する際は、PCB含有の有無を確認すること。

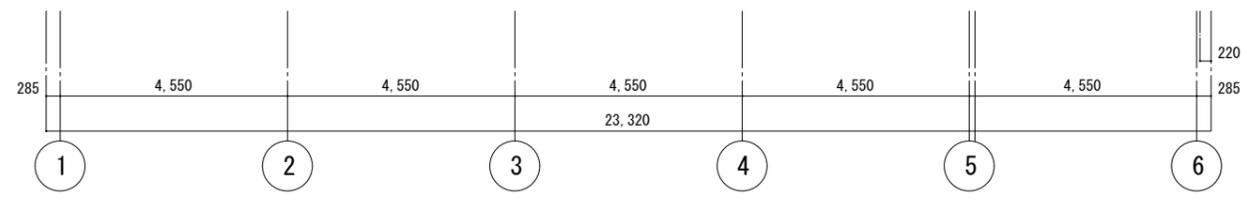


凡例

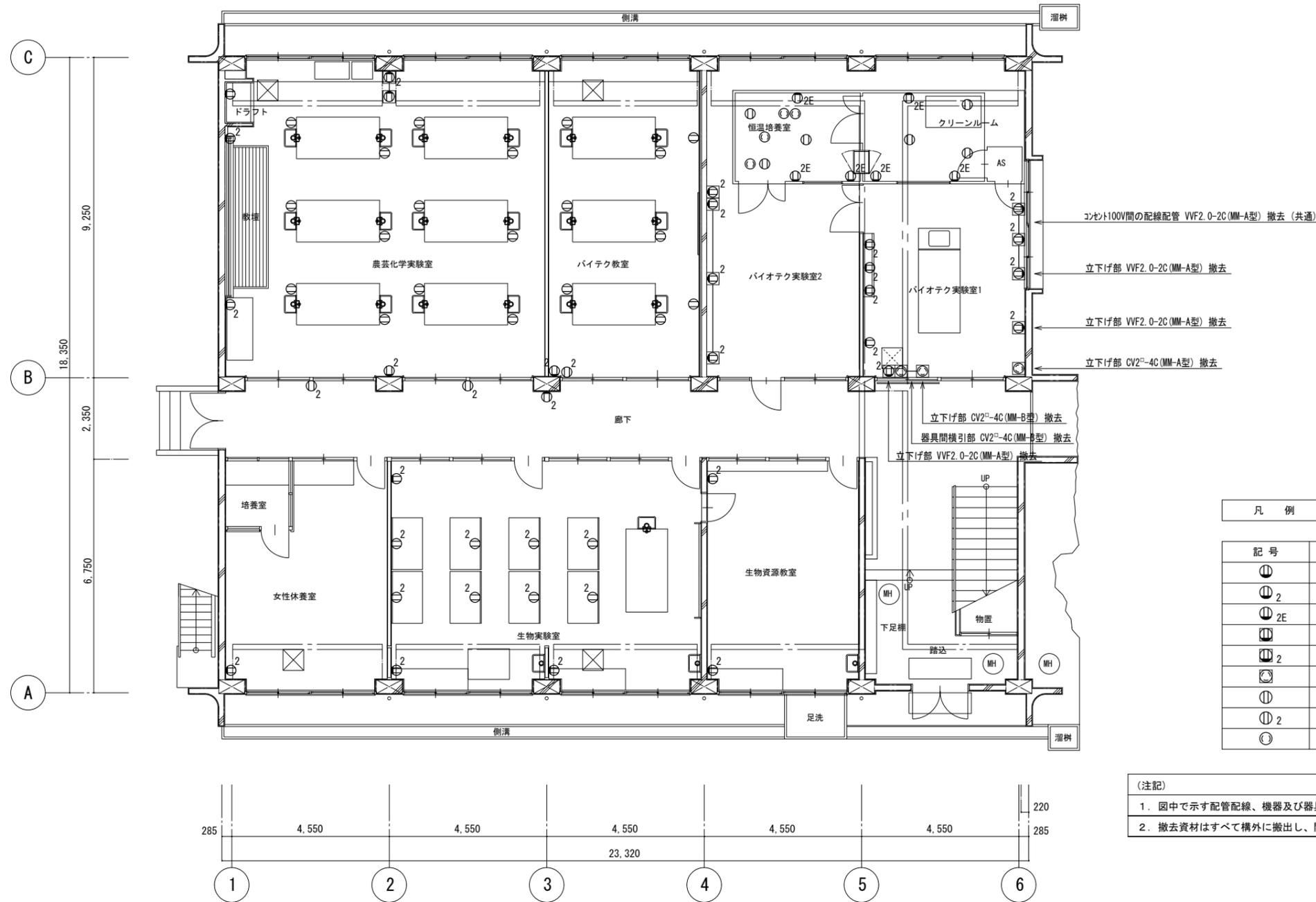
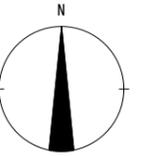
記号	名称	備考
	動力盤	屋内露出型
	電灯盤	屋内・埋込露出型
	空調制御盤	屋内露出型
	空調機計装盤	屋内露出型
●	埋込スイッチ 1P15A x 1	
■	露出スイッチ 1P15A x 1	
● 3	埋込スイッチ 3W15A x 1	
○	ハイトランプ	

記号	仕様		
A22	FL	20 W × 2	逆富士
A41	FL	40 W × 1	
A42	FL	40 W × 2	直付け
B21	FL	20 W × 1	
B22	FL	20 W × 2	
B41	FL	40 W × 1	
B42	FL	40 W × 2	ハイト吊
B'42	FL	40 W × 2	
C21	FL	20 W × 1	直付け (片反射笠付)
D41	FL	40 W × 1	直付け (反射笠付)
E41	FL	40 W × 1	黒板灯
F11	FL	10 W × 1	ミラライト
G61	IL	60 W × 1	シーリングライト
H21	FL	20 W × 1	除菌灯
I100	HID	100 W × 1	投光器

階段教室1 A41 × 12 E41 × 2	階段教室2 A22 × 6	廊下 A22 × 3	相談室 A22 × 3	階段室 B22 × 1
------------------------------	------------------	---------------	----------------	----------------



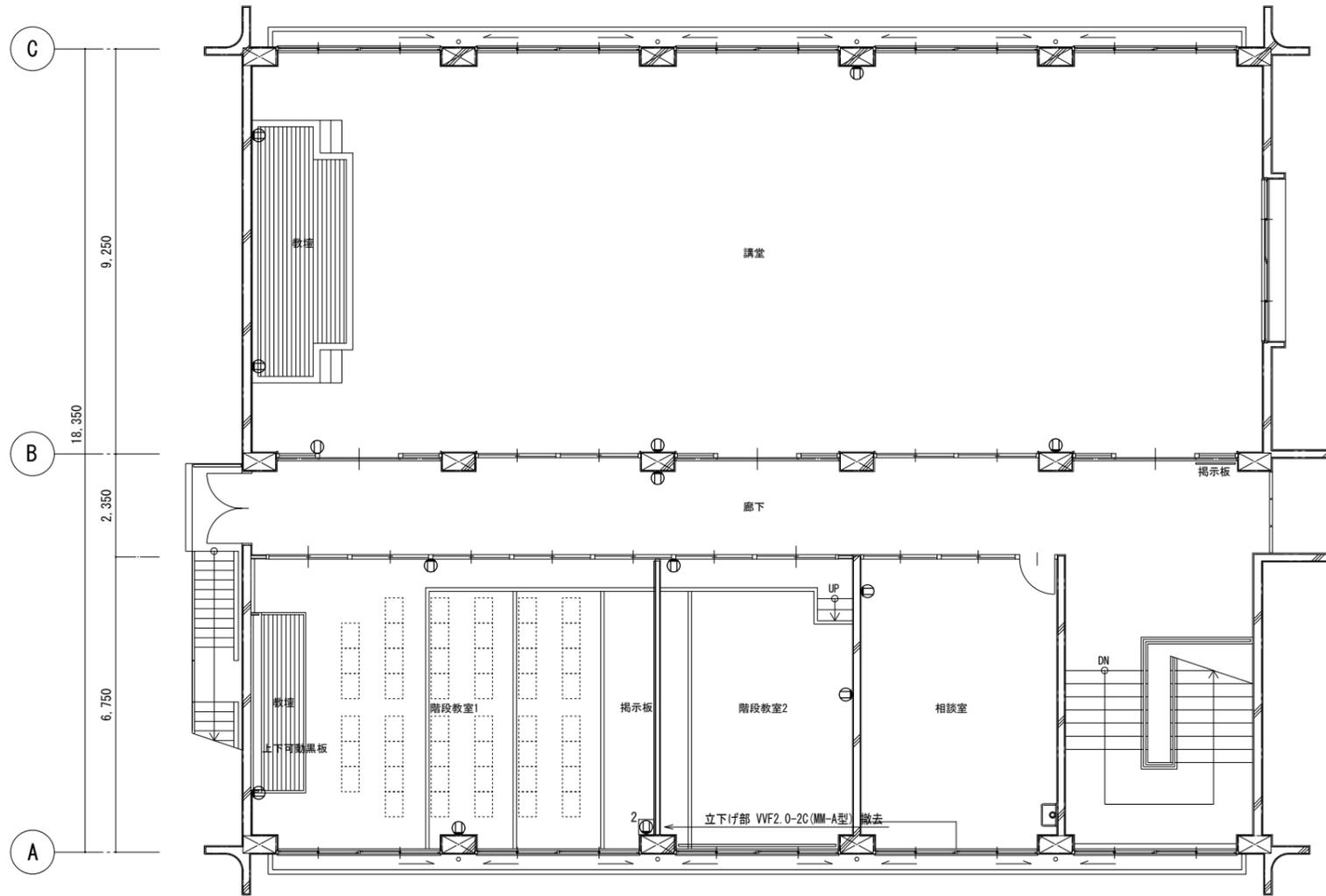
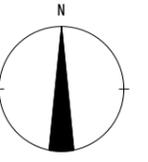
(注記)
1. 図中で示す配管配線、機器及び器具類はすべて撤去すること。
2. 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。
3. 安定器を撤去処分する際は、PCB含有の有無を確認すること。



凡例

記号	名称	備考
⓪	埋込コンセント 2P15A125V x 1	
⓪ <sub>2</sub>	埋込コンセント 2P15A125V x 2	
⓪ <sub>2E</sub>	埋込コンセント 2P15A125V x 2 (E)	
⓪	埋込コンセント 2P15A125V x 1	約1メートル立下げ部, 同スイッチ ヴォル共
⓪ <sub>2</sub>	埋込コンセント 2P15A125V x 2	約1メートル立下げ部, 同スイッチ ヴォル共
⓪	埋込コンセント 3P20A250V x 1	約1メートル立下げ部, 同スイッチ ヴォル共
⓪	露出コンセント 2P15A125V x 1	
⓪ <sub>2</sub>	露出コンセント 2P15A125V x 2	
⓪	抜止コンセント 2P15A125V x 1 (LK)	

(注記)  
 1. 図中で示す配管配線、機器及び器具類はすべて撤去すること。  
 2. 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。

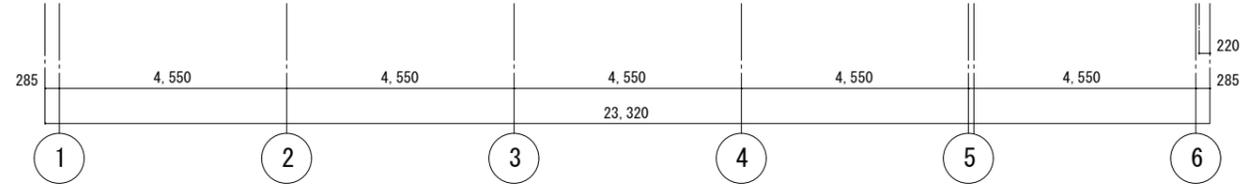


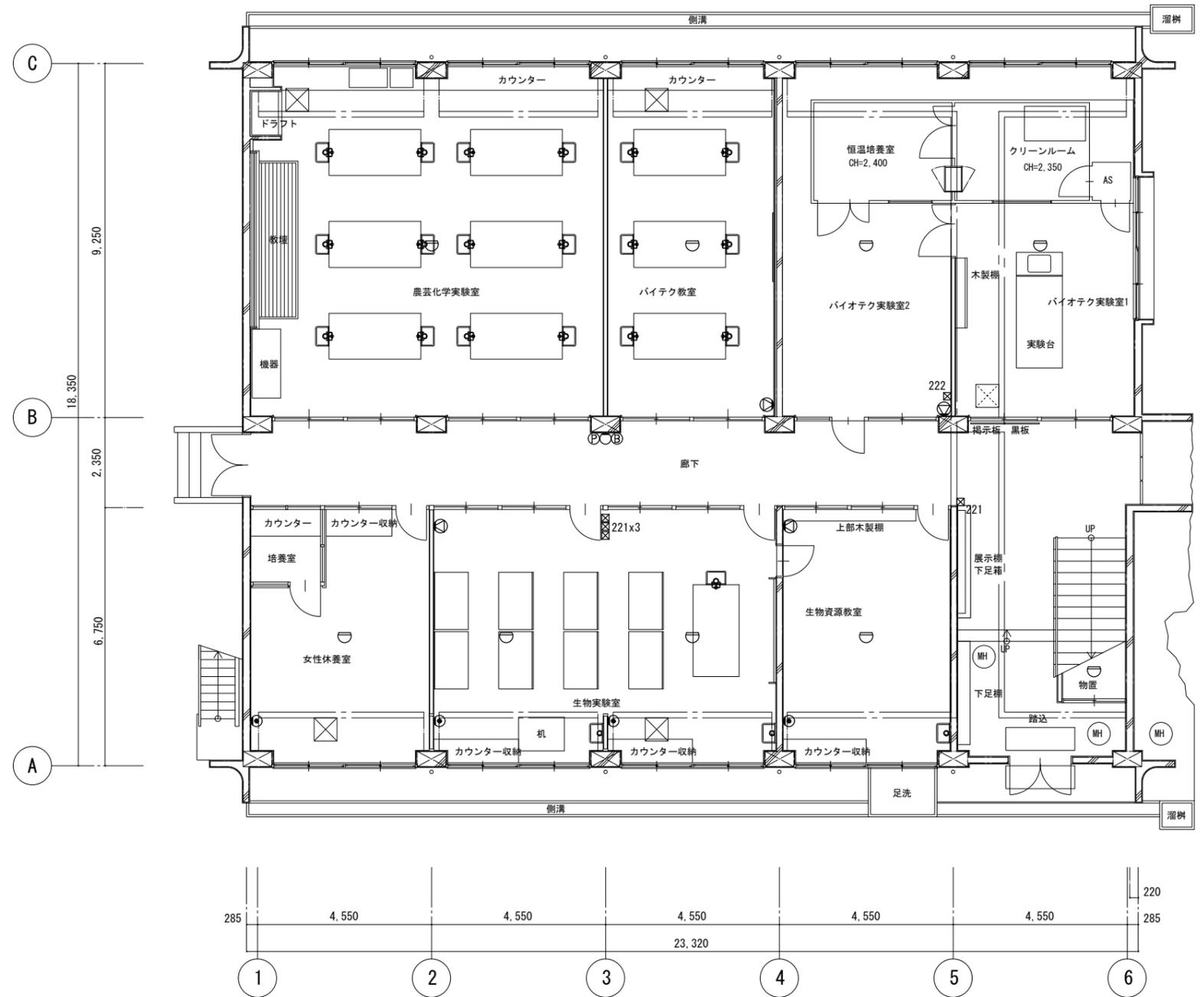
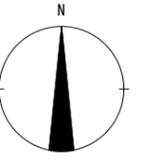
凡 例

記号	名 称	備 考
Ⓛ	埋込コンセント 2P15A125V x 1	
Ⓛ <sub>2</sub>	埋込コンセント 2P15A125V x 2	
Ⓛ <sub>2E</sub>	埋込コンセント 2P15A125V x 2(E)	
Ⓛ <sub>1</sub>	埋込コンセント 2P15A125V x 1	別棟へ立下げ部、同スイッチボックス共
Ⓛ <sub>2</sub>	埋込コンセント 2P15A125V x 2	別棟へ立下げ部、同スイッチボックス共
Ⓛ <sub>3</sub>	埋込コンセント 3P20A250V x 1	別棟へ立下げ部、同スイッチボックス共
Ⓛ	露出コンセント 2P15A125V x 1	
Ⓛ <sub>2</sub>	露出コンセント 2P15A125V x 2	
Ⓛ	抜止コンセント 2P15A125V x 1 (LK)	

(注記)

1. 図中で示す配管配線、機器及び器具類はすべて撤去すること。
2. 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。

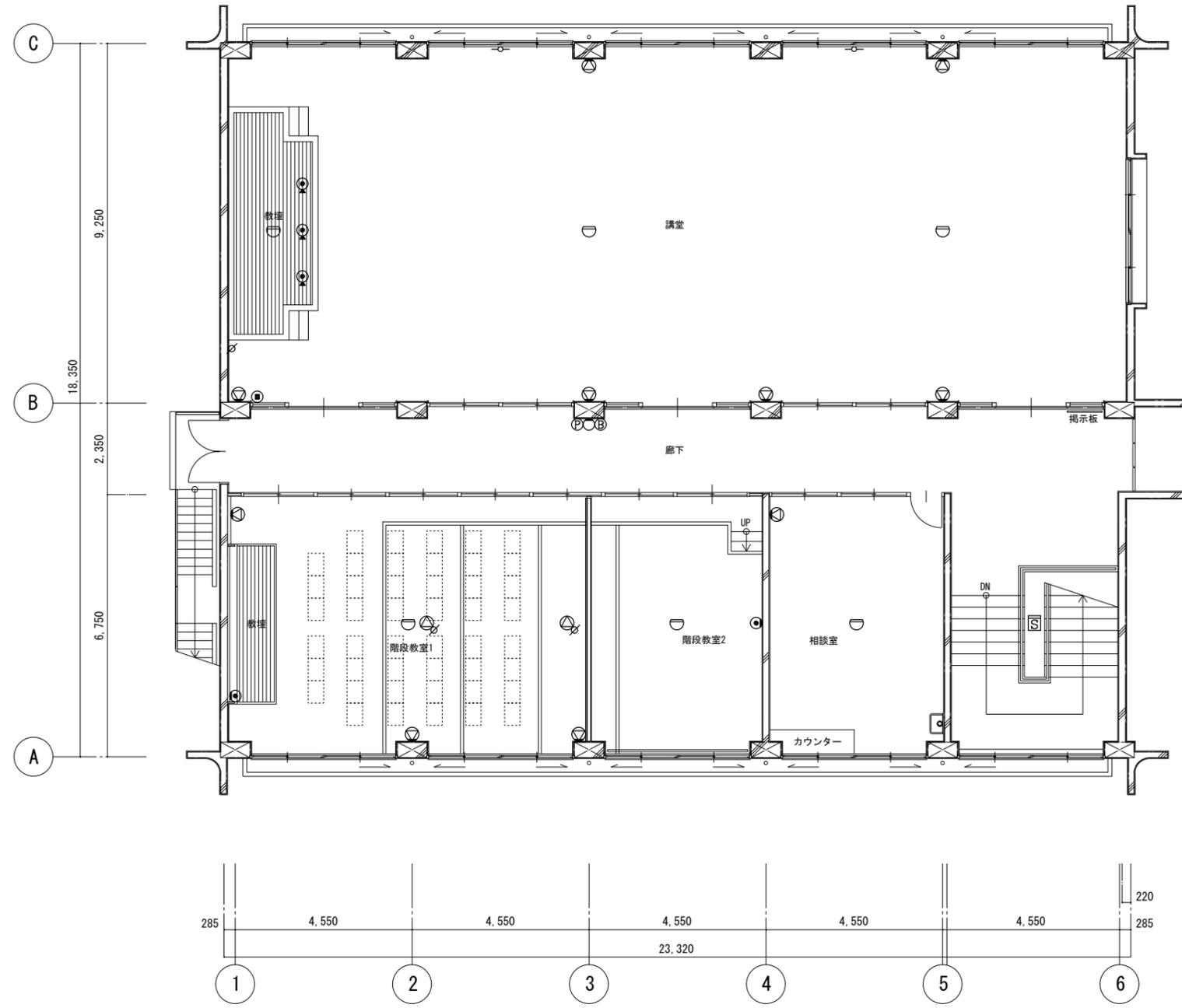
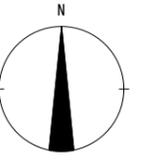




凡例

記号	名称	備考
□ <sub>221</sub>	プレート 200x200x100	
□ <sub>222</sub>	プレート 200x200x200	
⊙	電話用受口	
⊙	電話用受口フロア用	
⊙	情報用受口	
⊙	壁掛型スピーカー	ATT付
⊙	天井埋込スピーカー	ATT付
⊙	フッテナー	
—○—	ワイヤレス付	
⊙	発信機	
○	表示灯	
⊙	ベル	
⊙	差動式スポット型感知器 2種	
⊙	煙感知器光電式	非蓄積型

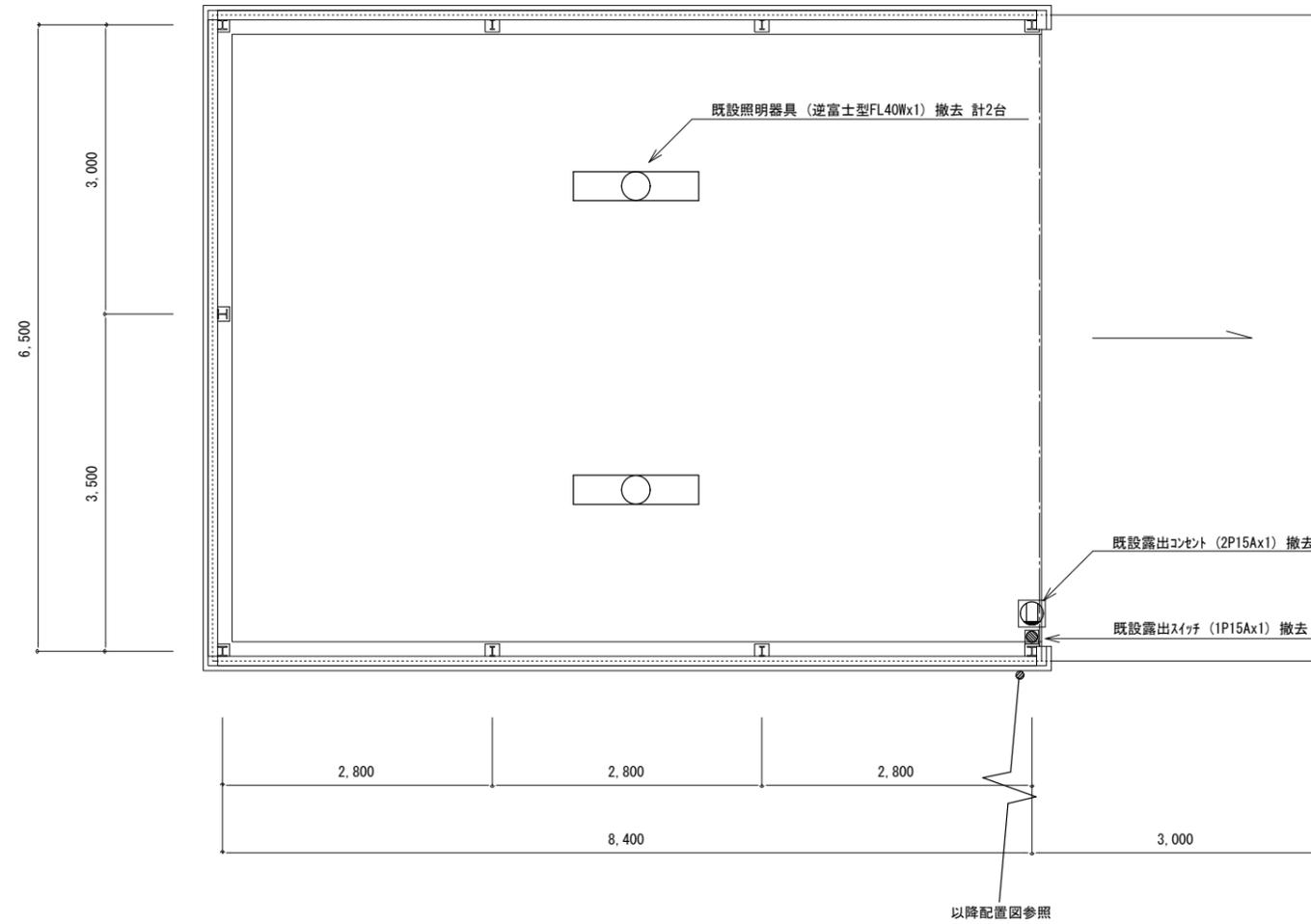
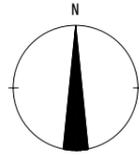
(注記)  
 1. 図中で示す配管配線、機器及び器具類はすべて撤去すること。  
 2. 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。



凡 例

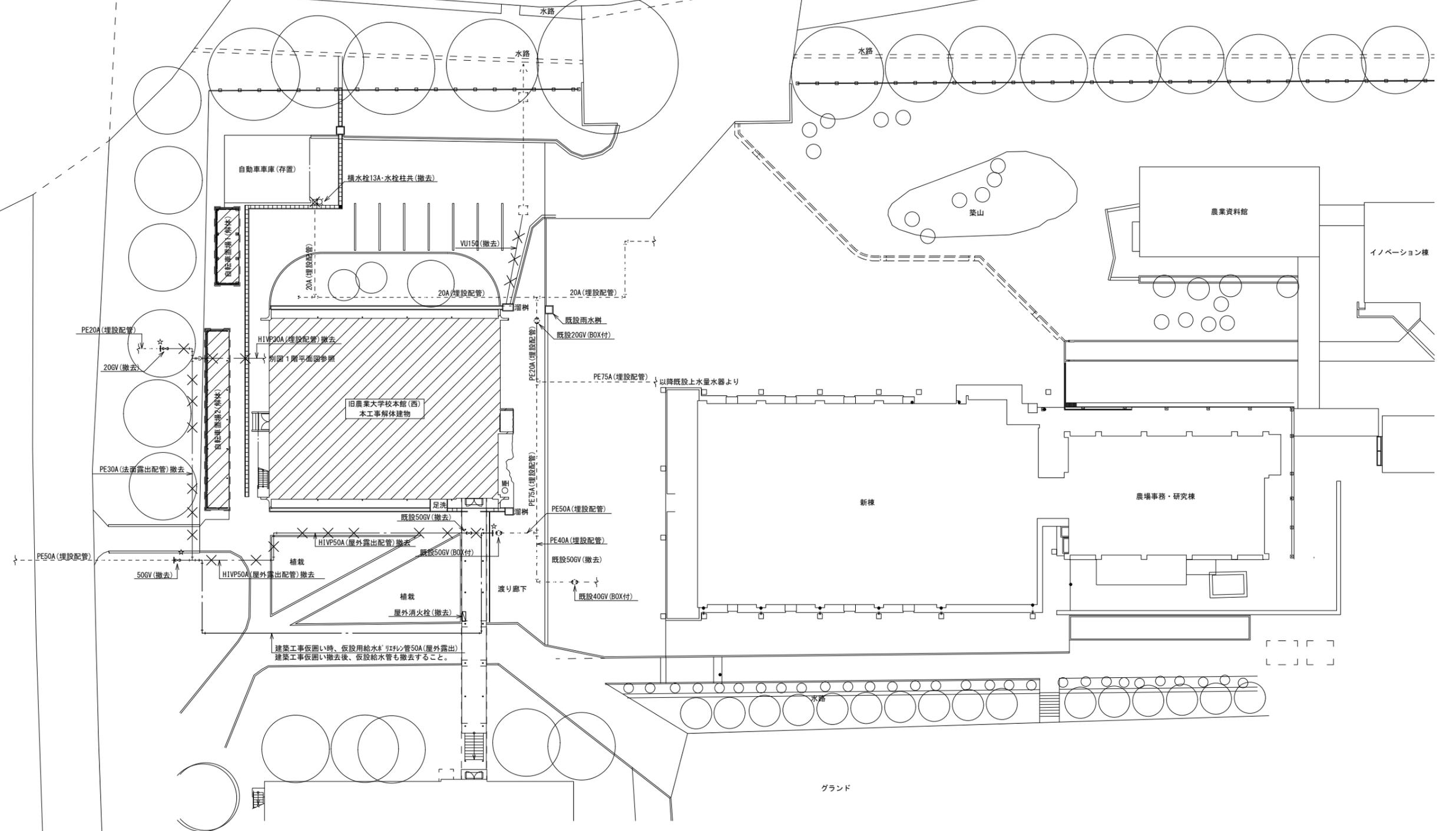
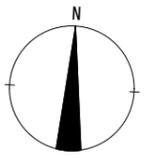
記号	名称	備考
□221	ﾌﾟﾙｯｸｽ 200x200x100	
□222	ﾌﾟﾙｯｸｽ 200x200x200	
⊙	電話用受口	
⊙	電話用受口フロア用	
⊙	情報用受口	
⊙	壁掛型スピーカー	ATT付
⊙	天井埋込スピーカー	ATT付
∅	ﾌｯﾃｰ	
—○—	ﾌｲﾚｽﾌﾗﾝｼﾞ	
Ⓟ	発信機	
○	表示灯	
Ⓟ	ベル	
⊖	差動式スポット型感知器 2種	
Ⓜ	煙感知器光電式	非蓄積型

- (注記)
1. 図中で示す配管配線、機器及び器具類はすべて撤去すること。
  2. 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。



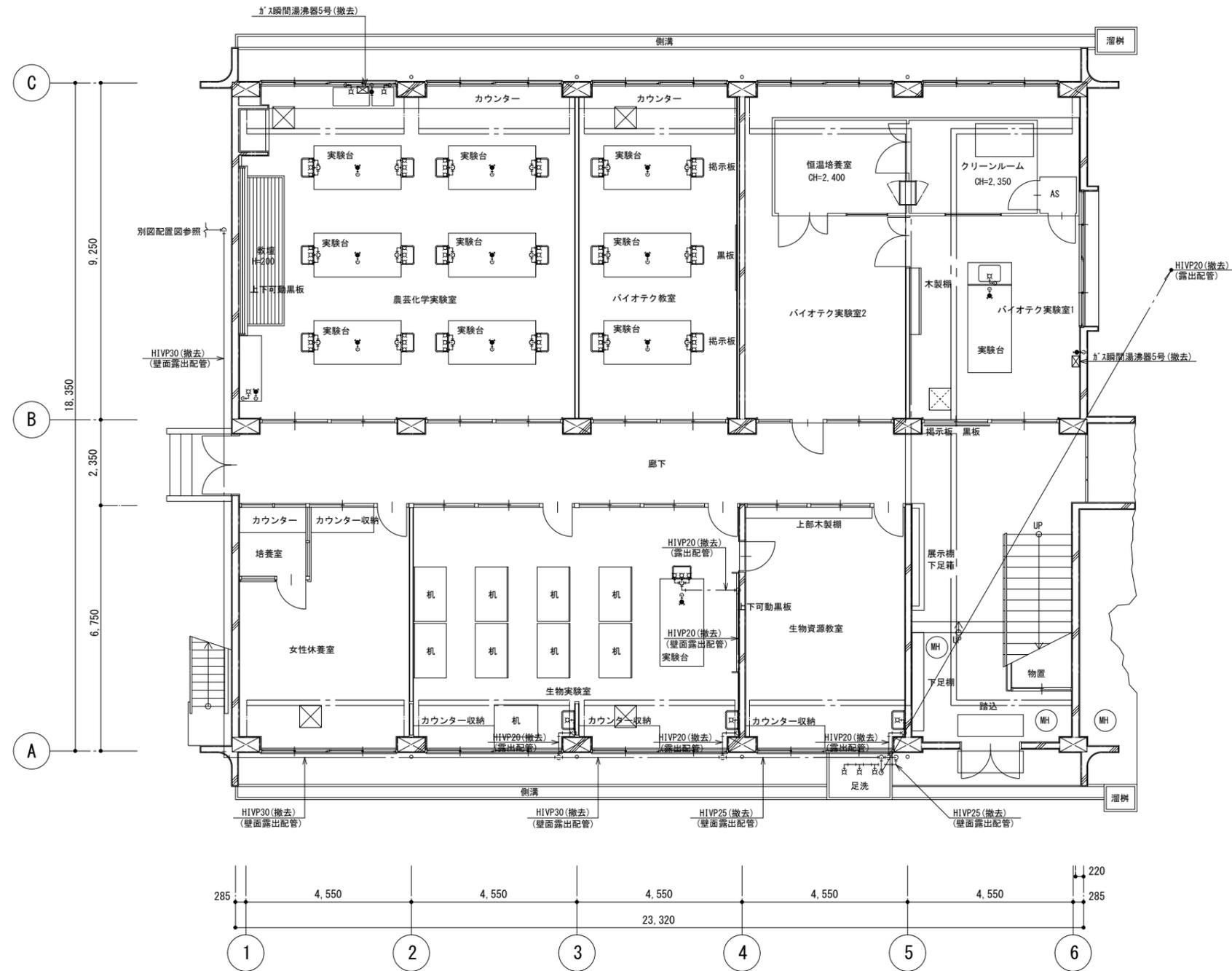
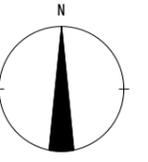
特記	徳島県	工事名称	R 6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事	図面番号	E - 08	<b>株式会社 象企画設計</b> <small>TEL 088-661-4080          徳島市雑賀町西開67-1          一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号          一級建築士登録 第86203号 林 貴</small>
		図面名称	電灯・コンセント設備 車庫詳細図	縮尺	1:50	





- (注記)
1. 図中×印は撤去を示し、点線は現状のままを示す。
  2. 図中☆印は既設配管切断を示す。
  3. 屋外給水仮設配管及び撤去配管時は一時断水を行うこと。
  4. 現地調査を十分に行い施工すること。

特記	徳島県土整備部営繕課	工事名称	R 6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事	図面番号	P - 02	<b>株式会社 象企画設計</b> <small>TEL 089-661-4080          徳島市雑賀町西開67-1          一級建築士事務所 第91093号          一級建築士登録 第86203号 林 貴</small>
		図面名称	管工事 配置図 (改修前)	縮尺	1:300	



撤去器具表

バイオテク実験室 1		
自在水栓 1 3 A	(撤去)	1
ガス栓 2 口	(撤去)	1
ガス栓 1 口	(撤去)	1

バイオテク教室		
陶器製流し	(撤去)	6
台付化学水栓 1 3 A	(撤去)	6
ガス栓 2 口	(撤去)	3

農芸化学実験室		
陶器製流し	(撤去)	1 2
台付化学水栓 1 3 A	(撤去)	1 2
ガス栓 2 口	(撤去)	7
ガス栓 1 口	(撤去)	1
自在水栓 1 3 A	(撤去)	3

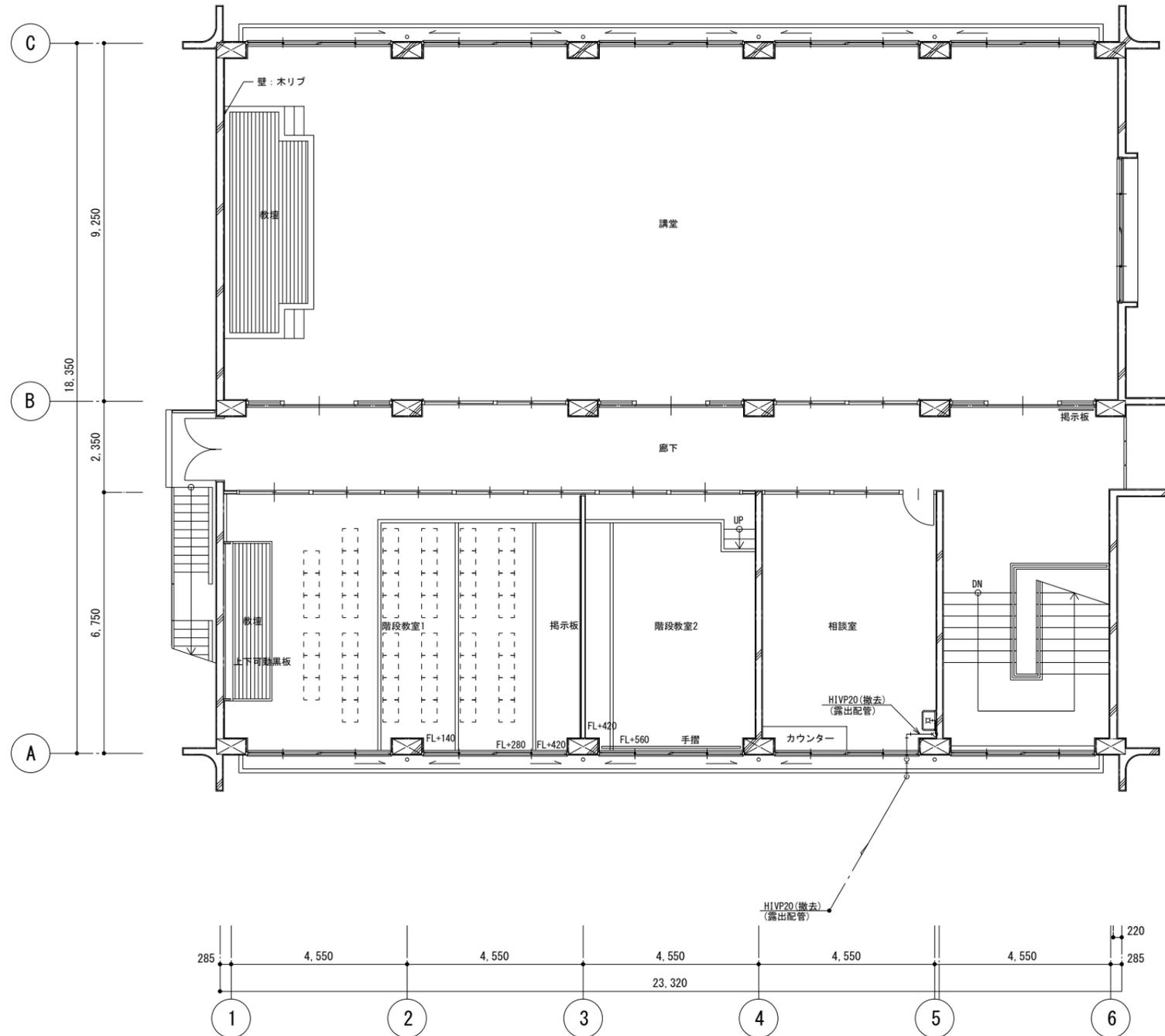
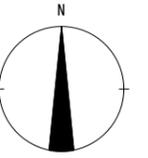
生物資源教室		
陶器製流し	(撤去)	1
横水栓 1 3 A	(撤去)	1
化粧鏡	(撤去)	1

生物実験室		
陶器製流し	(撤去)	3
台付化学水栓 1 3 A	(撤去)	1
横水栓 1 3 A	(撤去)	2
ガス栓 2 口	(撤去)	1

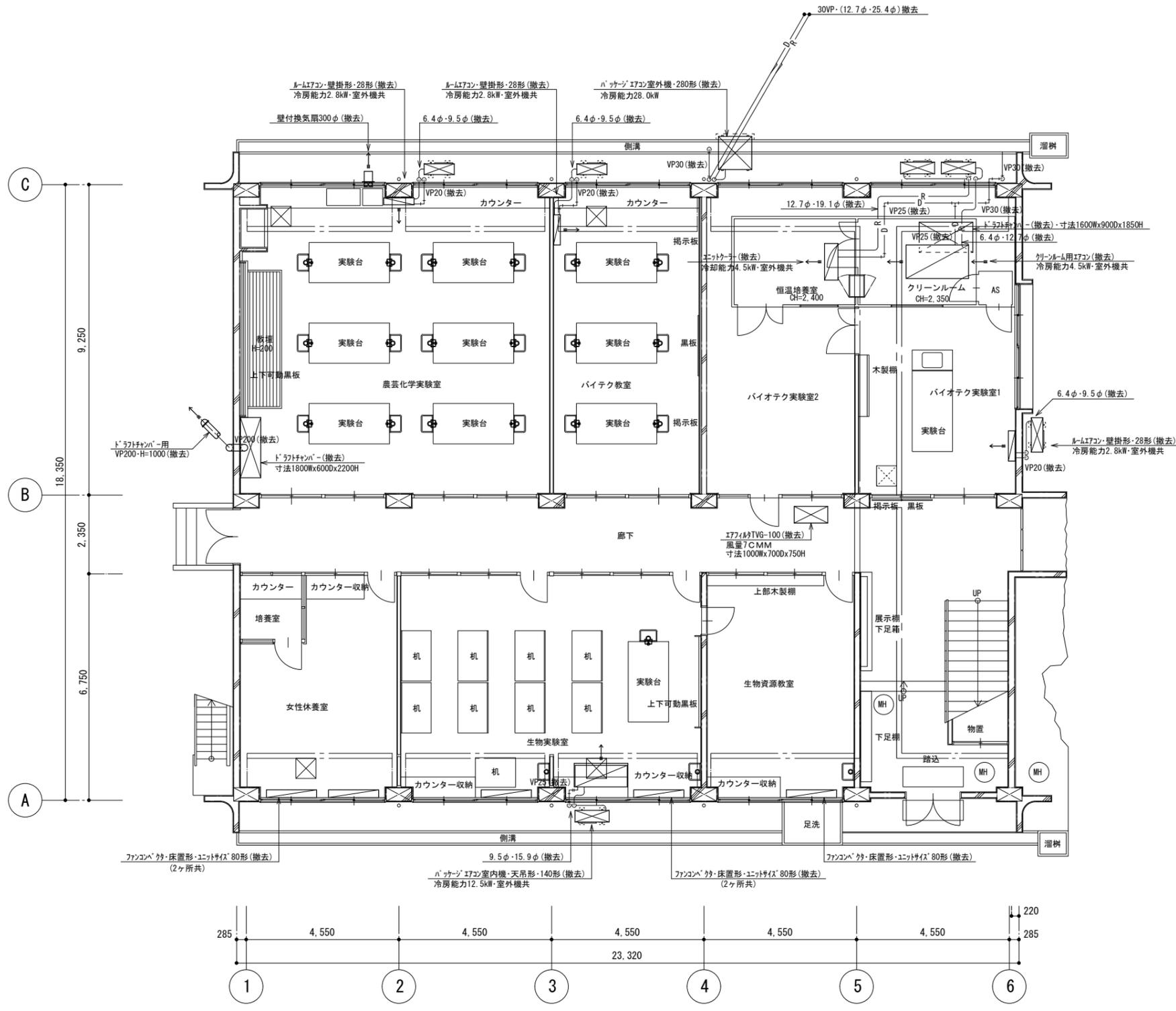
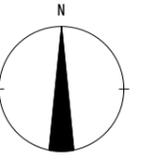
屋外足洗		
横水栓 1 3 A	(撤去)	3

- (注記)
- 解体建物に附帯する配管及び器具類、機器類はすべて撤去すること。
  - 現地調査を十分に行い施工すること。
  - 本工事施工に際し生じた近隣建物などの損傷は完全に修復すること。
  - 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。

特記	徳島県土整備部営繕課	工事名称 R 6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事	図面番号 P - 03	株式会社 象企画設計 TEL 089-661-4080 FAX 089-661-4097 徳島市西町西開67-1 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 一級建築士登録 第86203号 林 貴
		図面名称 管工事 1階平面図	縮尺 1:100	

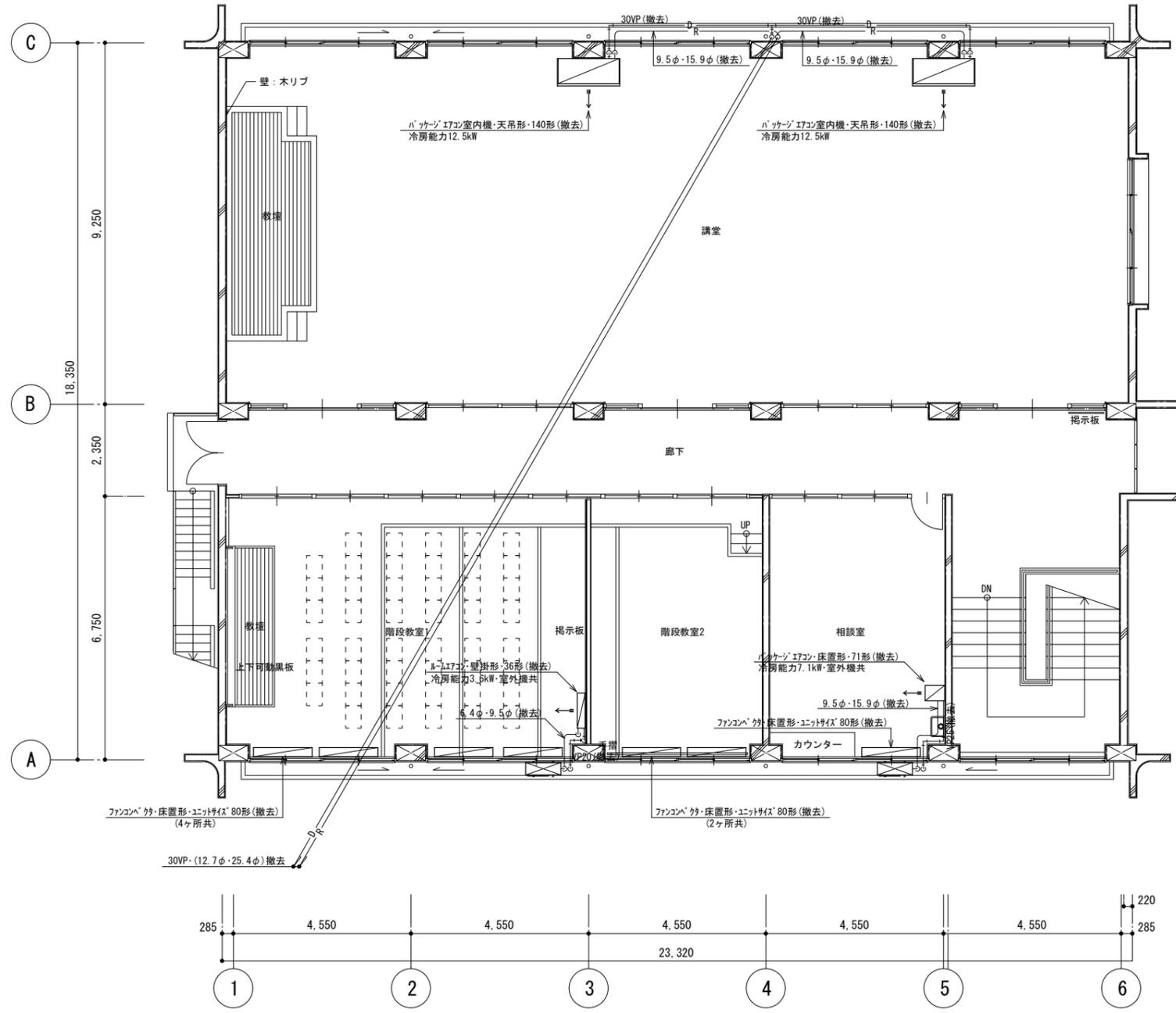
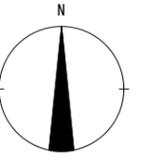


撤去器具表		
相談室		
陶器製流し	(撤去)	1
横水栓 13A	(撤去)	1
化粧鏡	(撤去)	1



- (注記)
- 解体建物に付帯する配管及び器具類、機器類はすべて撤去すること。
  - パッケージエアコンについてはフロン回収を行った上で適法に処分  
ルームエアコンについては家電リサイクル法に基づき処分をすること。
  - 現地調査を十分に先行施工すること。
  - 本工事施工に際し生じた近隣建物などの損傷は完全に修復すること。
  - 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。

特記	徳島県土整備部営繕課	工事名称 R6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事	図面番号 M - 01	株式会社 象企画設計 TEL 089-661-4080 FAX 089-661-4097 徳島市西町西開67-1 一級建築士事務所 第91093号 一級建築士登録 第86203号 林 貴
		図面名称 空調工事 1階平面図	縮尺 1:100	



- (注記)
1. 解体建物に附帯する配管及び器具類、機器類はすべて撤去すること。
  2. パッケージエアコンについてはフロン回収を行った上で適法に処分  
ルームエアコンについては家電リサイクル法に基づき処分をすること。
  3. 現地調査を十分に行い施工すること。
  4. 本工事施工に際し生じた近隣建物などの損傷は完全に修復すること。
  5. 撤去資材はすべて構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。

特記 徳島県土整備部営繕課	工事名称 R 6 営繕 旧農業大学校 石・石井 本館等解体工事 図面名称 空調工事 2階平面図	図面番号 M - 02 縮尺 1:100	<b>株式会社 象企画設計</b> TEL 089-661-4080 徳島市雑賀町西開67-1 FAX 089-661-4097 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 一級建築士登録 第86203号 林 貴
------------------	--	-------------------------	---